

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の
活用等に関する調査研究

報告書

平成 31 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■ 目次 ■

1. 本調査研究の実施概要	1
(1) 調査研究の目的.....	1
(2) 調査研究の実施概要.....	1
(3) 成果の公表方法.....	2
2. 検討委員会	3
(1) 検討委員会開催の目的.....	3
(2) 検討委員会委員.....	3
(3) 開催日程及び検討内容.....	4
3. 先行研究の収集	5
(1) 調査目的	5
(2) 調査方法	5
(3) 調査実施時期	5
(4) 主な調査項目	5
(5) 調査結果の概要.....	6
(6) 調査結果	6
4. 研修実施機関・団体等に対するヒアリング調査	21
(1) 調査目的	21
(2) 調査方法及び調査対象の選定.....	21
(3) 調査実施時期	21
(4) 主な調査項目	21
(5) ヒアリング調査結果.....	22
5. 都道府県等に対するアンケート調査	40
(1) 実施概要	40
(2) 調査結果のまとめ.....	42
(3) 調査結果	45
6. 映像等を盛り込んだサンプル版の作成	110
(1) 作成の目的	110
(2) 作成したサンプル版.....	110

(3) サンプル版動画の構成.....	112
(4) 研修レジメの作成.....	114
7. 研究のまとめと今後の研究課題	115
(1) 子育て支援員研修の実施状況及び課題.....	115
(2) 子育て支援員研修の修了評価に関する課題.....	115
(3) 子育て支援員研修における e-ラーニングの活用への期待と課題	116
(4) 今後の研究課題.....	116
 アンケート調査票	 118
 サンプル版動画の解説及び研修用レジメ	 138

1. 本調査研究の実施概要

(1) 調査研究の目的

質の高い保育を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るための研修を行うことを目的として、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において、子育て支援員研修事業が推進されている。子育て支援員研修の研修科目は、座学を中心として、講義、演習、実習により構成しており、平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」において、研修ごとにその科目名、区分、時間数、内容、目的等が定められている。

平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビューによると、平成28年度の研修受講者数は4万7千人であるが、受講者数をさらに拡大することが求められている。同レビューの公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価について、「できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、eラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また研修効果の評価方法についても工夫すべきである」とのコメントが出されたところである。

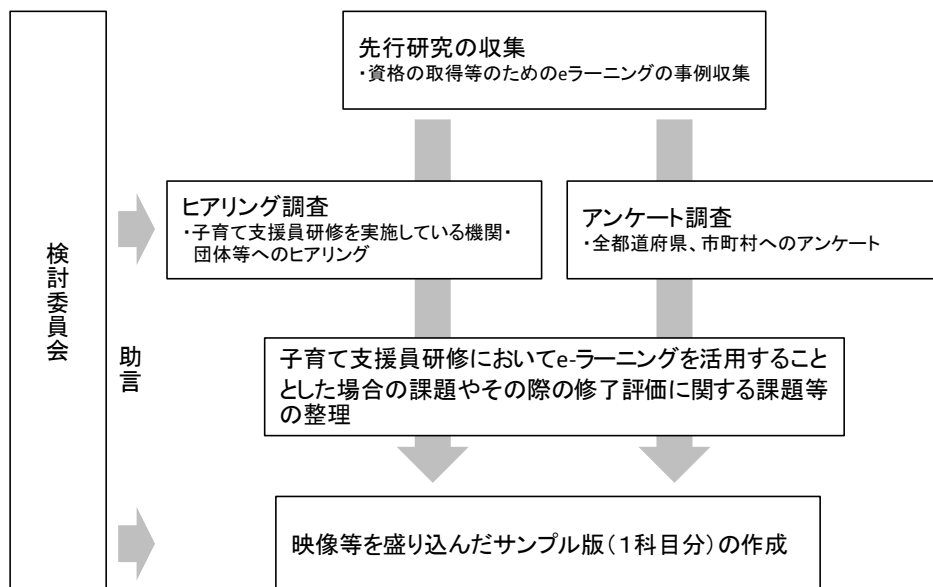
また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」において、「(略)修了の際にはレポート等の提出を求めるほか、研修実施者は演習や見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意する」としている。

そこで、本事業では、eラーニングを活用した研修の事例とその修了評価の方法を把握し、eラーニングによる研修受講の効果を検証した上で、子育て支援員研修において活用することとした場合の課題やその際の修了評価に関する課題等を整理するとともに、その内容を踏まえた映像等を盛り込んだサンプル版(1科目分)を作成し、今後の子育て支援員研修におけるeラーニングの受講方式の活用等の検討に資することを目的とする。

(2) 調査研究の実施概要

本調査研究の実施概要は以下のとおりである。eラーニングを活用した研修事例や、修了評価も含めた実施方法に関する先行研究を収集のうえ、ヒアリング調査とアンケート調査を通じて、子育て支援員研修においてeラーニングを活用することとした場合の課題やその際の修了評価に関する課題等を整理し、映像等を盛り込んだサンプル版(1科目分)を作成した。また、有識者から構成される検討委員会を設置し、調査研究全般にわたって助言を得た。

本調査研究の実施概要



(3) 成果の公表方法

本調査研究の成果をとりまとめた本報告書及びサンプル版動画は、本研究の事務局である三菱UFJリサーチ&コンサルティングのホームページにて公開する。

2. 検討委員会

(1) 検討委員会開催の目的

子育て支援員研修においてe-ラーニングの特性を踏まえた研修映像の作成や、受講者に効果的に身につくような実施方法、e-ラーニングを活用することとした場合の課題や、その際の修了評価に関する課題を検討するため、有識者等による検討委員会を開催した。

(2) 検討委員会委員

子育て支援員研修やe-ラーニングの活用等に係る有識者等として、以下の有識者等を委員として開催した。

◎松村 祥子：放送大学名誉教授。「子育て支援員研修の研修制度に関する検討会」構成員。

高橋 秀明：放送大学准教授。「放課後児童支援員等の研修体系のあり方等に関する調査研究」事業担当者。

尾木 まり：有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長。「子育て支援員研修の研修制度に関する検討会」構成員。

坂田 哲人：帝京大学 高等教育開発センター 講師。

大場 慶育：松戸市子ども部子育て支援課 主幹。松戸市「子育て支援員研修の研修制度に関する検討会」構成員。

梅崎 亜希子：株式会社ポピンズ 研修事業本部 研修部。神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等の子育て支援員研修共同事業受託者。

◎座長

また、オブザーバーは以下のとおりである。

大津 昭夫：厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 課長補佐

佐藤 晃子：厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 児童健全育成専門官

芝海 太介：厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室
主査

(事務局)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

塚田 聡：共生社会部 主任研究員

鈴木 陽子：共生社会部 主任研究員

有竹 麻衣：共生社会部 研究員

服部 保志：共生社会部 研究員

(3) 開催日程及び検討内容

【第1回】平成30年11月29日（木）10:00～12:00

- ・事業実施概要について
- ・先行研究の収集
- ・ヒアリング調査実施概要
- ・アンケート調査実施概要
- ・映像等を盛り込んだサンプル版の作成について

【第2回】平成31年3月1日（金）13:00～15:00

- ・ヒアリング調査実施結果
- ・アンケート調査実施結果（中間報告）
- ・映像等を盛り込んだサンプル版の作成について

【第3回】平成31年3月19日（火）13:00～15:00

- ・アンケート調査報告
- ・映像等を盛り込んだサンプル版の作成について
- ・調査報告書案の検討

3. 先行研究の収集

(1) 調査目的

子育て支援員研修において e-ラーニングを活用することとした場合の課題や、その際の修了評価に関する課題の検討の参考とするため、他の業種における e-ラーニングを活用した研修事例や、修了評価も含めた実施方法について、事例を収集した。

(2) 調査方法

おもにインターネット検索による収集を行う。

過去に実施された e-ラーニングによる研修の効果的な実施方法や、修了評価も含めた実施方法に関する研究や、特に自治体ですでに取り組まれている e-ラーニングを用いた研修等の報告書及び事例を収集し、概要を整理した。

(3) 調査実施時期

2018年11月。

(4) 主な調査項目

○資格等について

- ・付与される資格等の名称・概要
- ・資格の対象
- ・研修等が課される場合の研修プログラムの概要
- ・研修等が課される場合の研修プログラムの構成・所要時間

○e-ラーニングについて

- ・e-ラーニングの提供機関
- ・e-ラーニングが担う範囲・役割
- ・e-ラーニングの構成・所要時間
- ・機能、環境
- ・付随するサービス、フォローやヘルプ体制
- ・修了評価の方法（判定基準、運用方法、不正防止対策） / 等

(5) 調査結果の概要

収集した先行研究における、資格の取得等のための e-ラーニング活用の事例の主な特徴は以下のとおりである。

- 資格の取得等のために e-ラーニングを活用している分野として、医療・介護分野では積極的に活用されている様子がうかがえる。従来より実施されている研修において、講義部分で e-ラーニングを活用するケースがみられる。一部には厚生労働省が指定する研修機関が実施する研修も含まれている。
- 修了要件として、e-ラーニング受講後に確認テストを実施し、合格基準を満たした場合を要件とするケースが多い。また、e-ラーニングの視聴時間が一定以上の長さであることや、確認テストに加えて課題レポートを提出させるものもみられる。
- その他の特徴として、一部の研修ではグループワーク等を e-ラーニング上で提供している。

先行研究結果からは、子育て支援員研修において e-ラーニングを活用する場合、講義主体の科目について、すでにシラバスに基づいて実施されている研修内容をベースとして e-ラーニングを活用することが想定される。また、子育て支援員研修では修了評価を行うことが求められるが、e-ラーニングにおいて確認テストを盛り込むことや、別途課題レポートの提出を組み込むような修了評価の方法が考えられる。中長期的には、技術的な開発が必要となるが、講義のみならずグループワーク等においても e-ラーニングを活用することも検討できるだろう。

(6) 調査結果

本調査では、現在行われている資格の取得等^{※1}のための e-ラーニングの事例を収集した^{※2}。また、資格取得等のための e-ラーニングの活用に関する検討事例や調査事例も収集を試みた。収集した事例は下記の通りである。

- ※1 「資格」には、子育て支援員のように一定の研修を修了することを含む。
- ※2 修了要件の一部を e-ラーニングで満たすことができる、あるいは e-ラーニングが修了要件の一部である事例など、資格等の取得と直接的に結びつく事例を収集した。資格と結びつかない知識の習得や、資格のための学習に過ぎないもの（公的資格の試験勉強など）は対象外とした。

【収集事例一覧】

●資格等の取得に導入されている e-ラーニングの例

1. 訪問看護 e-ラーニング

<https://www.jvnf.or.jp/e-learning/>

2. e-ラーニング活用型 医療安全管理者養成研修
<https://gakken-meds.jp/ia/index.html>
 3. 特定行為に係る看護師の研修
<https://s-que.net/program/squel000/specificttraining.php>
 4. 介護プロフェッショナルキャリア段位制度（アセッサー講習）
<https://careprofessional.org/careproweb/guidance>
 5. 教員免許の更新（幼・小・中・高）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/007.htm
 6. 地方創生カレッジ・ふるさとプロデューサー育成支援事業指定講座
https://chihousei-college.jp/furusato_producer.html
 7. 地方創生カレッジ・日本税理士会連合会・後援講座（税理士研修制度上の受講実績の対象）
<https://chihousei-college.jp/nichizeiren.html>
- 検討・調査事例
8. e-ラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ci0h-att/2r9852000002ci48.pdf>
 9. 国家資格の取得更新時における e-ラーニングの活用実態調査・ヒアリング結果報告（首相官邸）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/kaikaku04/siryoku3.pdf

1) 訪問看護 e-ラーニング

●資格等の情報

資格等の名称	訪問看護人材養成基礎カリキュラム（修了証の発行）
認定・運営団体	・ 日本訪問看護財団、各都道府県の看護協会
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ これから訪問看護に従事しようとする者 ・ 訪問看護に従事して概ね3年未満の者 ・ 看護の実務経験は問わない ・ 看護職員を想定しているが、研修開催者の判断により、講義・演習については看護職員以外の受講を可能とする
研修プログラムの概要	・ 訪問看護人材養成基礎カリキュラム（日本訪問看護財団）に基づく
研修プログラムの構成・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 240 時間（14 単位） <li style="padding-left: 20px;">講義 60 時間（4 単位；1 単位＝45 分×15 コマ） <li style="padding-left: 20px;">演習 135 時間（9 単位；1 単位＝30 時間） <li style="padding-left: 20px;">実習 45 時間（1 単位；1 単位＝45 時間） ・ 研修開始から修了に必要な単位修得までの履修期間は、1～2年間に設定することが望ましい

●e-ラーニングの情報

提供機関	・ 株式会社ネットラーニング
範囲・構成	・ 講義部分すべて可能
所要時間・受講可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計 60 時間（4 単位） ・ 全項目の再生に要する時間は約 20 時間 ・ 受講可能期間は、ID の発行日から 5 か月間、その後 1 か月間の閲覧期間がある
機能、環境	・ 効果的な学習にはパソコンでの受講を主とし、スマートフォンは補助的に利用することを推奨
付随サービス、フォロー体制	・ コース内の「チュータ」ボタンより、担当者へ質問することができる。メールでの問い合わせや質問へも対応も可能。
修了評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全レッスン（講義）の受講修了（参考資料・参考映像を除く） ・ 各章ごとのテストに 70%以上正解することが必要。テストは合格するまで受けることが可能

2) e-ラーニング活用型 医療安全管理者養成研修

●資格等の情報

資格等の名称・概要	<p>医療安全管理者養成研修（修了証の発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療機関の管理者から安全管理のために必要な権限の委譲と、人材、予算およびインフラなど必要な資源を付与されて、管理者の指示に基づいて、その業務を行う者 診療報酬制度において医療安全対策加算に関する施設基準には、医療安全管理者の配置が要件の一つとなっている
認定・運営団体	<ul style="list-style-type: none"> 各地の看護協会等が研修を実施
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> 国家資格を有する医療者 国家資格を有する医療者でない場合でも、受講可能（国の規定による医療安全管理者としての要件は満たさないが、修了修書を発行する）
研修プログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」（平成 19 年）に準拠（診療報酬における「医療安全対策加算」の研修要件を満たす） 同指針内では、「全員への周知が必要な内容については、複数回の実施やビデオ研修等により、全員が何らかの形で受講できるようにする」よう記載がある。（その後の e-ラーニングの取り扱いについての検討状況については不明）
研修プログラムの構成・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> 40 時間以上 講義および演習によって構成される

●e-ラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社学研メディカルサポート など
範囲・構成	<ul style="list-style-type: none"> 講義部分すべて可能
所要時間・受講可能期間	<ul style="list-style-type: none"> 27 時間 48 分（受講+テスト） テスト時間は 15 分～20 分程度 3 ヶ月間での受講完了が必要。e-ラーニングの受講締切の 2 週間後に集合研修を実施 集合研修を 2 日間に凝縮して、研修参加へのハードルを低くすることが可能（通常の医療安全管理者養成研修では 6 日から 7 日間の集合研修受講が必須）
機能、環境	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンはブラウザ上で受講可能（スマホートフォンやタブ

	レットに対応した画面あり)
付随サービス、 フォロー体制	
修了評価の方法 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認テストの合格基準は 80 点 ・ 講義の受講は指定時間を超える視聴の有無を判定基準とする ・ テストは、選択式と記述式がある ・ 記述式テストについては提出有無が判定基準となっている模様

3) 特定行為に係る看護師の研修

●資格等の情報

資格等の名称・概要	<p>特定行為に係る看護師の研修（修了証の発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を手順書にもとづいて行う看護師を養成する ・ 診療の補助のうち、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる特定行為を手順書により行う場合は、看護師に特定行為研修の受講が義務付けられている（医師の下で行う特定行為はこの限りではない）
認定・運営団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省が指定する研修機関
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師（概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師を想定）
研修プログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師助産師看護法第三十七条の二項一号に規定する特行為及び同四に規定する特行為研修に関する省令（厚生労働省令第 厚生労働省令第 33 号、平成 27 年 3 月 13 日）にもとづく ・ 研修内容、施設や設備、指導体制、委員会の設置などの適切性を判断して、研修機関が指定される ・ 研修は講義・演習、実習からなる ・ 講義又は演習は、大学通信教育設置基準第三条一項及び二に定める方法により行うことができる
研修プログラムの構成・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目 計 315 時間 ・ 区分別科目 科目に応じて 15 時間～72 時間

●e-ラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 S-QUE 研究会 など
範囲・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目すべて
所要時間・受講可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計 320 時間（講義 247 時間、演習 73 時間） ・ 1 コマ 45 分
機能、環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義を e-ラーニングで受講 ・ 演習は、グループワーク等を e-ラーニング上で提供
付随サービス、フォロー体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷教材等による授業及び放送授業の方法により講義又は演習を実施する場合にあっては、添削等による指導を併せ行うものであること（省令内記載事項） ・ （メディア等にて授業が行われる場合は、）毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者に対面する

	<p>ことにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が、当該授業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うこと。また、当該授業に関する受講者の意見交換の機会を確保すること（省令内記載事項）</p>
<p>修了評価の方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義時間の9割を受講しないとテストを受けられない ・ 講義を早送りした場合は確認テストが表示されない ・ 研修実施機関が自由に科目修了試験を作成可能。試験は8割合格を推奨しているが、研修機関が設定可能。

4) 介護プロフェッショナル段位制度 アセッサー講習

●資格等の情報

資格等の名称・概要	<p>アセッサー（介護プロフェッショナルレベル4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に内閣府の実践キャリア・アップ戦略としてスタート ・基本介護技術をはじめ、感染症対策、地域包括ケアシステムへの取組など、介護職員の現場スキルを確実に「できる（実践的スキル）」ようにするための人材育成のプログラム ・アセッサー（評価者）は、介護業務の現場において、国の定めた評価基準に基づき、介護技術の評価・OJTを通じて人材育成を行う役割がある ・介護キャリア段位制度による実践的スキルの評価を行うには、事業所・施設内で評価を行うアセッサーとなる職員を選び、アセッサー講習を受講・修了する必要がある
認定・運営団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人シルバーサービス振興会
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・介護キャリア段位制度レベル4以上の者 ・介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者 ・実施試験に関わる介護福祉士試験委員の要件に該当しているもの ・介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者 ・サービス提供責任者、主任等又は介護部門のリーダー
研修プログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト学習（eラーニング受講の前提となる内容） ・eラーニング受講 ・トライアル課題実施（アセッサーとなった後を想定した実務練習）（トライアル課題までは自宅や事業所で受講可能） ・集合講習受講
研修プログラムの構成・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> ・およそ2ヶ月 ・集合研修前日までに eラーニングの受講修了とトライアル課題の提出が必要

●eラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> ・不明（一般社団法人シルバーサービス振興会か）
範囲・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・座学の一部（eラーニングの手前でテキスト学習がある） ・eラーニングの完了が修了証発行の条件

所要時間・受講期間	
機能、環境	
付随サービス、フォロー体制	・ 受講の進捗状況を受講者のほか、事業所や施設管理者にメールにて連絡される
修了評価の方法等	・ 募集要項では、「e-ラーニングは受講者本人が受講してください（受講者本人以外の代理受講はできません）」の記載がある。 テストの合格基準は不明

5) 教員免許の更新講習

●資格等の情報

資格等の名称・概要	・ 各種教員免許の更新
認定・運営団体	・ 教員免許の更新を取り扱う大学等
資格の対象	・ 教員免許を更新する者
研修プログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「更新講習は基本的に長期休業期間中や土日に開講されます。また、通信・インターネットや放送による形態なども認めることにより、受講しやすい環境の整備に努めています」(文部科学省ウェブサイトより) ・ 講習を受講したうえで履修認定試験に合格することが必要
研修プログラムの構成・所要時間	・ 必修、選択必修、選択で合わせて 30 時間の受講

●e-ラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人教員育成研究機構（開設は玉川大学）など ・ 次ページに参考情報を掲載
目的・役割	
範囲・構成	
所要時間・受講期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新に必要な 30 時間をすべて受講可能 ・ 受講期間はおよそ 2 ヶ月
機能、環境	
付随サービス、フォロー体制	
修了評価の方法等	・ 試験は別途試験会場を用意（玉川大学の例では、e-ラーニング上での模擬テストの合格を履修認定試験の受験要件としている）

6) 地方創生カレッジ ふるさとプロデューサー育成支援事業指定講座

●資格等の情報

資格等の名称・概要	<p>ふるさとプロデューサー（への応募資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさとプロデューサー育成支援事業は、地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした製品のブランド化や、国内外へ販路開拓を行う取組みの中心的な担い手となることができる人材である「ふるさとプロデューサー」の育成を通じ、中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した事業を促進することを目的とする
認定・運営団体	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人日本生産性本部（委託元 経済産業省中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課）
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する者。 現在、地域活性化プロジェクトに参加している者であり、当該プロジェクトの責任者もしくは市町村からの推薦状が得られる者であることが望ましい。なお、地域活性化プロジェクトとは、市区町村が行う「ふるさと名物応援宣言」を主軸とした取組等を想定している。 将来的には複数・地域を越えた地域活性化プロジェクトへの参加について承認が得られている者であることが望ましい 将来的には複数・地域を越えた地域活性化プロジェクトへの参加について承認が得られている者であることが望ましい 管理事務局等が実施・指定する下記「セミナー・座学研修」「e-ラーニング」等を受講し当該研修の研修生として一定の能力を有する者。
研修プログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとプロデューサー育成支援事業における研修プログラムがあるが、これらプログラムでは、e-ラーニングは用いられていない
研修プログラムの構成・所要時間	<ul style="list-style-type: none"> 20日間または60日間

●e-ラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生カレッジ内では、e-ラーニングはネットラーニングとビジネス・ブレイクスルー大学の2つの e-ラーニングシステムを用いている。
範囲・構成	<ul style="list-style-type: none"> e-ラーニングの受講が研修プログラムへの参加の要件となっている
所要時間・受講	

期間	
機能、環境	・ 講座ごとに異なる。40分～120分程度。
付随サービス、 フォロー体制	
修了評価の方法 等	・ 確認テストへの合格が必要

7) 地方創生カレッジ 日本税理士会連合会・講演講座

●資格等の情報

資格等の名称・概要	<p>名称は特にないが、税理士研修の受講として認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士会の会則及び研修規則では、会員に対し年 36 時間以上の研修受講の義務を定めている
認定・運営団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人日本生産性本部、日本税理士会連合会
資格の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に税理士
研修プログラムの概要	
研修プログラムの構成・所要時間	

●e-ラーニングの情報

提供機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生カレッジ内では、e-ラーニングはネットラーニングとビジネス・ブレイクスルー大学の2つの e-ラーニングシステムを用いている。
範囲・構成	
所要時間・受講期間	
機能、環境	
付随サービス、フォロー体制	
修了評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認テストへの合格が必要 ・ 講座ごとに基準が異なる模様（「企業会計と非営利会計」の講座は正答率 60%以上で合格）

8) 看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書

<p>e-ラーニングによる修了評価の方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テストは、形式を択一式とし、プールされた問題からランダムに出題され、一定の時間内に、一定数以上の正答数をもって当該科目の受講修了とすることが適切である。そのため、コンテンツ作成には、設問、解答及び解説の作成の業務や、事業運営時には受講履歴やテスト修了の確認の業務が必要となる。 ・レポートによる評価の場合は、Web 上で実施できると、授受の記録ともなるが、レポートの評価にあたっては、集合研修と同様に、採点基準の作成が必要である。 ・また、講習会においては単に知識の習得のみを目的とした授業科目はないことから、e-ラーニングへの参加状況を評価することも必要である。具体的には、例えば BBS にどのくらい参加したのか、どのような内容の発言をしたのかについても評価の対象とすることを検討すべきである。 ・また、採点結果の周知に際しては、各受講生が受講生全体のどのくらいの位置にあるかが分かるものとするような工夫も必要である
<p>コンテンツ作成時の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・e-ラーニングは、集合型の研修と異なり、受講生自身が受講計画を立て、自己管理をしながら学習を進めるものであり、モチベーションを維持しなければ学習は進まない。このため、受講生自身の学習の計画性や自律的な学習姿勢が重要であり、これを支えるための教育体制を整備する必要がある。 ・受講生の学習が継続するよう支援するためには、受講生からの質問や意見に直接答えることや受講生と講師の1対1の関係が担保できる体制を整備することが必要である。 ・受講生の質問や意見に直接対応できるような体制としては、先行事例では、一定のトレーニングを受けた「教育コーチ」や「チューター」などの名称で学習をサポートする仕組みが作られており、e-ラーニング運営主体はこのような者を位置づけることも効果的である。

9) 国家資格の取得更新時における e-ラーニングの活用実態調査・ヒアリング結果報告

調査概要	<ul style="list-style-type: none"> 資格の取得・更新における e-ラーニングの活用を促進するため、所管省庁に対して、講習の受講が求められている制度の実態について調査やヒアリングを実施。
調査やヒアリングによって浮かび上がった課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○講義における厳格な本人確認の必要性 <ul style="list-style-type: none"> e-ラーニングで行う場合、本人確認はID/PWで行うのが現実的な手法だが、省庁/実施主体にとって、成りすまし受講のリスクが対面式講義に比べて高まることへの懸念は極めて強い(新たな方式の導入による混乱や問題の発生のリスクを懸念)。 講義終了後の確認試験がないものもあり、こうした制度において e-ラーニングでの講義受講のみで資格を付与することには高いハードルがある。 ○実施主体に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> 実施主体の多くは、財政基盤の弱い公益法人。講義/試験の実施に当たって、所管省庁からの財政的な支援もない。その結果、総じて、所管省庁から実施主体への指導力が働きにくい構造になっている。 e-ラーニング導入への新たな投資に見合うだけのリターン(受講生が増加など)があるかどうか不透明な中で、受講料の値上げとなることを恐れている。 1つの資格に対して、実施主体が数多くわかれていたり、一つの資格の中でも内容やレベルが細分化されており、それぞれに講義の内容が異なるなど、一つのコンテンツで対応可能な人数は調査結果で示された受講者数からさらに少なくなっているケースもある。 ○受講生に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの資格制度は、企業内の社員が業務の必要上、企業からの業務命令で受講/受験している。 受講/受験を命ぜられる社員にとって、個人としての金銭的な負担は発生せず、e-ラーニングが受講生個人にとっての負担軽減にはつながりにくい。

4. 研修実施機関・団体等に対するヒアリング調査

(1) 調査目的

子育て支援員研修における e-ラーニングの活用の課題や、その際の修了評価に関する課題等についてご意見をいただくため、子育て支援員研修を実施している機関・団体等に対してヒアリングを実施した。

(2) 調査方法及び調査対象の選定

子育て支援員研修を実施している 5 機関・団体を対象に、訪問によるヒアリングを実施した。事務局である三菱UFJリサーチ&コンサルティングの研究者 2 名(一部ヒアリング先については 1 名) が訪問し、2 時間のヒアリングを行った。またヒアリング先の了解のもと、録音を行った。

調査対象先として、ひろく全国の各自治体で研修を行っている実施機関・団体や、特定の自治体において地域の実情に応じた研修を行っていることが想定される実施機関・団体を選定した。また、実施しているコースに偏りのないよう留意した。

(3) 調査実施時期

2018 年 12 月～2019 年 2 月。

(4) 主な調査項目

○研修実施概要

- ・実施自治体
- ・研修テーマ
- ・研修会場、実施地域の特徴
- ・研修目的（特に研修受講者に活躍してほしい事業 等）
- ・対象者、定員
- ・講師、指導事項、講座内容等での工夫点 / 等

○受講者の特徴、受講状況

○研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

○子育て支援員研修において e-ラーニングを活用する場合への意見等

- ・ e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法
- ・ e-ラーニングで研修を実施する場合の課題、必要な支援や情報提供
- ・ e-ラーニングで研修を実施する場合、特に修了評価に関する課題（判定基準、

運用方法、不正防止対策、懸念)。課題解決のための方策

／等

(5) ヒアリング調査結果

1) ヒアリング調査実施機関・団体及びヒアリング実施日

ヒアリング調査を実施した機関・団体及びヒアリング実施日は以下のとおりである。

機関・団体名	ヒアリング実施日
A社	12月14日
B法人	1月25日
C財団	2月5日
D社	2月20日
E社	2月22日

2) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査における、e-ラーニングに関する主な調査結果は以下のとおりである。

① e-ラーニングで研修を実施することのメリット

(ア) 受講者数の増加

- 研修会場までの移動が不要となることから、会場までの移動距離の長い自治体において、受講者数を増やすことが期待できる。
- 子育て中等、外出について何らかの制約のある受講者にとっても、受講へのハードルを下げることにつながるのではないかな。
- やむを得ない理由で欠席した際の代替として活用することや、自宅等での復習に利用することもでき、途中で履修をあきらめるようなケースを防ぐことも期待できる。

(イ) 研修実施自治体の拡大

- 研修運営のコスト負担を理由に研修を実施していない自治体に対して、e-ラーニングを活用することで研修運営コストが低減される場合には、研修の実施を促すことが期待できる。
- 講師確保の負担が低減することで、研修運営上の負担軽減にもつながる。

(ウ) 研修内容の質の確保・向上

- 講義内容の一部が統一化されることで、講義の質のばらつきを抑えるこ

とができ、講義の質の確保・向上を図ることができる。

- 質の高い講師による講義を実施できることも、講義の質の確保・向上につながることを期待できる。

② e-ラーニングで研修を実施する際の効果的な実施方法

(ア) e-ラーニング活用時の工夫例

- 講義内容の中で特に重要なポイントについて、視覚的に強調する等の工夫を行い、飽きさせないようなメリハリをつけるといいのではないかな。
- 様々な属性の受講者がいることを想定し、理解を促すような工夫としてクイズ等を組み込むことも考えられる。
- e-ラーニングと演習を組み合わせた運営を行う際には、e-ラーニングを行うタイミングと演習の時期のインターバルが長くないような工夫が必要ではないかな。

③ e-ラーニングで研修を実施する場合の懸念

(ア) 修了評価に関する課題

- e-ラーニングによる学習で、集合研修と同様に講義内容を理解できたかどうかを担保するためには、確認テスト等の実施が求められる。
- 講義内容の理解度合いを評価するため、レポートの提出を求めることも一案である。

3) ヒアリング調査結果

各機関・団体のヒアリング調査結果の詳細は、次頁以降を参照のこと。

①A社

1. 研修実施概要

(1) 実施自治体

- ・受託先は以下のとおり。
 - 2018年度：京都市、大阪府、高槻市、東大阪市、大木町（福岡県）、福岡市
 - 2017年度：石巻市、気仙沼市、宮城県子ども総合センター、福島県、京都市、大阪府、東大阪市、大木町（福岡県）、福岡市
 - 2016年度：石巻市、宮城県子ども総合センター、福島県、京都市、神戸市
 - 2015年度：石巻市、福島県、京都市、大川市（福岡県）
- ・入札かプロポーザルのため、年によって受託先は変わる。継続して担当しているのは福島県。平成27年度から受託し、今年度で4年度目となる。
- ・宮城県は子ども総合センターが実施主体だが、県として実施している。宮城県が実施していないコースについて、石巻市が実施している。気仙沼市は遠方のため、気仙沼市として実施した。
- ・子育て支援員研修は制度化されてわかりやすくなった。また、家庭的保育者研修を継続して実施しているところもある。
- ・都道府県・市町村で重複して実施する場合もある。遠方のため、定員のため、といった理由である。
- ・石巻市が先行して研修を実施し、宮城県が後から実施したというケースもある。各自治体の状況による。
- ・福島県では、地域保育・一時保育コースを受講すると配置定員の1名としてカウントできることもあり、ほとんどの受講者が勤めている人であった。

(2) 研修テーマ

- ・コースはすべて担当している。自治体の仕様に決められている。社会的養護はこれまで実施がなかったが、今年度、東京都で初めて担当した。

(3) 研修会場、実施地域の特徴

- ・会場の手配から運営まで担当する場合と、会場は自治体が手配する場合もある。予算によるところが大きい。
- ・定員数に問題がないか、予算内でおさまるか、受講者のアクセス等を検討する。福島県の場合は提案事項のため、目標人数に合わせて県内5地域・5箇所を選定して実施した。講義形式ができる会場を選定している。都道府県の場合は当社で会場を押さえるケースが多いが、区市町村の場合は会場・日程が確定していることが多い。

2. 受講者の特徴、受講状況

- ・福島県の場合、新規就業者が非常に少ない。子育て支援員研修を修了すると配置定員の1名とカウ

ントになることが影響していると考えられる。ただ、既存の保育士の方から、2日の研修で保育士と同じようなことができるのはおかしい、という声もあった。

- ・都道府県と区市町村で意図が違うのではないか。都道府県の考え方は、新規の人材を確保するという意図。区市町村の場合は、家庭的保育者が一番わかりやすいが、従事者に受けてもらい、定員数を増やすことという意図もある。

3. 研修の実施方法

(1) 講師、指導事項、講座内容等での工夫点

- ・1988年くらいから保育関係の研修を行っており、各都道府県ごとに講師を確保している。全国の校舎にチャイルドマインダーの登録講師（非常勤）がおり、まずはそこを中心に手配している。その他に、昨年より保育士の指定養成校となったため、その科目の講師等を手配する。
- ・地域保育コースのような多少内容が異なる場合（小児保健、乳幼児の栄養に関する事等）には、講師基準に該当する人を探すことになる。
- ・講座内容は教材例を踏襲している。テキストは、中央法規等のテキストを使うか、基本研修の場合は主任講師に作成を依頼したものを使用する。各科目の講師に作成をお願いするものもある。

(2) 修了評価の実施方法、修了評価の工夫点、課題

- ・各講座の最後に確認レポートを実施している。自治体の考えを踏襲することが多い。
- ・豊島区からは一任してもらっているため、各科目1枚程度のレポートを提出してもらう。
- ・東京都は基本研修で確認テスト（穴あき問題と論述）を10問程度実施することが仕様で求められている。都の意向で、自己採点を行い、受託者の中で明確に劣っている場合には補足する形となっている。
- ・研修レポートを書いてもらう場合は、明確な評価までには至っていない。回収はするが採点は行っていない。自治体によるが、レポートは返却することが多い。出席表がわりにもなる。
- ・評価について、統一された基準が示されてもいいのではないかな。

(3) 実習先の確保方法

- ・福島県の場合は自分たちで実習先を確保している。（例えば地域型保育事業の科目における実習は）地域型保育事業所が望ましいと思うが、小規模保育なので多くの人数は受け入れられない。研修を5地域で行っているため、地域によっては園がないこともある。謝金をお支払いして受けていただいている。
- ・区市町村で行う場合は、所管している園で行うことができる。

4. 研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

- ・実習先の開拓について苦慮している。特に、利用者支援事業での社会的資源の見学は、元々多くの資源があるわけではないので、とても苦労した。

- ・また、修了評価が統一されていないのは課題と感じている。
- ・実習先で見ることができるものも変わってくる。見学だけの施設もあれば、子どもと接することのできる施設もある。どういふことを実施するかは事前に確認するが、勉強になったポイントや度合いが変わってくる。

5. 子育て支援員研修において e-ラーニングを活用する場合へのご意見等

(1) e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法

- ・会場に行く必要がなくなるというメリットはある。新規の人材開拓という効果は格段に上がるのではないか。異業種からの転職等も増えるのではないか。
- ・例えば、面積の広い北海道庁の場合、研修用の予算は多くなかったと記憶している。受講できない人もいるのではないだろうか。
- ・研修場所に行く必要がある科目と、行かなくていい科目に分けるイメージではないか。心肺蘇生法等は実習をしないといけない。
- ・研修形式は講義、演習、実技、見学と大きく4つに分けられる。講義はe-ラーニングを活用することについて問題ないだろう。演習でどう扱うかという点についても、演習の中でもレポートで代替できるものもあるので、その場合は対応できるだろう。
 - 地域保育コースの共通科目では、講義のみは1科目だけで、あとは講義・演習、実技となる。また選択科目では講義・演習が多くなる。
 - 利用者支援事業では、事前学習8時間、講義・演習8時間、社会資源見学8時間。社会資源見学は、受講者自身で施設と調整して見学に行ってもらおう自治体もある。当社ではいくつか候補を選定し、施設に出向いて依頼を行った。
- ・基本研修はe-ラーニングで行い、続いて他のコースへ誘導すると、受講のハードルは下がるかもしれない。

(2) e-ラーニングで研修を実施する場合の課題、課題解決のための方策

- ・修了評価は難しいかもしれない。いかにして修了評価を行うかということが課題になるだろう。
- ・何時間受けて修了とみなすか。東京都は遅刻も認めていないが、各自治体によって規定が変わる。
- ・またe-ラーニングの場合は修了テストを行うことになるのではないか。ただし、早回し等への対応をどうするかは課題となる。例えば、以前は座学だったジョブカード講習であるが、今はe-ラーニングと座学を組み合わせで実施している。更新講習もオンラインで実施している。

(3) e-ラーニングで研修を実施する場合に必要な支援や情報提供の内容

- ・講師の指導要綱があるといい。シラバスはあるが、90分の講義では現在のシラバスは薄いと感じる。もう少し具体的な内容であれば、研修内容を統一できるのではないか。タイムスケジュール例もあるといい。
- ・各コース、科目ごとに講座例、動画例があるといいかもしれない。特に利用者支援事業は、受講対象者が実務経験者のため、講義の質の確保も必要となるため、動画例があると参考になるではない

か。

②B法人

1. 研修実施概要

- ・法人で開講している「子育て支援コーディネーター養成講座」を、地域子育て支援コースの利用者支援事業（基本型）の専門研修として、「地域子育て支援士二種養成講座」を地域子育て支援拠点事業の専門研修として提供している。それぞれ、国が示すシラバスに適合するプログラムで構成している。

2. 受講者の特徴、受講状況

- ・地域子育て支援コースの地域子育て支援拠点事業の受講者は、子育てが一段落している世代、シニア世代が多い。
- ・子育て支援の実践者、未経験者のほか、学生の参加もある。

3. 研修の実施方法

(1) 講師、指導事項、講座内容等での工夫点

<地域子育て支援コース：地域子育て支援拠点事業>

- ・6科目6時間の中で、座学、ディスカッション、演習を組み合わせている。
- ・「①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目」は、拠点が必要になってきた背景や子育て家庭の現状、拠点事業の制度的位置づけなどについて講義を行う。
- ・「②利用者理解」は、今どきの保護者が子育てで、どのような苦勞を抱えているのか等について講義を行う。受講者は、子育てが一段落していたり、シニア世代も多いため、自分たちが子育てしていた頃とは状況が異なることを学ぶ。講義だけでは実感がわかないため、ワークも取り入れている。自分達が生きていた頃と現在を比較して、良くなったところ、心配なところを書き出してもらおう。eラーニングで行う場合、クイズ形式で行うなどで、代用できるかもしれない。
- ・「③地域子育て支援拠点の活動」は、地域子育て支援事業の4事業を中心に、プログラムの作り方、取り組む視点などを組み込んでいる。事例を交えながら、具体的に解説し、4機能の意味を講義する。
- ・「④講座の企画」「⑤事例検討」ではグループワークを取り入れている。子育て支援の実践者、未経験者、学生など、受講者の属性は多様であり、未経験者から実践者が新しい視点を得るなどしている。グループワークの内容は、例えば「④講座の企画」では、こういう人がひろばに増えてきました等の条件を提示して、1か月分のプログラムを作ってもらおう。グループワークを行う中で、お互いに、様々な知見を得ることができる。「⑤事例検討」では、1つの事例について、ひろば内で

出来ること、地域と連携してできることを検討して、発表してもらおう。様々なバックグラウンドの人とシャッフルしながら、グループワークを行うことは効果的である。

<地域子育て支援コース：利用者支援事業・基本型>

- ・基本型は9科目 24時間で設定されているが、8時間は事前学習である。また最後に実習が8時間で設定されている。それ以外の7科目が8時間分となる。1日ではできないため、2日に分けて実施している。
- ・「①地域資源理解（事前学習）」は、自分たちの地域の社会資源について、フォーマットを作成し、調べてもらっている。それ以外に、自治体に足りない資源は何かを考えてもらおう。資料収集し、自分の地域に無い資源があった場合、活用したければ、どこへ行かなければならないのか、などを調べてもらおう。地域課題まで抽出してもらおう。
- ・②から講座が始まり、「③地域資源の概要Ⅰ」で①の宿題を確認する時間を設けている。地域資源の説明をして、制度上のもの、インフォーマルなものなどについて説明する。そして、宿題を出してもらって、グループワークを行い、地域課題などを話し合ってもらおう。
- ・「④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理」は、特定型の場合60分だが、基本型は90分設けられている。家族を包括的にみる、子どもの成長を見据えるなど、いくつかの視点から基本的姿勢を解説する。
- ・「⑤記録の取扱い」は、基本的な考え方を解説し、具体的な記録を作成する際の視点等を確認している。また、個人情報の取り扱いや保管方法について解説している。⑥⑦の事例分析で、まずは、エコマップ、ジェノグラムの基本を解説し、実際にエコマップ、ジェノグラムを作成してもらおう。その後、事例をもとに、エコマップ、ジェノグラムを作成しながら、その家族を、どのように見立ててるのか、どのような地域資源とのコーディネーションがふさわしいか等をグループで検討してもらおう。
- ・「⑧まとめ」は30分だが、基本的姿勢にもどって、ワークで行った内容を振り返り、家族に対する支援の視点において重要なことをまとめる。
- ・最後に、8時間、「⑨地域資源の見学」が入る。見学実習先の確保方法について、自治体によって、受講期間中に候補を提示するところ、自分で探してもらおうところなど様々であるが、必ず実習先を決めなければならないため、都道府県や市町村のサポートがある。見学へ行って、見学先からサインもらって、提出して修了となる。

(2) 修了評価の実施方法、修了評価の工夫点、課題

- ・自治体から、確認テスト入れてほしい、回答例を作してほしいと、依頼されることが増えた。自治体へのアピールとして、確認テストを組み込んでいる研修実施団体もある。自己採点による確認テスト、課題レポートなどで、受講したことをしっかりと確認する仕組みは必要である。

4. 研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

- ・基本研修について、保育士資格のある人は免除になっているが、受けた方がよいと思う。専門研修

で受講した人としていない人が一緒になるが、受けていない人は、新制度等について理解していない場合がある。

- ・ 基本研修に新制度に関する内容がない点が気になっている。子育て支援に関わる制度の変化や全体像を学ぶ部分が必要である。
- ・ 地域子育て支援コース：地域子育て支援拠点事業の「④講座の企画」「⑤事例検討」「⑥地域資源の連携づくりと促進」は④⑥⑤の順番がよい。⑥で拠点外の地域連携、ソーシャルワークについて学んだ後、事例検討を行う方が効果的である。e-ラーニング等を検討する際、研修の検証を行い、順番の検討などにも取り組めるとよい。
- ・ 全て受講しなければ資格を取得できないが、例えば病気や用事で数科目受講できなかった場合、年に1回しか開催していない自治体では、1年後まで待たなければならない。
- ・ 自治体で認めているのでよいのだと思うが、利用者支援事業の基本型、特定型で共通している科目を一緒に実施して、基本型、特定型二つの講座を合わせて2日間で行っているところもある。利用者支援事業の概要、記録の取り扱いも一緒にしていたり、基本的姿勢と倫理について、90分で共通に行うなどしている。一方、専門研修は実践につながるものなので、話し合いを行い、視野を広げ、相手の話を聞く姿勢を身に着ける必要がある。そこはしっかりと取り組んでもらいたい。特に、利用者支援事業に関しては、従事者は必須の講座であり、レベルも求められる（地域子育て支援拠点は努力義務）。必ず受講しなければ仕事ができないものと、そうでないものとに差がある。

5. 子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用する場合へのご意見等

(1) e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法

- ・ 基本研修の8科目は全コース共通なので、e-ラーニングで、全国一律で行うのに向いていると思う。最新の制度情報等を学ぶことができるように、毎年更新した方がよいだろう。国も監修に関わり、伝えたいことを盛り込んでいく。
講師による講義形式で行う方法、人は出ずに教材的に見せる方法などが考えられる。教材的に見せる場合、重視したいポイントごとに、例えば、先生やキャラクターが右下に出てきてワンポイント解説を行うなども効果的だろう。
- ・ 国のカリキュラムに準じてはいるが、テキストは講師によってばらつきがあると聞く。国と検討の上、最新情報等を盛り込んだものをe-ラーニングで作成できるとよいのではないかと。
- ・ 基本研修は、最低限の知識を得たり、最新の情報を学ぶ部分であるため、e-ラーニングに向いていると感じる。専門研修は、受講後、現場で仕事ができるような内容としなければならないため、e-ラーニングのみでは難しいだろう。
- ・ 地域子育て支援コースの地域子育て支援拠点事業のうち「①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目」「②利用者理解」「③地域子育て支援拠点の活動」は座学でも可能である。
- ・ 地域子育て支援コースの利用者支援事業・特定型について、「①利用者支援事業の概要」はe-ラーニングで作ることができると思う。「②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理」は作れないことはないだろうが、きちんと理解している人に作ってもらいたい。「③保育資源の概要」は、自治体によって内容が異なる。自治体から依頼を受けると、地域の保育資源の状況を踏まえて、資

料を作り直している。eラーニングとする場合、配慮が必要である。

(2) eラーニングで研修を実施する場合の課題、課題解決のための方策

- ・ eラーニングの場合、基本研修の最後に設けられている総合演習について、レポートにするなどの工夫が必要となるだろう。きちんと最後まで見たか、理解したかの確認も必要となる。
- ・ 現在は、自治体が費用負担して研修を実施しているが、eラーニングとなって、どこでも受講できるようになった場合、その費用は誰が持つこととなるのか。各地域で、それぞれ働く人を養成する制度であるため、その点をどうするか、検討する必要が出てくるだろう。
- ・ 基本研修はeラーニングでよいと思うが、これだけで仕事ができるようになるわけではないため、次の段階の専門研修は都道府県や一定規模の市町村が責任をもって、必要な人数を踏まえて、実施する必要があるだろう。各自治体が子育て支援員の養成にコミットしていくことが大切である。
- ・ 午前中に座学があり、午前中に学んだことを踏まえ、午後にワークというパターンがよい。そのため、eラーニングで学んだ後、ワークは1か月後となるのは良くない。

(3) eラーニングで研修を実施する場合に必要な支援や情報提供の内容

- ・ eラーニングに限らないが、必要な情報として、都道府県から研修の依頼を受けた際、県の利用者支援事業の実施状況を市町村別に整理したデータをもらうことがある。それを元に県独自の資料を作成している。地域の特徴を捉えた講座を行うために、全国値や他の自治体と比較できる資料が提供されるとよい。
 - ・ 資格を取得しても、仕事に繋がらないことが課題となっている。子育て支援員研修は幅広く開かれたものだが、自治体によっては、現任者に特化して実施しているところもある。
- 研修は無料で受講できるが、公費はかかっているため、資格を活かして子育て支援の現場で働くことへつなげていくことが大切である。中には、資格のみ取得したいという人もいるため、そうではなく、目的は実践者になってもらいたいことを理解してもらう必要がある。eラーニングにすると、さらに、資格だけ取りたい人、働くつもりのない人も多く含まれてくるのではないかと懸念される。

③C財団

1. 研修実施概要

(1) 実施自治体

- ・ 東京都として子育て支援員研修を実施している。制度導入時の検討の結果、実習先の調整・確保は各市区町村にお願いしている。
- ・ 一方で、一部の市区町村においても、自ら主催して子育て支援員研修を実施している。制度導入時に独自実施の意向をもった地方自治体もあったようである。研修に関する企画・運営等は、都と市区町村で独立しており、都の側から市区町村に対して指導するようなことはない。
- ・ 都の研修を受講するか、市区町村の研修を受講するかは、受講者が自由に選択できる。

(2) 研修テーマ

- ・東京都子育て支援員研修では、地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コースの4つのコースを実施している。特に地域保育コースの実施規模が大きい。
- ・東京都としては、地域保育コースを推進していること、また、地域保育コースにおける実習先の確保は都及び市区町村との連携のしやすさが求められるため、地域保育コースの実施を（公財）東京都福祉保健財団に委託をしている。そのほかのコースは、コースごとに民間事業者に委託をしている。

(3) 研修会場、実施地域の特徴

- ・会場は委託先が確保している。

2. 受講者の特徴、受講状況

- ・受講者数について、初年度の平成27年度は1360名であった。平成30年度は計4000名規模まで拡大している。今年度は地域保育コースにおいて定員割れがみられるものの、その他のコースはおおむね応募過多の傾向である。地域保育コースについては、都の見込みほどの応募がない現状はあるが、待機児童解消に資する人材であることから、目標数まで供給量を確保したいと考えている。
- ・受講者の特性は、40代から50代の女性が主なボリュームゾーンである。
- ・子育て支援の充実のために、子育て支援員を増やしたいという目的のほか、シニア層の活躍の場を増やしていきたいという施策の一環でもある。中高年者が、改めて養成校等に通わなくても、一定の研修を受けることで備わるステータスなので、それを活かして、地域で活動してもらいたい。

3. 研修の実施方法

(1) 講師、指導事項、講座内容等での工夫点

- ・講師確保に苦労しているという話は聞いている。また、コースの増加にあわせて講師数を増やす必要があるが、委託先に対応をしてもらっている。講師不足のため、地方から講師を招いている状況があるとも聞いている。
- ・テキストは市販の推奨されているものを利用している。一定の質の担保を図っている。
- ・受講者同士のネットワーキングを公式に推進しているということはないが、受講者は意欲のある人が多く、お互いに情報交換し、ネットワークしているケースはあるのではないかと聞いている。

(2) 修了評価の実施方法、修了評価の工夫点、課題

- ・研修の修了時にテストを実施しているが、修了要件にはしていない。質の確保という観点から、研修開始時にテストがある旨をアナウンスしている。

(3) 実習先の確保方法

- ・実習先の調整・確保は市区町村にお願いをしている。

4. 研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

- ・実習先の調整において、市区町村側との調整が困難な場合がある。地域保育コースは市区町村側にノウハウがないと実習の実施が難しい。都と連携がしやすいよう、地域保育コースは（公財）東京都福祉保健局に委託している。

5. 子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用する場合へのご意見等

(1) e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法

- ・研修を行う上での課題として、島しょ部の立地の問題がある。ほかに、居住地と研修会場が離れている場合に参加しにくいという課題がある。実際に、研修場所等についての問い合わせも来ている。座学をe-ラーニングでできれば受講機会は増やせるのではないか。ただし、島しょ部では、子育て支援の現場で働く機会がそもそも少ないことなどもあり、研修受講のニーズも少ないと思う。わずかな受講希望者のために島しょ部に研修会場を用意することまではしていない。
- ・e-ラーニングで研修を行うことで、講師確保、会場確保のコストの削減になる。

(2) e-ラーニングで研修を実施する場合の課題、課題解決のための方策

- ・制度導入時より、可能な限り質を上げたいという考えのもと、様々な専門分野の有識者の意見を踏まえて充実を図ってきた。e-ラーニングによる研修で、都が担保してきた品質を確保できるのか、という課題がある。命を預かる仕事でもあり、質が担保されないと事故等のリスクもある。リスクへの対応をどのように考えるかが子育て支援員研修の要諦ではないか。e-ラーニングで研修を行ったとしても一定の質を担保しなければならない。
- ・質の観点からして、集合研修とe-ラーニングで生まれる差をよしとするかどうかとも検討が必要であろう。

(3) e-ラーニングで研修を実施する場合に必要な支援や情報提供の内容

- ・保育技術に直接関わらない知識に関する研修（法律関係（虐待の件数、事例など）、制度や事業に関する知識等）はe-ラーニングでもよいのではないか。
- ・実施してもよいという科目を国で明確にしてもらえれば、実施してみたい。e-ラーニングを実施するのであれば、国がコンテンツを一元管理するべきではないか。
- ・現状では、万が一講師が欠勤した場合に備えて、講義を録画した映像を用意したいと考えていたところである。文字を見るだけのe-ラーニングではなくて、専門家が講義している様子の映像が流れたうえで、学ぶことができるものであれば、学習媒体としてよいのではないか。

④D社

1. 研修実施概要

(1) 実施自治体

- ・受託先は以下のとおり。
 - 2018年度：東京都、群馬県、栃木県、宮城県、奈良県、仙台市、気仙沼市、富士市
 - 静岡県は、2016年度と2017年度
- ・都道府県、市町村からの公募に対し、企画競争や入札（金額のみの場合もあり）により受託する。
- ・子育て支援員研修に関しては平成28年度（2016年度）から受託している。（本年度で3年目）

(2) 研修テーマ

- ・実施しているコースは、自治体の指定による。

(3) 研修会場、実施地域の特徴

- ・研修会場は受託者が探す場合が多い。
- ・会場の選定にあたって、会場の予約受付開始期間が短い場合が多いので、前もって年間の会場を確保することが難しい。
- ・会場の場所については、大都市では公共交通機関の交通の便の良い会場、地方では駐車場を確保できる会場を求められることが多い。
- ・受講者の人数は地域差が大きい。
- ・大都市部では、1割程度、子育て支援員の資格を取得して保育所等への就職に役立てようという受講者がみられる。

2. 受講者の特徴、受講状況

- ・受講者が最も多いのは東京都で、各コース100～500人程度となる。
- ・気仙沼市では、コースによって参加人数が1桁のコースもある。
- ・静岡県は全コース合計で1,000名程度。
- ・社会的養護コース等は事業所の数が少なく、対象者も少ないため、受講者が少ないのではないかと。
- ・地域子育て支援コースの利用者支援事業・基本型は一定の実務経験のある方が対象のため、受講者が少ない。
- ・定員は自治体の仕様書により定められており、自治体により異なる。公募の段階で仕様は固まっている。
- ・受講者の9割5分が女性である。
- ・受講者の年齢は、20代や年配の人は少ない傾向にある。30代～40代が多い印象がある。
- ・ほとんどの受講者は現在保育施設等で働いており、保育士等の資格を持っていなかった人が施設から指示されて受講するケースが多い。
- ・これまでは資格のない人を研修へ参加させるメリットがあまりなかったが、子育て支援員研修とい

う新たな機会ができたということで、保育施設等が研修の受講を指示するようになったのではない
か。研修を初めて受ける人も多く、人により熱意に差がある。

- ・自治体は施設を通して本研修の案内を行うため、自発的というよりも、施設から指導されて受け
に来る人が多い印象がある。都道府県から市町村、市町村から施設へと案内が行われる。
- ・ホームページ等の作成も受託の仕様に含まれているので、作成は当社で行い、受講希望者が、それ
を閲覧することになります。
- ・受託している研修において、定員は確保できている。

3. 研修の実施方法

- ・研修開催のクールを何回実施するかは委託先の自治体による。東京都は実施回数が多い。
- ・基本研修は複数回実施し、専門研修は各コース一回する自治体もある。

(1) 講師、指導事項、講座内容等での工夫点

- ・講師は、指定保育士養成施設の非常勤講師に依頼することが多い。常勤の講師（教授等）は日常の
講義で忙しく、依頼がしづらい。非常勤講師は常勤を目指すアピールポイントにもなるのではない
か。
- ・発達に関する専門的な部分は、社会福祉士や臨床心理士等の資格所有者に講義を依頼することが多
い。
- ・地域型保育（小規模保育）やファミリーサポート、一時預かりについては、学問的にそれを専門と
する大学教授等がいないため、実際に運営に関わっている方（現職の施設長等）に講師を依頼する
ことが多い。
- ・大学教授等の講師は、自分の専門分野についての講義をしがちであったが、きちんと子育て支援員
研修テキストの内容について理解が深く、解説・講義が可能な講師を選定するよう気を配っている。
- ・講義は厚生労働省で定められているシラバスに基づいて行い、受講者全員に、教育支援人材認証協
会、子育て支援員研修テキスト刊行委員会監修の「子育て支援員研修テキスト」を購入していただ
いている。
- ・子育て支援に関する施設の現場にいる講師は、写真や映像等を使い、解説することもある。
- ・受講者の理解を深めるために、別途パワーポイントでレジメを作成したり、改定保育指針の解説書
を無料で配布する等の工夫を行っている。

(2) 修了評価の実施方法、修了評価の工夫点、課題

- ・基本的には研修へ出席と研修修了時のアンケート、またはチェックシートの提出をもって修了評価
を行う。アンケートには、科目ごとに役立ったこと等を記載してもらう。
- ・アンケートでは、研修の効果の判定はある程度可能だが、点数をつけることも可否を判断するこ
とできない。厚生労働省のガイドラインでも、修了の可否を判断するものではない、という記載で
ある。
- ・子育て支援員が専門職として認められるには、可否の判断が可能な試験を行うべきではないかと考

える。

- ・修了評価で試験を行うことを提案することもあり（修了の可否を判定するものではない、という前提で）、奈良県の（保育士キャリアアップ研修であるが）研修では試験を行ったことがあるが、受講者は、テキストの持ち込みは可能か、自身が所属する園へ点数の報告があるのか、といった点を非常に気にしていた。受講に緊張感を持たせるという効果はあると思われる。
- ・試験を実施するとした場合、受講希望者が減るのではないかという懸念もある。

（3）実習先の確保方法

- ・自治体が確保する場合と、受託者が自ら探して確保する場合がある。その場合にも、過去の見学実習受け入れ先リスト等から選択して依頼することが多い。
- ・心肺蘇生法については、（各県の）日本赤十字社支部の指導員に実習を依頼することが多い。

4. 研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

- ・子育て支援員研修の受講者は、現場では補助的な業務を行っている方も多いので、その方たちに、やりがいや意識を持ってもらうことが必要だと考えている。現状では、検討すべき事例があった場合には「正規職員に報告する」といった意識の受講者が多く、自分で問題を解決するという意識があまりない。
- ・子育て支援員の制度を本当に価値のあるものとし、受講者に真に理解をしてもらい、園での保育の質を向上させるためには、子育て支援員が専門職として認められるよう、可否の判断が可能な試験を行うべきではないかと考えている。
- ・誰でも取得できる資格では意味がないと考えている。
- ・企業指導型保育事業の保育安全研修も受託しているが、年に一度の施設監査の際に、職員が保育安全研修を受けているかどうかのチェックがあるため、効果的であると感じる。子育て支援員研修についても監査の項目に入れるなど、ある程度の強制力があってもよいのではないかと考えている。

5. 子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用する場合へのご意見等

（1）e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法

- ・e-ラーニングは講義後に再度復習したり、予習に使用したりできるメリットがあるのではないかと考えている。
- ・一方的な映像をただ見てもらうのでは意欲の向上につながりにくいため、予習復習につながるような映像、子育て支援員とはそもそもどういったものかという理解が深まる内容であれば、効果があるのではないかと考えている。

（2）e-ラーニングで研修を実施する場合の課題、課題解決のための方策

- ・見学実習をビデオで実施しても、受講者の意欲さえあれば問題はないのではないかと考えている。問題は、受講者にいかに意欲ややりがいを持ってもらうかどうか、である。
- ・不正防止のためには、修了時に（自宅ではないところ、一定の場所に集合して）試験を実施すること

とを検討すべきである。テキストを見ながらの回答でも構わないので、実際にテキストの内容を受講者に見てもらうことが重要である。

(3) e-ラーニングで研修を実施する場合に必要な支援や情報提供の内容

- ・今後 e-ラーニングでの研修を行うとなった際には、映像の公開であればすぐに対応可能であり、システムの構築も可能である。
- ・自治体レベルでのコンテンツ作成は難しいと考えるため、国（厚生労働省）が作成したコンテンツを利用することが現実的であると考える。
- ・保育安全研修については、厚生労働省の研修の映像が厚生労働省のWEB上に公開されており、誰でも視聴することができる。同様に、受講者のみならず、全国民に講義映像等を公開してもよいのではないか。

⑤E社

1. 研修実施概要

(1) 実施自治体

- ・当社における子育て支援員研修事業は、Z県のみで実施している。(平成30年度にはじめて当社が受託。)
- ・Z県における子育て支援員研修は県が主催しているのみで、市町村は実施していない。

(2) 研修テーマ

- ・すべてのコースを実施。
- ・Z県からすべてのコースを一括で委託されている。
- ・平成29年度までは、年度前半に専門研修、年度後半に基本研修が実施されていたため、研修修了までに2ヶ年度かかっていた。平成30年度より、年度前半に基本研修、年度後半に専門研修が実施されるようになった。

(3) 研修会場、実施地域の特徴

- ・会場の手配、開催スケジュールはすべて県からの仕様で決まっている。
- ・すべて託児付きの会場である（仕様で決まっている）。事前に託児の希望を募り、保育士の手配は当社が行う。託児利用者は平均5名程度。会場内の会議室を託児所として利用している。
- ・会場は駐車場がないことがほとんど。移動は公共交通機関を利用してもらうことになっている。会場は、最寄駅から徒歩で行くことが可能であることがほとんどであるが、なかには最寄り駅からバスでの移動が必要な会場もある。やはり会場は近い方が好評のようである。
- ・子どもがいて、託児を利用する受講者は車で移動することがあるが、駐車料金等は自費である。
- ・託児をする方には、昼食を子どもとるように求めている。

2. 受講者の特徴、受講状況

- ・すでに現場で働いている人が大多数。ほかに子育てを終えた主婦層が社会復帰のために受講している。介護分野など他分野に従事していた人で、保育分野への転職を希望して、受講する人もいる。
- ・募集が少ないということはないが、コースによっては応募過多になる。そこで、希望する受講コースを3つまで聞いている。希望が多いのは地域保育コース。受講するコースの調整に苦労している。
- ・基本研修を終えたのち、専門研修の申込を行ってもらう。現場経験が少なく、明確な受講目的のない人は、基本研修後の専門研修のイメージがついていないようである。
- ・専門研修では、すでに子育て支援員研修を修了した人から受講希望があり、希望コースの席に余裕があれば参加を認めている（県の方針）。
- ・研修を修了できず途中で辞める人もいる。託児付きであっても子どもを連れて受講することが難しい場合や、家庭の事情で遅刻があつて履修したと認められない場合などである。

3. 研修の実施方法

(1) 講師、指導事項、講座内容等での工夫点

- ・講師リストは仕様で決まっている。100名くらいの講師がリストになっている。仕様にて研修日程が決まっているため、そのリスト内の講師らと日程調整を行う。実施歴のある講師を優先して調整するようにしている。
- ・講師は県内の大学の先生が多い。県外の先生もいる。
- ・指導事項は仕様で決まっている。決められた指導事項を、候補となる講師に伝えて、講師を引き受けてもらう。
- ・教材の指定はなく、講師が作成する。制度導入年度に、当時の検討委員らを中心に教材がつくられた。その後は初期の教材がカスタマイズされて、使い続けられている。例年、子育て支援員研修の実施実績のある方が講師となるため、教材の規格がなくても、大きな問題は起きていない。
- ・指導の仕方は講師による。基本研修においても、ディスカッションやグループワークが多用されている。講師によっては、保育現場の映像を見せたり、保育に関する特集番組を流したりすることがある。
- ・研修当日までに講師から当社に教材データが送られてくる。配布資料の印刷は当社が行う。県にも教材を共有するが、教材の内容に関する指摘はないため、細かなチェックしていないようである。

(2) 修了評価の実施方法、修了評価の工夫点、課題

- ・修了評価についても仕様で決められている。
- ・専門研修の修了時と、実習がある場合には実習の修了時にレポートを提出してもらい、それを修了要件としている。しかし、採点基準等の明確な要件はなく、よほどのことがない限りは修了できる。県の方もレポートの内容を細かく評価していないようである。
- ・レポートは各研修の最終日程の最後の時間に、その場で書いて、その場で回収する。そのための時間を20分程度確保している。レポートは後日郵送での回収も実施しているが、回収を確実にする

ため、原則現場での記入と回収をしている。

- ・評価することはないので、寝ていても修了できてしまうため、批判的意見がある。

(3) 実習先の確保方法

- ・協力実績のある実習先のリストがあり、その中から調整を行う。
- ・受講者の希望と、実習先の受け入れ人数を把握のうえ調整を行う。
- ・利用者支援型は、受講者自ら受け入れ先を探すことも研修の一環になっているため、受講者自身で探してもらっている（県の方針）。
- ・受講者によっては、運営事務局を通さずに、自ら近隣の施設に交渉するようなケースがあった。
- ・実習日の決定を受講者本人と施設に通知する。実習が履行されたどうかはレポートの提出で判断する。実習予定日に受講者が欠席している場合は、施設から連絡をもらう。

4. 研修実施上の課題になっていること、課題に対応するための工夫

- ・大変なのは、受講者の希望と受講枠や実習先の調整。

5. 子育て支援員研修において e-ラーニングを活用する場合へのご意見等

(1) e-ラーニングで研修を実施することのメリット、効果的な実施方法

- ・現在は規格化された教材を用いられていない。e-ラーニングであれば、教材の中身が画一化され、それによって研修の一定の質を保つことができるのではないかと。県内においても、受講者の間では、教材や教師の違いについて不平等感が指摘されているようである。良い講師による良質な講義を、ビデオ等でみられると、一定の品質の研修を誰にでも提供できる。
- ・e-ラーニングによって、教材や指導内容が規格化されれば、子育て支援員研修に関心はあるがまだ実施していない市区町村において、実施しやすくなるのではないかと。
- ・映像教材は好評のようである。保育現場から離れている人にとっては、現場をイメージしやすい。年齢が高いほうが、映像を見たほうが、気づきになるのではないかと。
- ・（インタビュー受け手が保育士資格を有していることから）保育士からすると、行っているほとんどの研修を e-ラーニングで済ませられるのではないかと。

(2) e-ラーニングで研修を実施する場合の課題、課題解決のための方策

- ・子どもがいる主婦層を想定するのであれば、e-ラーニングであったとしても、自宅で受講することは難しいのではないかと。研修会場やサテライトなどに託児をつけたうえで、映像等による学習をしてもらうのがよいのではないかと。
- ・自宅にインターネット回線がない、普段からネット環境に触れていない層では、やはりオンラインでの受講は難しいのではないかと。地域差、年齢格差、情報格差は危惧される。
- ・受講者の年齢が高いと老眼等のため、映像が見づらいといった問題もあるのではないかと。ただ、保育の現場で働くためには、視診等できちんと状況を把握する必要がある。そうした対応能力の、あ

る種のライン引きになるのかもしれない。

- ・ e-ラーニングによる質の担保についていえば、現状でもレポート提出のみで修了することを考えると、e-ラーニング以前の課題といえるかもしれない。

(3) e-ラーニングで研修を実施する場合に必要な支援や情報提供の内容

- ・ 当社では、別事業部にて e-ラーニングを実施した経験があり、子育て支援員研修においても対応可能である。
- ・ 「e-ラーニングで実施することを認める」という話であれば、当県では e-ラーニングを実装しないのではないかと。県よりは、子育て支援員研修に関心があるがまだ実施していない市区町村で可能性があるのではないかと。

5. 都道府県等に対するアンケート調査

(1) 実施概要

1) 調査目的

子育て支援員研修の実施主体である都道府県、市町村（特別区を含む）における子育て支援員研修の実施状況や実施概要を把握するとともに、子育て支援員研修において e-ラーニングを活用することとした場合の工夫や課題等に関するデータを収集し今後の検討材料とするため、アンケート調査を実施する。

2) 調査対象

全都道府県、市町村（特別区を含む）1,788 件
（都道府県 47 件、市区町村 1,741 件）

3) 調査方法

郵送配布・郵送回収（希望により電子データ配布・回収）

4) 実施時期

平成 31 年 1 月 18 日（金）～平成 31 年 2 月 18 日（月）

※投函締切は平成 31 年 2 月 4 日（月）

※平成 31 年 2 月 7 日～2 月 14 日にかけて電話による督促を実施

5) 回収状況

回収数：976 件（都道府県 39 件、市区町村 930 件、不明 7 件）

回収率：54.6%（都道府県回収率 83.0%、市区町村回収率 53.4%）

6) 主な調査項目

○基本情報

・都道府県・市町村名、担当部署、連絡先 等

○子育て支援員研修の実施状況と実施方法

・実施状況（実施科目、委託の状況等）

・科目別の授業形式、受講者の費用負担、評価方法

・見学実習先の確保方法

・都道府県から市区町村へのバックアップ体制の状況

- ・市区町村にて実施していないコースがある場合の理由
- 子育て支援員研修を実施する上での工夫と運営上の課題
 - ・子育て支援員研修を実施する上での独自に行っている工夫
 - ・子育て支援員研修の運営上の課題
- 子育て分野における e-ラーニングの活用状況
 - ・子育て分野における e-ラーニングの活用事例
- 子育て支援員研修に関わる e-ラーニングの導入意向、課題、期待する効果
 - ・子育て支援員研修で e-ラーニング導入の可能性
 - ・子育て支援員研修で e-ラーニング導入が難しいと考える理由
 - ・今後の子育て支援員研修における e-ラーニングの活用にあたって考えられる課題
 - ・今後の子育て支援員研修における e-ラーニング導入のために望む支援

(2) 調査結果のまとめ

1) 子育て支援員研修実施の実態状況

平成30年度の子育て支援員研修の実施状況をみると、都道府県においては、「社会的養護コース／乳幼児・児童養護施設等」の28.2%、「地域子育て支援コース／利用者支援事業・特定型」の46.2%を除き、「地域保育コース／地域型保育」が87.2%、「地域子育て支援コース／利用者支援事業・基本型」が74.4%、「地域保育コース／一時預かり事業」と「地域子育て支援コース／地域子育て支援拠点事業」が64.1%、「地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」が59.0%、「放課後児童コース／放課後児童クラブ」が56.4%と、過半数の実施率となっていた。

一方で、市区町村においては、いずれのコースについても、実施している割合は10%に満たない状況であった。市区町村で実施割合の高いコースは、「地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」が8.8%、「地域保育コース／地域型保育」が8.1%の順であった。市町村が実施していないコースがある理由については、「都道府県が主催する研修に参加している」が70.7%であり、次いで「研修を企画・運営する職員体制の確保が難しい、取り組む余裕がない」が38.7%、「市区町村単体で研修を行っても受講者確保の見込みが立たない」が33.5%の順であった。

子育て支援員研修は市区町村単体では、研修企画、職員体制、受講者確保において対応が厳しく、都道府県が主催する研修が主となっている状況がうかがえた。都道府県から市町村への子育て支援員研修に関する支援の実施状況をみると、「行っている」と回答した都道府県は28.2%にとどまっており、市町村主催での研修を支援するよりも、都道府県主体で実施する方針にあることもうかがえた。

研修の実施形態をみると、都道府県と市区町村で特徴がみられ、「地域保育コース／地域型保育」「地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」「放課後児童コース／放課後児童クラブ」について、都道府県は9割以上が「全部委託」で実施しているが、市区町村では都道府県と比較して、「地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」「放課後児童コース／放課後児童クラブ」は「直接実施」（いずれも3割強）、「地域保育コース／地域型保育」は「直接実施」と「一部実施」（合わせて約4割）の割合が高くなっていた。実施している割合は少ないものの、平成17年度から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行し、平成26年度は「保育緊急確保事業」、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして地域の特性に即したきめ細やかな運営支援を行っていくことを目的に市区町村が主体となり実施してきた子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の地盤がすでにある場合があることから、子育て支援員研修の「地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業」においては、市区町村が主体となって研修

を実施している割合が高いことがうかがえた。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」のように市区町村の中で実施可能な基盤がある場合には地域の実情に応じた研修実施が広がる可能性があるものの、現状では他のコースにおいては市区町村主体の研修実施はそれほど多くないといえる。

コース別に課題となっていることをみると、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では「受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない」ことが特に運営上の課題にあげられており、受講者を集めること、受講しやすいスケジュール、場所で研修を実施することにより受講者を集めることが特に課題となっていた。一方、「地域保育コース/地域型保育」では、自由回答欄より、受講希望者が定員よりも多く、抽選を行わざるを得ない状況があると同時に、多数の受講者が受講可能な日程調整や場所の確保、多数の受講者を認定するにあたっての習得状況の把握や認定基準の設定を課題としている状況がうかがえた。コースごと、実施主体ごとに実態と課題は異なっているといえる。

2) 子育て支援員研修への e-ラーニングの活用について

現在実施されている子育て支援員研修の授業形式は、いずれも「講義」と「演習」が主であるとともに、コースによって「見学実習」が設定されている。受講者主体のグループワークやディベート等を行う「演習」は「地域保育コース/地域型保育」で7割弱、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」で6割弱実施されている。自由回答欄では、受講者同士のコミュニケーションや対話、質疑応答等による研修の質の向上が必要であるという意見が多くあげられていた。e-ラーニングの活用の課題として、講師や受講者同士がコミュニケーションしながら行っている授業をe-ラーニングにおいて、どのように工夫していくか、検討することが求められる。e-ラーニングを導入する際に考えられる課題としても、「演習や実習の実施が重要な科目への対応」「受講者のネットワーク環境等の整備」「質疑応答がある場合の対応」が上位3位となっていた。

現在子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用している例はほとんど見られないものの、講義をやむなく欠席した場合の補講として講義のDVD映像を視聴するといった活用事例などがあつた。また、「場所やスケジュールが合わずに受講できない人の参加促進」「場所や時間に関わらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減、受講者数の増加」「反復学習やアフターフォローが可能」「多様な受講生（日本語を習得していない方、障がいのある方等）への対応が可能」といった子育て支援員研修における課題の改善策として、e-ラーニング導入による期待に関する意見も多くあげられている。

子育て支援員研修にe-ラーニングを導入することについては、全コースにおいて4割程度が導入してみたい（「ぜひ導入してみたい」「導入してみたい」の合計）と回答

しており、一定の自治体より期待を得られており、近年導入のニーズは高まっているといえる。

eラーニングによって、子育て支援員研修の研修実施上の課題解決や研修効果の向上を図ることが期待される中、子育て支援員研修でeラーニングを導入する場合に国や都道府県から提供が必要な支援をみると、「国や都道府県がeラーニングのコンテンツを作成し希望する市町村へ配布」が70.9%、「eラーニング実施のための費用面の支援」が50.5%、「eラーニング実施マニュアルの作成、配布」が47.1%となっていた。eラーニング導入にあたっては、国や都道府県が主体となって、ある程度統一した教材の配布や例示を行うことが期待されているといえる。

(3) 調査結果

1) 子育て支援員研修の実施状況と実施方法

①子育て支援員研修の実施状況

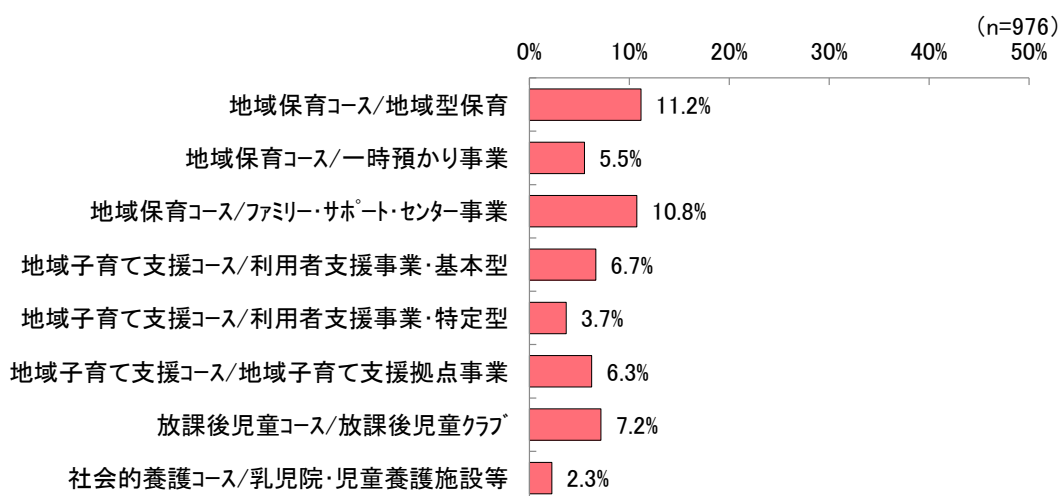
(ア) 平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）に実施（予定を含む）している子育て支援員研修

平成 30 年度に実施している子育て支援員研修をみると、全体では「地域保育コース/地域型保育」が 11.2%で最も回答割合が高く、次いで「地域保育コース/一時預かり事業」が 10.8%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」が 7.2%となっている。

都道府県・市区町村別にみると、都道府県では「地域保育コース/地域型保育」が 87.2%で最も回答割合が高く、次いで「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」が 74.4%となっている。市区町村ではすべてのコースにおいて実施している割合が 1 割未満と低くなっているが、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」が 8.8%で最も回答割合が高く、次いで「地域保育コース/地域型保育」が 8.1%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」が 5.2%となっている。

ファミリー・サポート・センター事業については、「地域子ども子育て支援事業」の 1 つとして地域の特性に即したきめ細やかな運営支援を行っていくことを目的に市区町村が主体となり実施してきた子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の地盤がすでにある場合があることから、市区町村が市町村が主体となった研修の実施割合が特に高くなっている。

図表1 問2(1) 実施している子育て支援員研修（複数回答）



No.	カテゴリー名	n	%
1	地域保育コース/地域型保育	109	11.2
2	地域保育コース/一時預かり事業	54	5.5
3	地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業	105	10.8
4	地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型	65	6.7
5	地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型	36	3.7
6	地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業	61	6.3
7	放課後児童コース/放課後児童クラブ	70	7.2
8	社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等	22	2.3
	無回答	775	79.4
	全体	976	100.0

※選択肢のいずれにも○がない場合には「無回答」とする。以下同様。

図表2 問2(1) 都道府県・市区町村別にみた、実施している子育て支援員研修(複数回答)

	Q2(1) 実施している子育て支援員研修									
	地域保育コース/地域型保育	地域保育コース/一時預かり事業	地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業	地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型	地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型	地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業	放課後児童コース/放課後児童クラブ	社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等	無回答	
全体	976 100.0	109 11.2	54 5.5	105 10.8	65 6.7	36 3.7	61 6.3	70 7.2	22 2.3	775 79.4
都道府県	39 100.0	34 87.2	25 64.1	23 59.0	29 74.4	18 46.2	25 64.1	22 56.4	11 28.2	4 10.3
市区町村	930 100.0	75 8.1	29 3.1	82 8.8	36 3.9	18 1.9	36 3.9	48 5.2	11 1.2	764 82.2

※上段：n数 下段：% 以下同様。

(イ) 実施形態

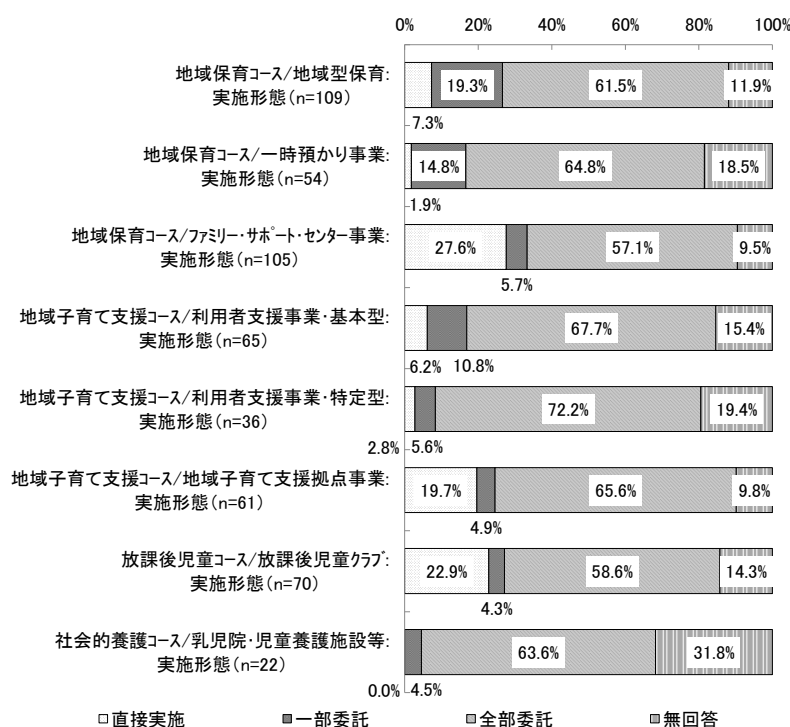
子育て支援員研修の実施形態をみると、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」で「全部委託」が72.2%と最も回答割合が高く、次いで「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」での「全部委託」が67.7%、次いで「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」での「全部委託」が65.6%となっている。

コースごとに比較すると、「直接実施」のなかでは「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」が27.6%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」が22.9%、「一部委託」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」が19.3%、「全部委託」のなかでは「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」が72.2%と、全体と比較して割合が高くなっている。

都道府県・市区町村別にみると、「市区町村」で「直接実施」している割合が「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」で35.4%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で31.3%と、全体と比較して割合が高くなっている。また、「市町村」が「一部委託」している割合が「地域保育コース/地域型保育」で28.0%と、全体と比較して割合が高くなっている。

これらのことから、子育て支援員研修を行う場合、都道府県では「全部委託」する割合が高く、市区町村では「直接実施」や「一部実施」する割合が高いことがうかがえる。

図表3 問2(2) 子育て支援員研修の実施形態（単数回答）



	全体	直接 実施	一部 委託	全部 委託	無回 答	非 該 当
Q2①(2) 地域保育コース/地域型保育:実施形態	109	8	21	67	13	867
	100.0	7.3	19.3	61.5	11.9	
Q2②(2) 地域保育コース/一時預かり事業:実施形態	54	1	8	35	10	922
	100.0	1.9	14.8	64.8	18.5	
Q2③(2) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:実施形態	105	29	6	60	10	871
	100.0	27.6	5.7	57.1	9.5	
Q2④(2) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:実施形態	65	4	7	44	10	911
	100.0	6.2	10.8	67.7	15.4	
Q2⑤(2) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:実施形態	36	1	2	26	7	940
	100.0	2.8	5.6	72.2	19.4	
Q2⑥(2) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:実施形態	61	12	3	40	6	915
	100.0	19.7	4.9	65.6	9.8	
Q2⑦(2) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:実施形態	70	16	3	41	10	906
	100.0	22.9	4.3	58.6	14.3	
Q2⑧(2) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:実施形態	22	0	1	14	7	954
	100.0	0.0	4.5	63.6	31.8	

※他のコースと比較して特徴がみられる数値に色付けをしている。以下同様。

図表4 問2(2) 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修：地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業の実施形態（単数回答）

		Q2③(2) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業：実施形態				
		直接実施	一部委託	全部委託	無回答	非該当
全体	105	29	6	60	10	871
	100.0	27.6	5.7	57.1	9.5	
都道府県	23	0	1	21	1	16
	100.0	0.0	4.3	91.3	4.3	
市区町村	82	29	5	39	9	848
	100.0	35.4	6.1	47.6	11.0	

図表5 問2(2) 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修：放課後児童コース/放課後児童クラブの実施形態（単数回答）

		Q2⑦(2) 放課後児童コース/放課後児童クラブ：実施形態				
		直接実施	一部委託	全部委託	無回答	非該当
全体	70	16	3	41	10	906
	100.0	22.9	4.3	58.6	14.3	
都道府県	22	1	0	21	0	17
	100.0	4.5	0.0	95.5	0.0	
市区町村	48	15	3	20	10	882
	100.0	31.3	6.3	41.7	20.8	

図表6 問2(2) 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修：地域保育コース/地域型保育の実施形態（単数回答）

		Q2①(2) 地域保育コース/地域型保育：実施形態				
		直接実施	一部委託	全部委託	無回答	非該当
全体	109	8	21	67	13	867
	100.0	7.3	19.3	61.5	11.9	
都道府県	34	0	0	34	0	5
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
市区町村	75	8	21	33	13	855
	100.0	10.7	28.0	44.0	17.3	

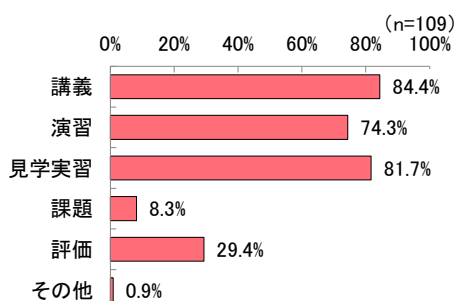
(ウ) 授業形式

子育て支援員研修の授業形式をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「講義」が84.4%、次いで「見学実習」が81.7%となっている。「地域保育コース/一時預かり事業」では「講義」が79.6%、次いで「見学実習」が68.5%となっている。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では「講義」が88.6%、次いで「演習」が54.3%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」では「講義」が84.6%、次いで「見学実習」が69.2%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」では「講義」が77.8%、次いで「演習」が55.6%となっている。「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」では「講義」が85.2%、次いで「演習」が63.9%となっている。「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「講義」が77.1%、次いで「演習」が31.4%となっている。「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では「講義」が72.7%、次いで「演習」が50.0%となっている。

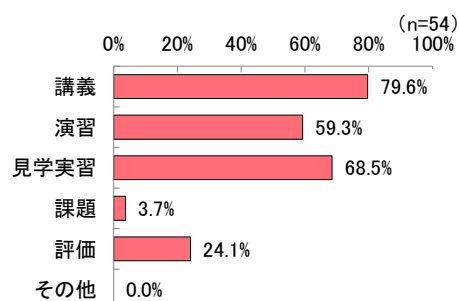
コースごとに比較すると、「演習」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」が74.3%、「見学実習」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」が81.7%、「課題」のなかでは「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」が43.1%、「評価」のなかでは「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」が33.8%、「地域保育コース/地域型保育」が29.4%と、全体と比較して割合が高くなっている。

図表7 問2(3) 子育て支援員研修の授業形式(複数回答)

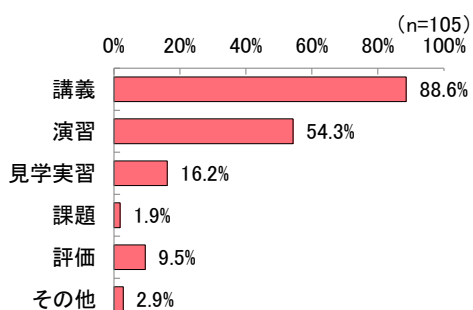
地域保育コース/地域型保育:授業形式



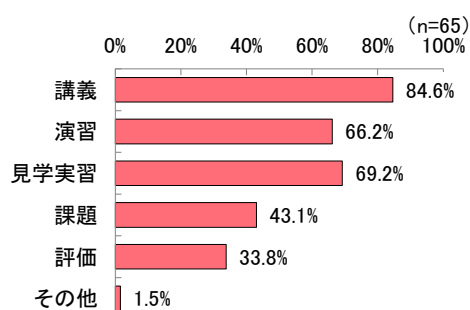
地域保育コース/一時預かり事業:授業形式



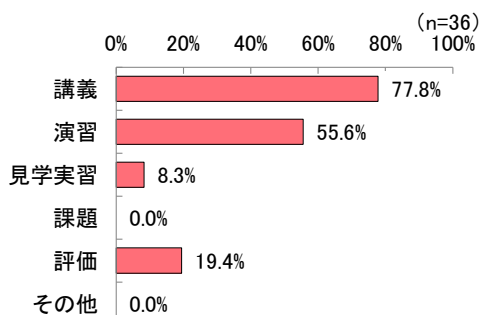
地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:授業形式



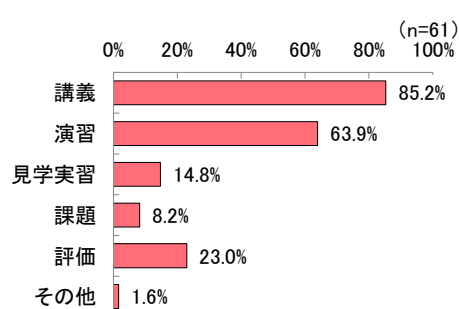
地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:
授業形式



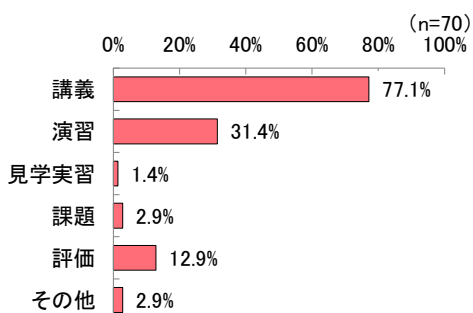
地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:
授業形式



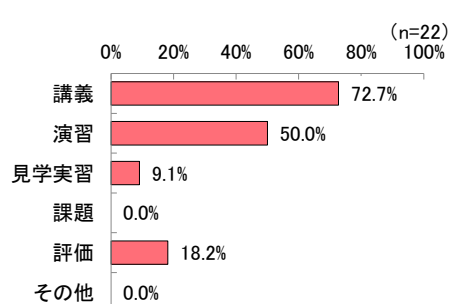
地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:
授業形式



放課後児童コース/放課後児童クラブ:授業形式



社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:授業
形式



	全体	講義	演習	見学実習	課題	評価	その他	無回答	非該当
Q2①(3) 地域保育コース/地域型保育:授業形式	109	92	81	89	9	32	1	12	867
	100.0	84.4	74.3	81.7	8.3	29.4	0.9	11.0	
Q2②(3) 地域保育コース/一時預かり事業:授業形式	54	43	32	37	2	13	0	10	922
	100.0	79.6	59.3	68.5	3.7	24.1	0.0	18.5	
Q2③(3) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:授業形式	105	93	57	17	2	10	3	11	871
	100.0	88.6	54.3	16.2	1.9	9.5	2.9	10.5	
Q2④(3) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:授業形式	65	55	43	45	28	22	1	10	911
	100.0	84.6	66.2	69.2	43.1	33.8	1.5	15.4	
Q2⑤(3) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:授業形式	36	28	20	3	0	7	0	8	940
	100.0	77.8	55.6	8.3	0.0	19.4	0.0	22.2	
Q2⑥(3) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:授業形式	61	52	39	9	5	14	1	9	915
	100.0	85.2	63.9	14.8	8.2	23.0	1.6	14.8	
Q2⑦(3) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:授業形式	70	54	22	1	2	9	2	13	906
	100.0	77.1	31.4	1.4	2.9	12.9	2.9	18.6	
Q2⑧(3) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:授業形式	22	16	11	2	0	4	0	6	954
	100.0	72.7	50.0	9.1	0.0	18.2	0.0	27.3	

図表8 問2(3) 子育て支援員研修の授業形式:「6. その他」(自由記入)

①地域保育コース/地域型保育	・レポート提出
②地域保育コース/一時預かり事業(保育従事者)	
③地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業(提供会員)	・AED講習 ・グループワーク
④地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型(専任職員)	・地域資源見学
⑤地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型(専任職員)	
⑥地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業(専任職員)	・レポート提出
⑦放課後児童コース/放課後児童クラブ(補助員)	
⑧社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	

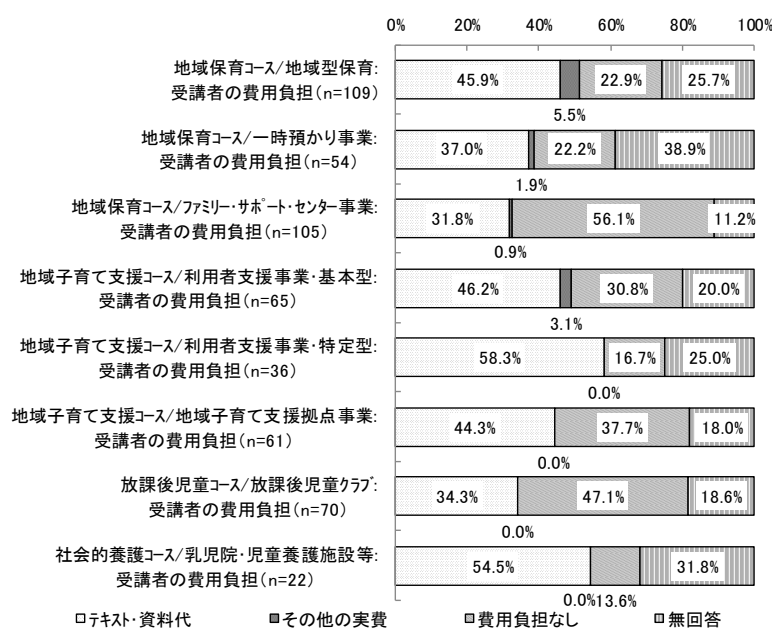
(エ) 受講者の費用負担

子育て支援員研修の受講者の実費負担をみると、「テキスト・資料代」の割合が「地域保育コース/地域型保育」で45.9%、「地域保育コース/一時預かり事業」で37.0%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」で46.2%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」で58.3%、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」で44.3%、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」で54.5%と最も高くなっている。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」と「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「実費負担なし」がそれぞれ56.1%、47.1%と最も高くなっている。

都道府県・市区町村別にみると、「市区町村」で「費用負担なし」の割合が「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」で65.5%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で56.3%、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」で41.7%と、全体と比較して割合が高くなっている。また全体的に、都道府県と比較して市区町村は「実費負担なし」にて研修を実施する割合が高いことがうかがえる。

コースごとに比較すると、「その他の実費」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」が5.5%と、全体と比較して割合が高くなっている。その他の内訳をみたところ、「見学実習前の検便費用」、「健康診断費用」、「保菌検査費用」、「予防接種費用」「見学実習の傷害保険」「スポーツ安全保険費」等、見学実習の際にかかる費用についての負担が多くみられる。

図表9 問2(4) 受講者の費用負担(単数回答)



	全体	テキスト・資料代	その他の実費	費用負担なし	無回答	非該当
Q2①(4) 地域保育コース/地域型保育:受講者の費用負担	109	50	6	25	28	867
	100.0	45.9	5.5	22.9	25.7	
Q2②(4) 地域保育コース/一時預かり事業:受講者の費用負担	54	20	1	12	21	922
	100.0	37.0	1.9	22.2	38.9	
Q2③(4) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:受講者の費用負担	107	34	1	60	12	869
	100.0	31.8	0.9	56.1	11.2	
Q2④(4) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:受講者の費用負担	65	30	2	20	13	911
	100.0	46.2	3.1	30.8	20.0	
Q2⑤(4) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:受講者の費用負担	36	21	0	6	9	940
	100.0	58.3	0.0	16.7	25.0	
Q2⑥(4) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:受講者の費用負担	61	27	0	23	11	915
	100.0	44.3	0.0	37.7	18.0	
Q2⑦(4) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:受講者の費用負担	70	24	0	33	13	906
	100.0	34.3	0.0	47.1	18.6	
Q2⑧(4) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:受講者の費用負担	22	12	0	3	7	954
	100.0	54.5	0.0	13.6	31.8	

図表10 問2(4) 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修：地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業の受講者の費用負担（単数回答）

		Q2③(4) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:受講者の費用負担				
		テキスト・資料代	その他の実費	費用負担なし	無回答	非該当
全体	107	34	1	60	12	869
	100.0	31.8	0.9	56.1	11.2	
都道府県	23	17	0	5	1	16
	100.0	73.9	0.0	21.7	4.3	
市区町村	84	17	1	55	11	846
	100.0	20.2	1.2	65.5	13.1	

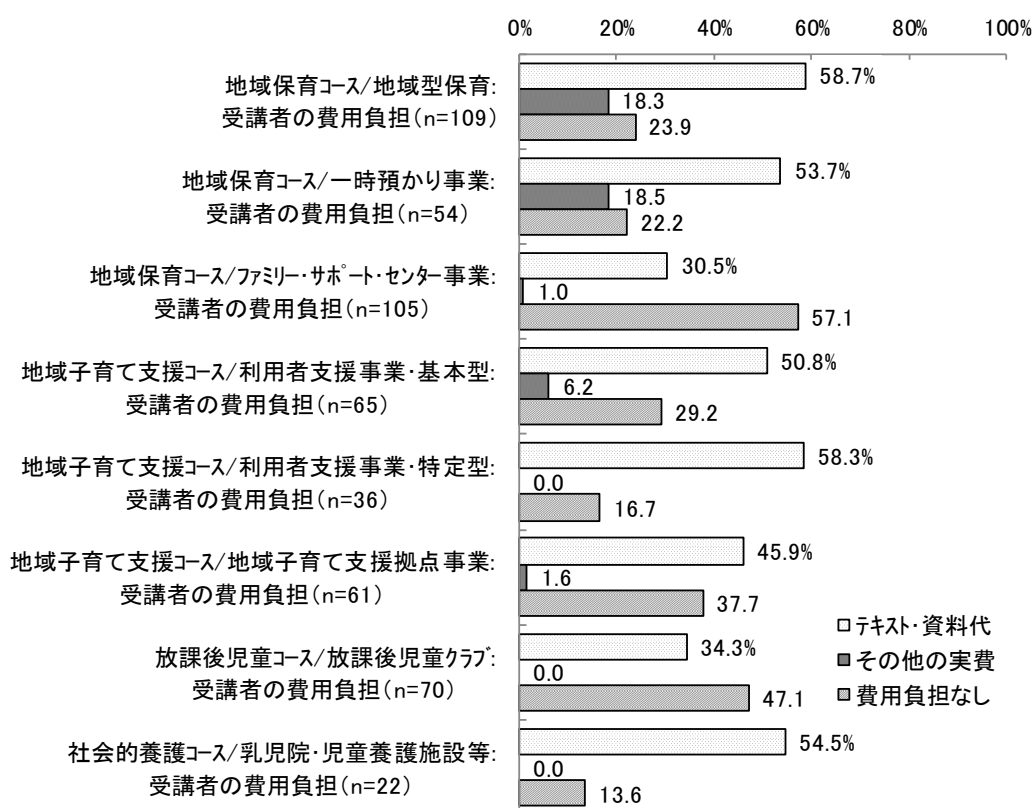
図表11 問2(4) 都道府県・市区町村別にみた、放課後児童コース/放課後児童クラブの受講者の費用負担(単数回答)

		Q2⑦(4) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:受講者の費用負担				
		テキスト・資料代	その他の実費	費用負担なし	無回答	非該当
全体	70	24	0	33	13	906
	100.0	34.3	0.0	47.1	18.6	
都道府県	22	16	0	6	0	17
	100.0	72.7	0.0	27.3	0.0	
市区町村	48	8	0	27	13	882
	100.0	16.7	0.0	56.3	27.1	

図表12 問2(4) 都道府県・市区町村別にみた、地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業の費用負担(単数回答)

		Q2⑥(4) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:受講者の費用負担				
		テキスト・資料代	その他の実費	費用負担なし	無回答	非該当
全体	61	27	0	23	11	915
	100.0	44.3	0.0	37.7	18.0	
都道府県	25	17	0	8	0	14
	100.0	68.0	0.0	32.0	0.0	
市区町村	36	10	0	15	11	894
	100.0	27.8	0.0	41.7	30.6	

【参考】図表13 問2(4) 受講者の費用負担(複数回答)



	全体	テキスト・資料代	その他の実費	費用負担なし	無回答	非該当
【MA】Q2①(4) 地域保育コース/地域型保育: 受講者の費用負担	109	64	20	26	14	867
	100.0	58.7	18.3	23.9	12.8	
【MA】Q2②(4) 地域保育コース/一時預かり事業: 受講者の費用負担	54	29	10	12	12	922
	100.0	53.7	18.5	22.2	22.2	
【MA】Q2③(4) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業: 受講者の費用負担	105	32	1	60	12	871
	100.0	30.5	1.0	57.1	11.1	
【MA】Q2④(4) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型: 受講者の費用負担	65	33	4	19	11	911
	100.0	50.8	6.2	29.2	16.9	
【MA】Q2⑤(4) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型: 受講者の費用負担	36	21	0	6	9	940
	100.0	58.3	0.0	16.7	25.0	
【MA】Q2⑥(4) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業: 受講者の費用負担	61	28	1	23	10	915
	100.0	45.9	1.6	37.7	16.4	
【MA】Q2⑦(4) 放課後児童コース/放課後児童クラブ: 受講者の費用負担	70	24	0	33	13	906
	100.0	34.3	0.0	47.1	18.6	
【MA】Q2⑧(4) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等: 受講者の費用負担	22	12	0	3	7	954
	100.0	54.5	0.0	13.6	31.8	

図表14 問2(4) 受講者の費用負担：「2. その他の実費」（自由記入）

①地域保育コース/地域型保育	・見学実習前の検便費用、健康診断費用、保菌検査費用、予防接種費用、見学実習の傷害保険、スポーツ安全保険費
②地域保育コース/一時預かり事業（保育従事者）	・見学実習前の検便費用、健康診断費用、保菌検査費用、予防接種費用、見学実習の傷害保険
③地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業（提供会員）	
④地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型（専任職員）	・見学実習の傷害保険
⑤地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型（専任職員）	
⑥地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業（専任職員）	
⑦放課後児童コース/放課後児童クラブ（補助員）	
⑧社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等（補助的職員）	

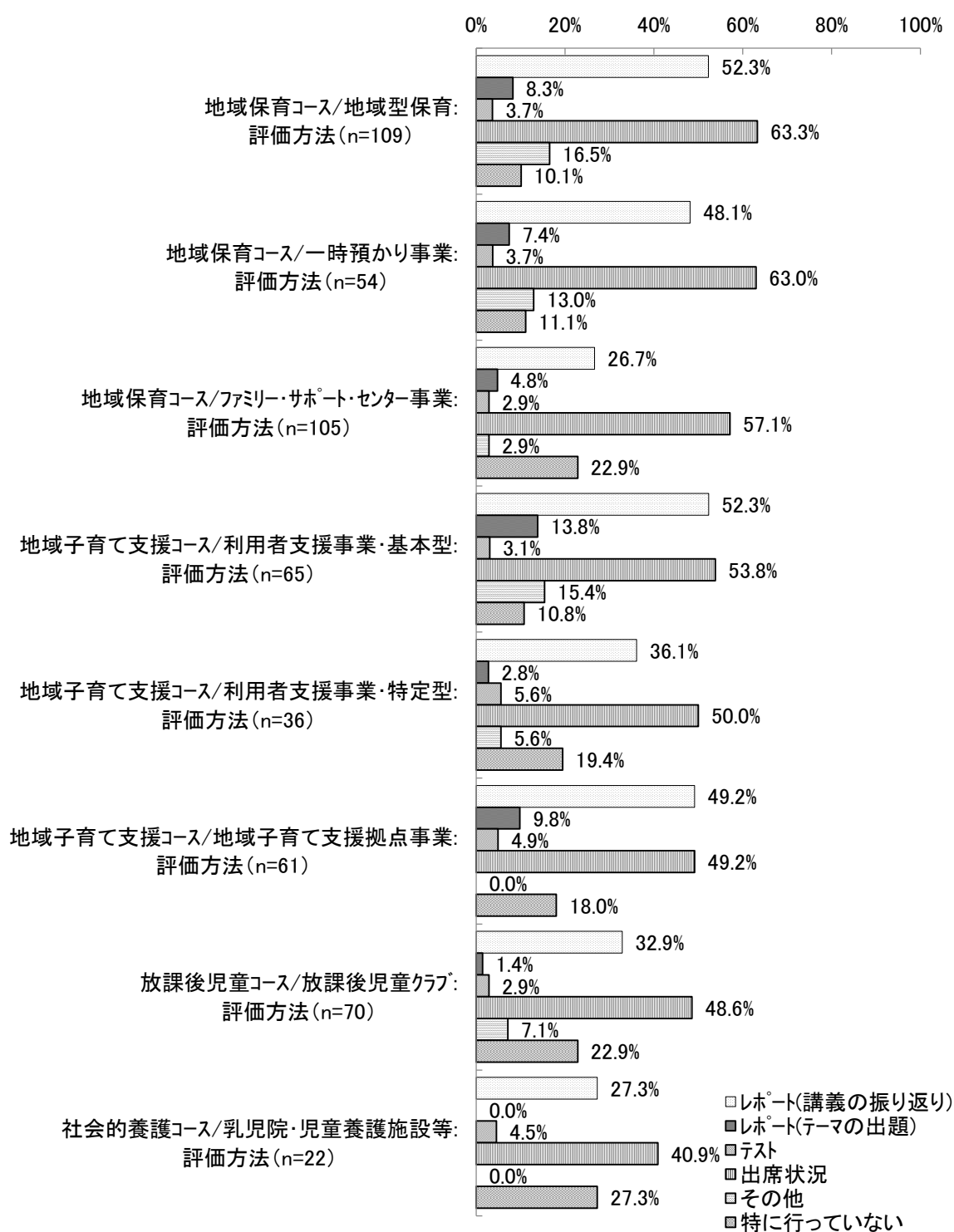
（オ）評価方法

子育て支援員研修の評価方法をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「出席状況」が63.3%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が52.3%となっている。「地域保育コース/一時預かり事業」では「出席状況」が63.0%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が48.1%となっている。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では「出席状況」が57.1%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が26.7%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」では「出席状況」が53.8%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が52.3%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」では「出席状況」が50.0%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が36.1%となっている。「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」では「出席状況」と「レポート（講義の振り返り）」がともに49.2%となっている。「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「出席状況」が48.6%、次いで「レポート（講義の振り返り）」が32.9%となっている。「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では「出席状況」が40.9%、次いで「レポート（講義の振り返り）」及び「特に行っていない」が27.3%となっている。

コースごとに比較すると、「レポート（講義の振り返り）」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」と「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」がともに52.3%、「出席状況」のなかでは「地域保育コース/地域型保育」が63.3%、「地域保育コース/一時預かり事業」が63.0%、「特に行っていない」のなかでは「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」が27.3%、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」と「放課後児童コース/放課後児童クラブ」がともに22.9%と、全体と比較して割合が高くなっている。

「その他」の回答の内容をみると、見学実習を行っているコースでは「見学実習後のレポート・記録・報告書」が多く、そのほか、「スタッフ同士の話し合い」や「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「相談員が判定」という回答もみられる。

図表15 問2（5）評価方法（複数回答）



	全体	レポート (講義 の振り 返り)	レポート (テーマの 出題)	テスト	出席状 況	その他	特に行 って いない	無回答
Q2①(5) 地域保育コース/地域型保育:評価方法	109	57	9	4	69	18	11	12
	100.0	52.3	8.3	3.7	63.3	16.5	10.1	11.0
Q2②(5) 地域保育コース/一時預かり事業:評価方法	54	26	4	2	34	7	6	7
	100.0	48.1	7.4	3.7	63.0	13.0	11.1	13.0
Q2③(5) 地域保育コース/ファミリーサポート・センター事業:評価方法	105	28	5	3	60	3	24	8
	100.0	26.7	4.8	2.9	57.1	2.9	22.9	7.6
Q2④(5) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:評価方法	65	34	9	2	35	10	7	9
	100.0	52.3	13.8	3.1	53.8	15.4	10.8	13.8
Q2⑤(5) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:評価方法	36	13	1	2	18	2	7	6
	100.0	36.1	2.8	5.6	50.0	5.6	19.4	16.7
Q2⑥(5) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:評価方法	61	30	6	3	30	0	11	6
	100.0	49.2	9.8	4.9	49.2	0.0	18.0	9.8
Q2⑦(5) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:評価方法	70	23	1	2	34	5	16	10
	100.0	32.9	1.4	2.9	48.6	7.1	22.9	14.3
Q2⑧(5) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:評価方法	22	6	0	1	9	0	6	4
	100.0	27.3	0.0	4.5	40.9	0.0	27.3	18.2

図表16 問2(5) 評価方法:「5. その他」(自由記入)

コース共通	・アンケート
①地域保育コース/地域型保育	・見学実習後のレポート・記録・報告書
②地域保育コース/一時預かり事業(保育従事者)	・見学実習後のレポート・記録・報告書
③地域保育コース/ファミリーサポート・センター事業(提供会員)	・スタッフ同士の話し合い
④地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型(専任職員)	・見学実習後のレポート・記録・報告書
⑤地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型(専任職員)	・スタッフ同士の話し合い ・見学実習記録
⑥地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業(専任職員)	
⑦放課後児童コース/放課後児童クラブ(補助員)	・スタッフ同士の話し合い ・感想文 ・相談員が判定
⑧社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	

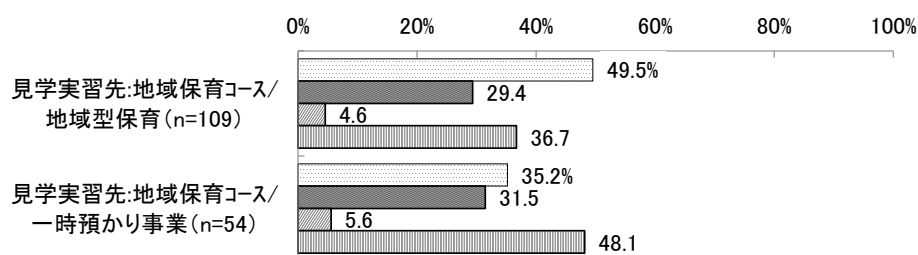
※コース共通は全コースを通してみられる回答、①～⑧は、コースごとにみられる特徴的な回答とする。以下、同様。

②見学実習先の確保方法

見学実習先の確保方法をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している」が49.5%、次いで「その他」が36.7%となっている。「地域保育コース/一時預かり事業」では「その他」が48.1%、次いで「受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している」が35.2%となっている。

「その他」の回答の内容をみると、「地域保育コース/地域型保育」、「地域保育コース/一時預かり事業」とともに、「委託業者へ受け入れ可能施設リストを提供し、委託先が調整」、「受講者の居住地近くで、見学実習可能な施設に対し、委託事業者が交渉」等の委託事業者が確保を行う回答が多くみられた。また、ともに、「公営保育所」を指定しているという回答もみられた。さらに「地域保育コース/地域型保育」では、「受講者の勤務先が地域型保育事業所・企業主導型保育事業所の場合、勤務先での見学実習を認めている」という回答もみられる。

図表17 問3 見学実習先の確保方法（複数回答）



- 受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している
- 受講者の勤務先が認可保育所の場合、勤務先での見学実習を認めている
- 市区町村内にある、見学実習可能な施設のリストを配布し、受講者が自分で交渉している
- その他

	全体	受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している	受講者の勤務先が認可保育所の場合、勤務先での見学実習を認めている	市区町村内にある、見学実習可能な施設のリストを配布し、受講者が自分で交渉している	その他	無回答	非該当
Q3① 見学実習先:地域保育コース/地域型保育	109	54	32	5	40	11	867
	100.0	49.5	29.4	4.6	36.7	10.1	
Q3② 見学実習先:地域保育コース/一時預かり事業	54	19	17	3	26	7	922
	100.0	35.2	31.5	5.6	48.1	13.0	

図表18 問3 見学実習先の確保方法：「4. その他」（自由記入：主な回答）

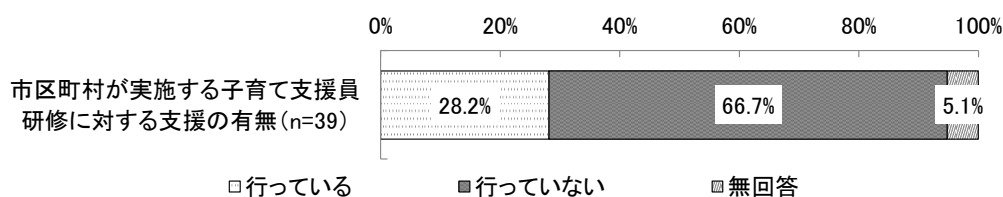
コース共通	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者へ受け入れ可能施設リストを提供し、委託先が調整 ・受講者の居住地近くで、見学実習可能な施設に対し、委託事業者が交渉している ・実施主体で見学先を選定、依頼、決定し、委託先に通知
①地域保育コース/ 地域型保育	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所は連携施設で受入 ・市公営保育所で実施 ・受講者の勤務先が地域型保育事業所・企業主導型保育事業所の場合、勤務先での見学実習を認めている
②地域保育コース/ 一時預かり事業 (保育従事者)	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の希望を聞いた上で、市内の実習可能施設から市が決定している ・市による選定を希望する場合は、市内公立保育園で実施

③都道府県から市町村への支援の実施状況

都道府県から市町村への支援の実施状況を見ると、「行っていない」が66.7%、次いで「行っている」が28.2%となっている。

「行っている」場合の具体的内容をみると、主に「研修実施に際しての相談対応、その他様式等の提供をしている」などの「相談対応」、「県が実施主体となって行う研修のコース・日程などを、実施時期が重ならないよう事前に提供している」「研修の募集要項による情報共有」などの「情報提供」、「単独実施が困難な市町村に対し、合同研修実施の支援として、委託事業者の選定等の調整を実施」などの「研修実施支援」についての回答が多くみられる。

図表19 問4 都道府県から市町村への支援（単数回答）



No.	カテゴリー名	n	%
1	行っている	11	28.2
2	行っていない	26	66.7
	無回答	2	5.1
	非該当	937	
	全体	39	100.0

図表20 問4 都道府県から市町村への支援（「1. 行っている」場合の具体的内容）（自由記入：主な回答）

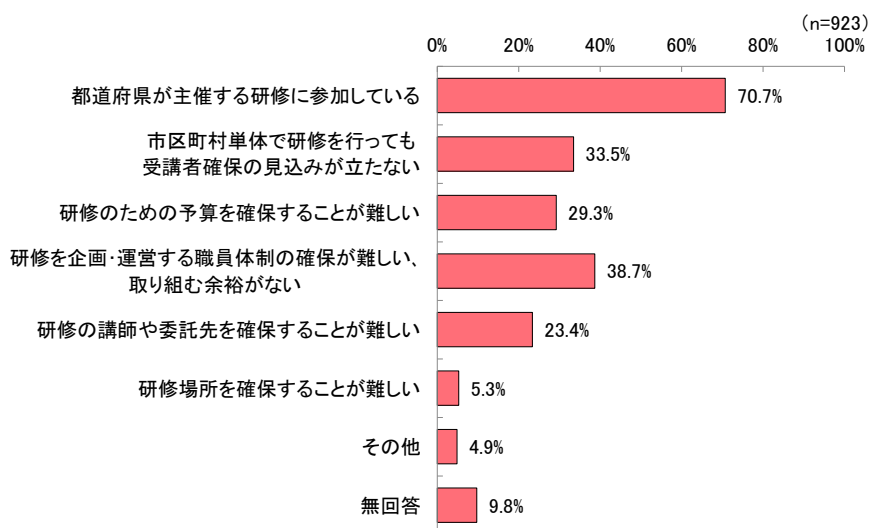
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施に際しての相談対応、その他様式等の提供をしている。 ・市町村からの問い合わせに対して回答、助言している。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施主体となつて行う研修のコース・日程などを、実施時期が重ならないよう事前に提供している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等の講演会などの案内を送っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の募集要項による情報共有している。 ・前年度に研修を実施した市に研修事業全般について情報提供している。
研修実施支援	<ul style="list-style-type: none"> ・単独実施が困難な市町村に対し、合同研修実施の支援として、委託事業者の選定等の調整を行っている。委託契約は事業者と市町村が直接締結する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼があれば、講座を受けもっている。

④実施していないコースがある理由（市区町村）

市区町村で実施していないコースがある理由をみると、「都道府県が主催する研修に参加している」が70.7%と最も回答割合が高く、次いで「研修を企画・運営する職員体制の確保が難しい、取り組む余裕がない」が38.7%、次いで「市区町村単体で研修を行っても受講者確保の見込みが立たない」が33.5%となっている。

「その他」の具体的内容をみると、主に「事業そのもの、もしくは、施設がないので必要性がない」などの「事業、施設の不在」、「受講希望が少ない」などの「受講者ニーズの低さ」、「研修の受講が従事要件となっていない」「子育て支援員研修事業実施要綱で実施主体は原則として都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者となっている」などの「コースの特性による理由」、「国やNPO法人主催の研修に参加している」などの「他の実施主体が研修を実施」についての回答が多くみられる。

図表21 問5 市区町村で、実施していないコースがある理由（複数回答）



No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県が主催する研修に参加している	653	70.7
2	市区町村単体で研修を行っても受講者確保の見込みが立たない	309	33.5
3	研修のための予算を確保することが難しい	270	29.3
4	研修を企画・運営する職員体制の確保が難しい、取り組む余裕がない	357	38.7
5	研修の講師や委託先を確保することが難しい	216	23.4
6	研修場所を確保することが難しい	49	5.3
7	その他	45	4.9
	無回答	90	9.8
	非該当	53	
	全体	923	100.0

図表22 問5 市区町村で、実施していないコースがある理由
：「7. その他」（自由記入：主な回答）

事業、施設の不在	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのもの、もしくは、施設がないので必要性がない。 ・原発災害による避難中のため、該当事業がないため。
受講者ニーズの低さ	<ul style="list-style-type: none"> ・受講希望が少ない（町の人口も少ない）ので、今後も県主催の研修に参加予定である。 ・支援員ではなく、保育士で対応している。
コースの特性による理由	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護コースに関連する施設等において、子育て支援員の資格が常勤の指導員・保育士にとって必須のものではないことから、積極的展開を予定していない。 ・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は、研修の受講が従事要件となっていない。 ・子育て支援員研修事業実施要綱で、放課後児童コースの実施主体は原則として都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者とすることが定められているため。
他の実施主体が研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人主催の研修に参加している。 ・都道府県主体で研修を行っている。

2) 子育て支援員研修を実施する上での工夫と運営上の課題

①独自に行っている工夫

子育て支援員研修を実施する上での工夫をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が29.4%、次いで「就労支援」が17.4%となっている。「地域保育コース/一時預かり事業」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が29.6%、次いで「研修におけるテキストの無料化など、参加費用の負担軽減」が14.8%となっている。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が23.8%、次いで「講義、演習等の時間の配分」が21.0%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が26.2%、次いで「講師や委託先に任せているのでわからない」が18.5%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が22.2%、次いで「講師や委託先に任せているのでわからない」が19.4%となっている。「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が24.6%、次いで「研修におけるテキストの無料化など、参加費用の負担軽減」が18.0%となっている。「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が17.1%、次いで「講師や委託先に任せているのでわからない」が15.7%となっている。「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では「子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動」が22.7%、次いで「特に行っていない」が18.2%となっている。

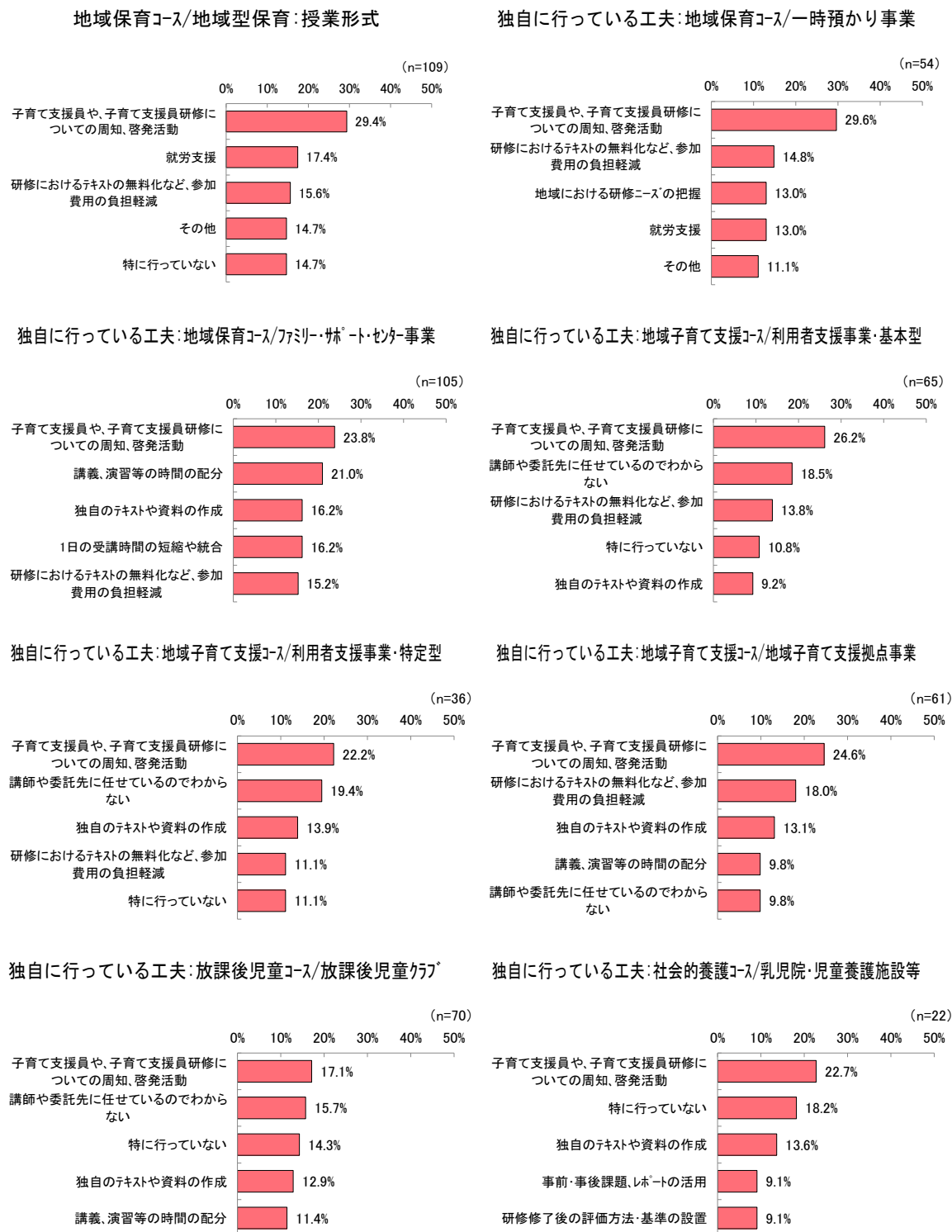
コースごとに比較すると、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」においての「講義、演習等の時間の配分」と「1日の受講時間の短縮や統合」がそれぞれ21.0%、16.2%と、全体と比較して割合が高くなっている。

都道府県・市区町村別にみると、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」において、「市区町村」で「講義、演習等の時間の配分」が26.8%、実施回数の分散が14.6%、「1日の受講時間の短縮や統合」が18.3%と、全体と比較して割合が高く、市区町村にて独自の時間配分や実施回数等を工夫した研修を行っている傾向がみられる。

また、具体的な内容をみると、全てのコースに共通して、「実施コースについて市町村へ照会し、ニーズのあるコースを実施」等の地域における研修ニーズの把握、「研修後のレポート提出」等の評価方法についての工夫、「受講者の年齢や周辺環境に配慮した講義」「独自の資料や映像教材の活用」等の研修内容についての工夫、委託債の選定における工夫、受講者への支援、「前期・中期・後期の年3回の時期に分けて開催、各

期に、平日コースや土曜コースなどを設け、それぞれの受講者が受けやすい日程を選択可能」等の研修実施日程の工夫、「子育て支援員募集案内の配布」等の周知についての工夫などがみられる。

図表23 問6(1) 独自に行っている工夫(複数回答)(上位5位)



	全体	講義、演習等の時間の配分	事前・事後課題、レポートの活用	独自のテキストや資料の作成	映像教材の活用	実施回数の分散	1日の受講時間の短縮や統合	独自の講義や演習、実習等の追加	実施場所の分散	要望に応じて、イレギュラーに研修を開講	委託先や講師の選定に独自の基準を設定	子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動
Q6①(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/地域型保育	109	6	4	11	4	11	6	5	9	4	1	32
	100.0	5.5	3.7	10.1	3.7	10.1	5.5	4.6	8.3	3.7	0.9	29.4
Q6②(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/一時預かり事業	54	3	3	5	2	3	3	1	4	1	1	16
	100.0	5.6	5.6	9.3	3.7	5.6	5.6	1.9	7.4	1.9	1.9	29.6
Q6③(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業	105	22	3	17	5	13	17	6	4	7	3	25
	100.0	21.0	2.9	16.2	4.8	12.4	16.2	5.7	3.8	6.7	2.9	23.8
Q6④(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型	65	2	4	6	0	1	1	1	3	2	0	17
	100.0	3.1	6.2	9.2	0.0	1.5	1.5	1.5	4.6	3.1	0.0	26.2
Q6⑤(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型	36	1	1	5	0	1	1	0	2	1	0	8
	100.0	2.8	2.8	13.9	0.0	2.8	2.8	0.0	5.6	2.8	0.0	22.2
Q6⑥(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業	61	6	4	8	0	4	4	2	5	1	0	15
	100.0	9.8	6.6	13.1	0.0	6.6	6.6	3.3	8.2	1.6	0.0	24.6
Q6⑦(1) 独自に行っている工夫:放課後児童コース/放課後児童クラブ	70	8	2	9	3	3	3	3	4	2	0	12
	100.0	11.4	2.9	12.9	4.3	4.3	4.3	4.3	5.7	2.9	0.0	17.1
Q6⑧(1) 独自に行っている工夫:社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等	22	1	2	3	1	1	0	0	0	1	0	5
	100.0	4.5	9.1	13.6	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	22.7
	全体	研修実施に関わる運営費用、諸経費等の節約	見学実習前の検診費用の補助など、実費負担の補助	研修におけるテキストの無料化など、参加費用の負担軽減	研修修了後の評価方法・基準の設置	地域における研修ニーズの把握	就労支援	その他	講師や委託先に任せているのでわからない	特に行っていない	無回答	非該当
Q6①(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/地域型保育	109	8	0	17	5	12	19	16	11	16	9	867
	100.0	7.3	0.0	15.6	4.6	11.0	17.4	14.7	10.1	14.7	8.3	
Q6②(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/一時預かり事業	54	2	1	8	2	7	7	6	6	4	11	922
	100.0	3.7	1.9	14.8	3.7	13.0	13.0	11.1	11.1	7.4	20.4	
Q6③(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業	105	6	3	16	2	8	5	11	12	11	17	871
	100.0	5.7	2.9	15.2	1.9	7.6	4.8	10.5	11.4	10.5	16.2	
Q6④(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型	65	1	0	9	2	6	4	3	12	7	11	911
	100.0	1.5	0.0	13.8	3.1	9.2	6.2	4.6	18.5	10.8	16.9	
Q6⑤(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型	36	1	0	4	2	3	2	2	7	4	7	940
	100.0	2.8	0.0	11.1	5.6	8.3	5.6	5.6	19.4	11.1	19.4	
Q6⑥(1) 独自に行っている工夫:地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業	61	3	1	11	3	5	2	3	6	6	14	915
	100.0	4.9	1.6	18.0	4.9	8.2	3.3	4.9	9.8	9.8	23.0	
Q6⑦(1) 独自に行っている工夫:放課後児童コース/放課後児童クラブ	70	3	2	3	2	3	5	6	11	10	16	906
	100.0	4.3	2.9	4.3	2.9	4.3	7.1	8.6	15.7	14.3	22.9	
Q6⑧(1) 独自に行っている工夫:社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等	22	1	0	1	2	1	2	2	1	4	6	954
	100.0	4.5	0.0	4.5	9.1	4.5	9.1	9.1	4.5	18.2	27.3	

図表24 問6 (1) 都道府県・市区町村別にみた、放課後児童コース/放課後児童クラブで独自に行っている工夫（複数回答）

	Q6③(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業							
	合計	講義、演習等の時間の配分	事前・事後課題、レポートの活用	独自のテキストや資料の作成	映像教材の活用	実施回数 の分散	1日の受講時間の短縮や統合	独自の講義や演習、実習等の追加
全体	105	22	3	17	5	13	17	6
	100	21.0	2.9	16.2	4.8	12.4	16.2	5.7
都道府県	23	0	1	3	0	1	2	0
	100	0.0	4.3	13.0	0.0	4.3	8.7	0.0
市区町村	82	22	2	14	5	12	15	6
	100	26.8	2.4	17.1	6.1	14.6	18.3	7.3

	Q6③(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業							
	合計	実施場所の分散	要望に応じて、レギュラーに研修を開講	委託先や講師の選定に独自の基準を設定	子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動	研修実施に関わる運営費用、諸経費等の節約	見学実習前の検診費用の補助など、実費負担の補助	研修におけるテキストの無料化など、参加費用の負担軽減
全体	105	4	7	3	25	6	3	16
	100	3.8	6.7	2.9	23.8	5.7	2.9	15.2
都道府県	23	2	2	0	9	1	0	3
	100	8.7	8.7	0.0	39.1	4.3	0.0	13.0
市区町村	82	2	5	3	16	5	3	13
	100	2.4	6.1	3.7	19.5	6.1	3.7	15.9

	Q6③(1) 独自に行っている工夫:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業								
	合計	研修修了後の評価方法・基準の設置	地域における研修ニーズの把握	就労支援	その他	講師や委託先に任せているのでわからない	特に行っていない	無回答	非該当
全体	105	2	8	5	11	12	11	17	871
	100	1.9	7.6	4.8	10.5	11.4	10.5	16.2	
都道府県	23	1	3	4	5	1	4	1	16
	100	4.3	13.0	17.4	21.7	4.3	17.4	4.3	
市区町村	82	1	5	1	6	11	7	16	848
	100	1.2	6.1	1.2	7.3	13.4	8.5	19.5	

図表25 問6 (2) 独自に行っている工夫：具体的な内容（自由記入：主な回答）

<p>コース共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における研修ニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の策定にあたり、県内市町村あてに受講希望者数を照会している。 ・実施コースについて市町村へ照会、ニーズのあるコースを実施。 ■評価方法についての工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・研修後にレポートを提出してもらうことで研修の質を向上させている。 ■研修内容についての工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の年齢や周辺環境に配慮して講義を進めている。 ・独自の資料や映像教材を活用している。 ■委託先の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会場は市内限定1回次あたりの受講者の規模や講師、開催スケジュールを提案させ、外部委員により委託先を選定している。 ・委託先において、独自のテキスト作成、レポートの活用、実習報告を用いた評価等の工夫を行なっている。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施中の託児実施。 ・参加者の自己負担を無しにしている。 ・テキストの無料化。 ・研修リーフレットに就労の相談先を掲載し、リーフレットを研修の開催要項とともに、事業所に配布。 ■研修実施日程 <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施曜日について参加しやすい曜日の設定工夫。 ・研修日程の早期化（修了証を早く取得したいとのニーズがあるため）。 ・研修を土日に行うことで、受講のしやすさを向上させている。 ・前期・中期・後期の年3回の時期に分けて開催している。また、各期に、平日コースや土曜コースなどを設け、それぞれの受講者が受けやすい日程を選べるようにしている。 ・研修者が比較的受講しやすい年度初めに行っている ・天候等により研修日時に都合が悪く参加できなかった場合、理由により補講を行っている ■周知 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員募集案内の配布を行っている。 ・市政日より、HP掲載チラシを配布している。 ・子育て支援員研修の実施について広く周知することを研修業務委託の仕様書に含んで委託している。
<p>①地域保育コース / 地域型保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における研修ニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・市内幼稚園と保育施設の職員にニーズの調査を行っている。 ■評価方法についての工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・研修後にレポートを提出してもらうことで、研修の質を向上させている。 ■研修内容についての工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修と専門研修の共通科目において基準より3.5時間多く講義を行っている。 ・「重大事故を起こさないために」等の市担当による独自講義を追加している。 ・「実習レポート」を提出してもらい理解を深めてもらっている。 ■見学実習に関わる工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・見学実習先ごとに、各園の詳細や個別の持ち物等の資料を作成し配布している。 ・見学実習記録の審査や受講状況等を総合して認定している。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や保育所支援センターとも連携し就労支援を実施している。 ■研修実施日程

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間を4ヶ月に設定し、受講者の負担にならないようにしている（月に1～2日開催）。 ・演習は一時預り事業と同じ内容になるので合同で実施している。 ・遠方から来る方を考慮し1日5時間程度とし、土曜日に開催。
②地域保育コース / 一時預かり事業 (保育従事者)	<ul style="list-style-type: none"> ■見学実習に関わる工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・「実習レポート」を提出してもらい理解を深めてもらっている。 ■研修実施日程 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園で就労中の受講者に配慮し夏休み期間中に開催する回次を設けることを条件としている。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や保育所支援センターとも連携し就労支援を実施。 ■周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地域保育コース（共通科目）実施日に、保育士・保育所支援センターのチラシを配布
③地域保育コース / ファミリー・サ ポート・センタ ー事業（提供会 員）	<ul style="list-style-type: none"> ■研修実施日程 <ul style="list-style-type: none"> ・4つの科目のうち1つの科目を2日に分割し、1日の受講時間を短縮。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・修了証書送付時に保育士・保育所支援センターの案内や求職票もあわせて送付。 ・研修修了者に各市町の事業実施部署の一覧を配布。 ■周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地域保育コース（共通科目）実施日に、保育士・保育所支援センターのチラシを配布。
④地域子育て支援 コース/ 利用者支援事 業・基本型（専 任職員）	<ul style="list-style-type: none"> ■周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員への受講案内をしている。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本市利用者支援事業に現に従事している者のみを対象として研修実施しているため、研修テキスト代金は本市の負担としている。
⑤地域子育て支援 コース/ 利用者支援事 業・特定型（専 任職員）	<ul style="list-style-type: none"> ■周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員への受講案内をしている。 ■受講者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本市利用者支援事業に現に従事している者のみを対象として研修実施しているため、研修テキスト代金は本市の負担としている。
⑥地域子育て支援 コース/ 地域子育て支援 拠点事業（専任 職員）	<ul style="list-style-type: none"> ■経費の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・以前は委託で行っていたが、現在は直接実施して、経費削減している。
⑦放課後児童コー ス/ 放課後児童クラ ブ（補助員）	<ul style="list-style-type: none"> ■研修実施日程 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブに就業している方々に受講して頂けるよう、講義を午前中開催とし、就業中の方も受講できるよう配慮している。
⑧社会的養護コー ス/ 乳児院・児童養 護施設等（補助 的職員）	※コース共通と同じ

②運営上の課題

子育て支援員研修を実施する上での運営上の課題をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「見学実習先の確保やコーディネートが難しい」が28.4%、次いで「特になし」が21.1%となっている。「地域保育コース/一時預かり事業」では「見学実習先の確保やコーディネートが難しい」が24.1%、次いで「特になし」が18.5%となっている。「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では「受講者を募集しても参加者が少ない」が41.0%、次いで「特になし」が21.0%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」では「特になし」が33.8%、次いで「受講者を募集しても参加者が少ない」が23.1%となっている。「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」では「特になし」が36.1%、次いで「受講者を募集しても参加者が少ない」が22.2%となっている。「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」では「特になし」が32.8%、次いで「講師の選定、確保が難しい」が19.7%となっている。「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では「特になし」が28.6%、次いで「講師の選定、確保が難しい」が14.3%となっている。「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では「特になし」が40.9%、次いで「講師の選定、確保が難しい」が18.2%となっている。

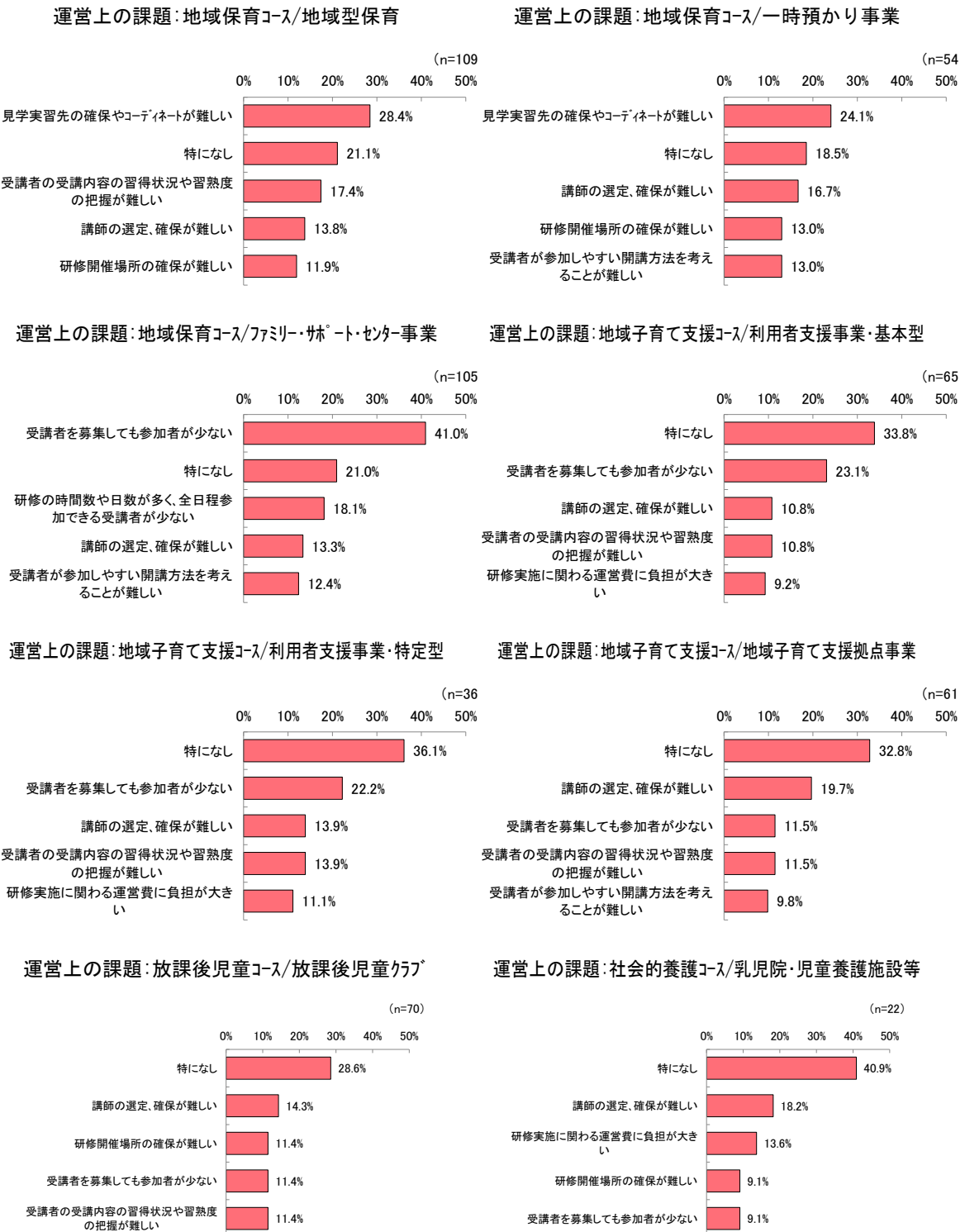
コースごとに比較すると、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」において「受講者を募集しても参加者が少ない」と「研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない」がそれぞれ41.0%、18.1%と、全体と比較して割合が高くなっている。

都道府県・市区町村別にみると、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」において「市区町村」で「研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない」が23.2%、「受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい」が14.6%と全体と比較して割合が高く、都道府県よりも市区町村のほうが特に受講者の参加しやすい日程や時間数の設定を課題と捉えている傾向がみられる。

また、具体的な内容をみると、全てのコースに共通して、市区町村の課題として「研修を円滑に実施できると思われる業者が限られている上、既に他都道府県で受託しているため、対応が難しいという業者もあり、委託先の確保が難しい」、「都道府県が実施しておらず、各市町村単位で実施している委託先も限られていることから、日程調整が難しい」等の都道府県との関係に付随した委託先の確保と日程調整に関する課題がみられる。また、「参加したい人が行きやすい場所と、人が集まる場所の調節が難しい」「基本研修～専門研修を通じて、同一の研修場所を確保することが難しいため、受講者に混乱をきたす」等の受講場所に関する課題、「多数の受講者を認定するにあたっての習得状況の把握や認定基準の設定が難しい」等の評価に関する課題などがみられる。

コースごとの具体的な課題の内容をみると、「地域保育コース/地域型保育」では「受講希望者が多く、抽選を行った」「研修の受講定員が少なく、参加できない応募者が多い」等受講者が多すぎて希望者全員を受け入れられない課題がみられる一方、市区町村の回答において「対象者を市内の施設で従事している方、または従事することを希望する方と限定しているため、受講希望者が少ない」等の課題もみられる。「地域保育コース/地域型保育」以外のコースでは全体的に、「受講者が少ない、年々受講者数が減少している」等の受講者の減少に関する課題が多くみられる。また、見学実習がある「地域保育コース/地域型保育」や「地域保育コース/一時預かり事業」では「受講者の健診や、麻酔、風しん抗体検査、予防接種の費用と、保険加入費など、見学実習にあたっての、自己負担が大きい」など受講者の負担に関する課題が多くみられる。さらに「地域保育コース/地域型保育」や「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では、「施設のニーズに修了者をマッチングさせることが難しい」等の就労支援に関する課題が多くみられる。

図表26 問7 (1) 子育て支援員研修を実施するにあたっての運営上の課題（複数回答）
（上位5位）



	全体	見学実習先の確保やロープレが難しい	研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない	研修開催場所の確保が難しい	受講者が参加しやすいく開講方法を考えることが難しい	講師の選定、確保が難しい	委託先の選定、確保が難しい	受講者を募集しても参加者が少ない	研修実施に関わる運営費に負担が大きい	参加者の受講料の負担が大きい	受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい	研修修了の評価基準の設定が難しい	その他	特になし	無回答	非該当
Q7①(1) 運営上の課題:地域保育コース/地域型保育	109	31	7	13	10	15	11	10	8	0	19	7	7	23	15	867
	100.0	28.4	6.4	11.9	9.2	13.8	10.1	9.2	7.3	0.0	17.4	6.4	6.4	21.1	13.8	
Q7②(1) 運営上の課題:地域保育コース/一時預かり事業	54	13	0	7	7	9	6	7	4	1	7	2	2	10	12	922
	100.0	24.1	0.0	13.0	13.0	16.7	11.1	13.0	7.4	1.9	13.0	3.7	3.7	18.5	22.2	
Q7③(1) 運営上の課題:地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業	105		19	5	13	14	5	43	4	2	10	3	1	22	20	871
	100.0		18.1	4.8	12.4	13.3	4.8	41.0	3.8	1.9	9.5	2.9	1.0	21.0	19.0	
Q7④(1) 運営上の課題:地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型	65	5	0	4	5	7	3	15	6	0	7	1	4	22	12	911
	100.0	7.7	0.0	6.2	7.7	10.8	4.6	23.1	9.2	0.0	10.8	1.5	6.2	33.8	18.5	
Q7⑤(1) 運営上の課題:地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型	36		0	2	1	5	2	8	4	1	5	0	1	13	8	940
	100.0		0.0	5.6	2.8	13.9	5.6	22.2	11.1	2.8	13.9	0.0	2.8	36.1	22.2	
Q7⑥(1) 運営上の課題:地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業	61		1	3	6	12	3	7	3	3	7	2	4	20	13	915
	100.0		1.6	4.9	9.8	19.7	4.9	11.5	4.9	4.9	11.5	3.3	6.6	32.8	21.3	
Q7⑦(1) 運営上の課題:放課後児童コース/放課後児童クラブ	70		2	8	5	10	3	8	5	1	8	4	2	20	18	906
	100.0		2.9	11.4	7.1	14.3	4.3	11.4	7.1	1.4	11.4	5.7	2.9	28.6	25.7	
Q7⑧(1) 運営上の課題:社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等	22		0	2	1	4	1	2	3	1	2	0	1	9	4	954
	100.0		0.0	9.1	4.5	18.2	4.5	9.1	13.6	4.5	9.1	0.0	4.5	40.9	18.2	

図表27 問7(1) 都道府県・市区町村別にみた、地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援員研修を実施するにあたっての運営上の課題（複数回答）

		Q7③(1) 運営上の課題：地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業						
		研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない	研修開催場所の確保が難しい	受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい	講師の選定、確保が難しい	委託先の選定、確保が難しい	受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない	研修実施に関わる運営費に負担が大きい
全体	105 100.0	19 18.1	5 4.8	13 12.4	14 13.3	5 4.8	43 41.0	4 3.8
都道府県	23 100.0	0 0.0	2 8.7	1 4.3	3 13.0	1 4.3	9 39.1	0 0.0
市区町村	82 100.0	19 23.2	3 3.7	12 14.6	11 13.4	4 4.9	34 41.5	4 4.9

		Q7③(1) 運営上の課題：地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業						
		参加者の受講料の負担が大きい	受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい	研修修了の評価基準の設定が難しい	その他	特になし	無回答	非該当
全体	105 100.0	2 1.9	10 9.5	3 2.9	1 1.0	22 21.0	20 19.0	871
都道府県	23 100.0	0 0.0	4 17.4	1 4.3	0 0.0	7 30.4	3 13.0	16
市区町村	82 100.0	2 2.4	6 7.3	2 2.4	1 1.2	15 18.3	17 20.7	848

図表28 問7(2) 子育て支援員研修を実施するにあたっての運営上の課題
(自由記入：主な回答)

<p>コース共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■委託先の確保に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・研修を円滑に実施できると思われる業者が限られている上、既に他都道府県で受託しているため、対応が難しいという業者もあり、委託先の確保が難しい。 ■受講日、受講回数、受講場所に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日に開催しているが都合がつかず参加できない日があると認定できない。不足分を次年度、取得するようにしている。 ・都道府県が実施しておらず、各市町村単位で実施している委託先も限られていることから、日程調整が難しい。 ・実習の時期がインフルエンザ等の感染症の流行期や、他の実習の期間と重なるため、一度確定した日程に変更が生じた場合、対応が難しい。 ・参加したい人が行きやすい場所と、人が集まる場所の調節が難しい。 ・基本研修～専門研修を通じて、同一の研修場所を確保することが難しいため、受講者に混乱を来す。 ■講師に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・講師の日程確保に時間がかかることがある。 ■評価に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・多数の受講者を認定するにあたっての習得状況の把握や認定基準の設定が難しい。 ■情報の通知に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援員」について、まだ一般の方に、知られていないようだ。来年度以降はハローワークと連携して周知していくことも検討している。
<p>①地域保育コース / 地域型保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■受講者数に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・受講希望者が多く、30年度は抽選を行った ・研修の受講定員が少なく、参加できない応募者が多い ・子育て支援員研修の修了が要件の保育施設で就労予定の方等から、受講できないと働けないからどうしたらいいかとか受講決定者を交替できないかといった問い合わせ等があった。地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業(専任職員)、放課後児童コース/放課後児童クラブ(補助員)についても希望者が定員を超え抽選を行ったが、研修修了が従事の要件とされていないせいか特に相談等の問い合わせはなかった。 ・対象者を市内の施設で従事している方、または従事することを希望する方と限定しているため、受講希望者が少ない ■受講日、受講回数、受講場所に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・現状として、現に保育補助として働いている方が多く受講しており、土日開催を基本としているが、申込後の辞退や途中で参加できなくなる人も多い。また、土日開催のため、会場の確保が難しい。 ・子育て中の受講者が多く、子どもの発熱等で欠席した場合に、補講の実施が困難。 ・受講者が多いため、広さ及び駐車場のある研修会場の確保が難しい。(他イベント等と予約が競合する) ■講師に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・受講人数が多いため会場・講師を担える人材が限られている。 ・保育士養成校の先生に講師を願っているが現場を理解している人が少ない。 ■受講者の負担に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・本講義は1度に受講できる人数が限られるため、複数回実施する必要がある ・実習時期が年度後半になるため、感染症のリスクが高い ・受講者の健診や、麻酔、風しん抗体検査、予防接種の費用と、保険加入費など、見学実習にあたっての、自己負担が大きい。 ■研修終了後の対応に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・研修修了者を地域の保育事業者のニーズとマッチングさせることが難しい。

	<p>■研修の内容に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生法講義の実施が難しい <p>■見学実習に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育所1日、公立保育所1日の計2日間、8時間ずつの見学実習を実施したが、27名の振り分けに少々苦心した。 ・<u>見学実習先の園の負担が大きいとの意見がある。</u> ・見学実習の認知度が低く、理解を得られない場合がある。 <p>■評価に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、全日程の研修受講と、見学実習、実習レポートの提出により、修了を認めている。評価は、必要であると感じている。 ・習熟度の把握が難しいため、出席状況やアンケート、実習日誌の提出をもとに修了証を交付している状況。 <p>■受講者の意欲に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>講座欠席者に対して参加への動機づけなどのフォローが難しい。</u> <p>■就労支援に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に認可外保育園等で働いている方も多く、保育事業者としては、積極的に雇用したいが、そのニーズに修了者をマッチングさせることが難しい。
<p>②地域保育コース / 一時預かり事業 (保育従事者)</p>	<p>■委託先の確保に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保育コース/地域型保育とあわせて委託しているため大規模な研修となり会場・講師の確保等が担える事業者が限られている。 <p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度は受講者が多かったが年々希望者が減ってきている。 <p>■受講日、受講回数、受講場所に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1町多島の特性上、町内での開催は機会の不均衡を招きかねない。隣市の公共施設等の借用にあたり事務の煩雑さがあげられる。船賃、宿泊費の助成を実施しているが、助成がないと参加者が減ると思われる <p>■受講者の負担に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の健診や、麻酔、風しん抗体検査、予防接種の費用と、保険加入費など、見学実習にあたっての、自己負担が大きい。 <p>■見学実習に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>見学実習先の園の負担が大きいとの意見がある。</u> ・見学実習の認知度が低く、理解を得られない場合がある <p>■講師に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士養成校の先生に講師を願っているが現場を理解している人が少ない。 <p>■評価に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習熟度の把握が難しいため、出席状況やアンケート、実習日誌の提出をもとに修了証を交付している状況。
<p>③地域保育コース / ファミリーサポート・センター事業 (提供会員)</p>	<p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受講者が少ない、年々受講者数が減少している。</u> ・HP、町の広報紙、町内の事業所へポスターで周知しているが、受講者が集まらない。 <p>■市町村が実施する提供会員向け研修との関係に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が独自に提供会員向けに開催する研修と住み分けが難しい。 ・市町村が行う、提供会員の登録講習と比べて研修の時間が長いと、まとまった受講者数の確保が難しいと考える。

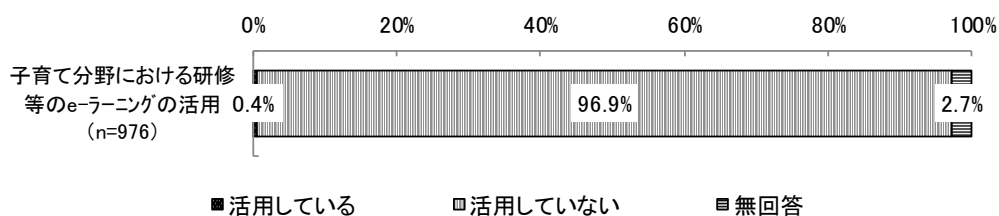
<p>④地域子育て支援コース/ 利用者支援事業・基本型 (専任職員)</p>	<p>■研修の位置付けに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修と資格の必要性が明確ではない。 ・一時預かり事業等とは違い本業務の周知、必要性、内容の充実などが明確でないため、資格の有無、必要性がわかりにくい <p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受講要件(相談等の業務に1年以上従事している者)があるため、受講者数が少なく、希望しても受講できない。</u> ・<u>利用者支援事業(基本型)を実施する市町村が少なく、受講者も少ない</u>
<p>⑤地域子育て支援コース/ 利用者支援事業・特定型 (専任職員)</p>	<p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で利用者支援事業・特定型を実施している自治体が少ないため、当該コースの受講申込も少ない。 ・事業を実施する市町は多いが、専任職員の交替は少なく、継続的な実施のあり方は課題である。
<p>⑥地域子育て支援コース/ 地域子育て支援拠点事業 (専任職員)</p>	<p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定後、事業従事までつながらないことも多く、募集時の声かけが難しい。 <p>■受講後に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講後の活動場所、子育て支援に関する情報提供が不十分。 ・<u>研修修了者はすぐにでも支援センターで働きたいと考えているが、支援センターの事業者としては、新規雇用する予定がなくマッチングさせることが難しい。</u>
<p>⑦放課後児童コース/ 放課後児童クラブ(補助員)</p>	<p>■受講者数に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員100名程度に対して約6割の受講者数となっている。H30年度においては、意向調査を追加実施し、受講者の確保を試みたが、増加には至らなかった。 ・市内だけでは受講者が集まらないため、近隣市にも募集をかけることになる。(自市の為でなく他市の為にやっている状況になりかねない。) ・放課後児童は、認定資格研修や、資質向上研修などもあり、受講者の確保が難しい。 <p>■受講後に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ以外の福祉施設の職員のスキルアップの為の受講もある。仕方ないと思うが、結果として雇用につながらないのは厳しい。 <p>■他の資格との関係に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定資格研修と講習内容がかぶっているものがあり、単位認定を求める声がある。
<p>⑧社会的養護コース/ 乳児院・児童養護施設等 (補助的職員)</p>	<p>■受講後に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援が困難

3) 子育て分野における e-ラーニングの活用事例（問8、問9）

子育て分野における研修等の e-ラーニングの活用状況をみると、「活用していない」が 96.9%、「活用している」は 0.4%となっている。

「活用している」場合の具体的内容は全部で 5 事例の回答があり、後日電話によるヒアリング調査にて内容の詳細を把握した。事例 4、5 は子育て支援員研修の補講として e-ラーニングを活用した事例であり、DVD 等の視聴を行っている。

図表29 問8(2) 子育て分野における研修等の e-ラーニングの活用状況
(単数回答)



■事例1 (大阪府八尾市)

①研修名	「保育所保育指針改定についての研修（勉強会）」 ・市内の保育士を対象として、保育所保育指針改定について学ぶための研修
②e-ラーニングの役割	4. その他（教材として活用） ・研修用の教材として e-ラーニングを活用
③e-ラーニングの形態	4. その他（教材として活用） ・保育所保育指針改定について学ぶために、社会福祉法人日本保育協会が運営する「保育 e-Learning」サイトにて会員向けに公開されている教育用コンテンツを視聴。（「保育 e-Learning」サイトは平成 31 年 3 月 31 日をもって閉鎖）
④e-ラーニングの受講場所	2. 研修会場 ・市役所にて用意した会場
⑤e-ラーニングの修了評価の方法	3. 特に行っていない ・研修への参加は任意であり、修了評価の必要はなし
⑥研修等の修了要件	6. その他（特になし） ・研修への参加は任意であり、終了要件はなし
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していること	・特になし
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題	・一度に全員が受講できなくても、同じ内容で共通の学習の機会をつくることができた。
ヒアリング内容	【対象】 保育士 【受講人数】 20 名 【開催回数】 2 回（10 名×2 回） 【受講条件】 希望者

■事例2 (大阪府八尾市)

①研修名	「市内公立保育所職員に対する勉強会（支援ゼミ）」 ・市内の公立保育所が定期的集まって行う勉強会
②e-ラーニングの役割	4. その他（教材として活用） ・研修用の教材として市販の DVD を活用。
③e-ラーニングの形態	3. DVD等の視聴 ・てんかんやダウン症、自閉症など、障がいの特性や対応を学ぶための市販 DVD を勉強会の中で視聴。
④e-ラーニングの受講場所	2. 研修会場 ・市役所にて用意した会場
⑤e-ラーニングの修了評価の方法	3. 特に行っていない ・研修への参加は任意であり、終了評価の必要はなし
⑥研修等の修了要件	6. その他（特になし） ・研修への参加は任意であり、終了要件はなし
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していること	・特になし
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題	・障害児保育についての研究会で、専門機関のDVDを活用し、より深い知識を得ることができた。
ヒアリング内容	【対象】 公立保育所の保育士、看護師 【受講人数】 15名 【開催回数】 1回 【受講条件】 希望者

■事例3 (高知県)

① 研修名	「子育て支援員研修（地域保育コース／一時預かり事業）の見学実習の代替」
②e-ラーニングの役割	2. e-ラーニングの受講が、研修等の修了要件の一部になっている ・見学実習の代わりに、現場の DVD 映像を見ながら講義を受講。
③e-ラーニングの形態	3. DVD 等の視聴 ・市販の乳児保育に関する現場の映像 DVD を、講師が解説しながら視聴。
④e-ラーニングの受講場所	2. 研修会場
⑤e-ラーニングの修了評価の方法	3. その他（レポートの提出） ・バーチャルで見学実習をしたと想定して、レポートを提出してもらい、その内容を確認する。
⑥研修等の修了要件	4. レポートの提出 ・見学実習に変わる受講必須の講義であり、レポートの提出により終了認定する。
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していること	・見学実習に変わる受講必須の講義であり、講義の内容を理解しているかどうかはレポートでしっかり確認している。
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題	・一時預かりのように、不定期かつ、利用児が一定でないため、実習先が確保できない場合など、状況に応じた活用は有効と考える。
ヒアリング内容	【対象】 地域育コース／一時預かり事業の受講者 【受講人数】 44 名 【開催回数】 1 回 【受講条件】 地域保育コース／一時預かり事業の受講者 【実施理由】 県内に一時預かりを行っている施設が非常に少なく見学実習先の確保が困難であることから、現場の映像の DVD 視聴と、講師の解説により見学実習を代替することを県の研修計画の中で定め、委託事業者に仕様の中で示している。 【受講者の状況】 地域保育コース/地域型保育と同時に受講している受講者がほとんどであるため、実際の現場への見学は、地域保育コース/地域型保育の研修の中で保育園にて実施している。

■事例4 (愛知県知多市)

①研修名	平成29年度 知多市子育て支援員研修(地域保育コース/地域型保育)
②e-ラーニングの役割	4. その他(補講でe-ラーニングを活用) ・補講として、欠席した講義をe-ラーニングで受講
③e-ラーニングの形態	3. DVD等の視聴 ・委託先で実施した講義をDVDで録画したものを視聴
④e-ラーニングの受講場所	1. 受講生の自宅等、任意の場所 ・DVDを貸し出し、自宅にて視聴
⑤e-ラーニングの修了評価の方法	2. その他(レポートの提出)
⑥研修等の修了要件	4. レポートの提出 ・通常の講義の補講であるので、受講はコース修了のための必須条件である
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していること	・DVDを確かに視聴し、講義内容を理解しているかどうかはレポートの内容で確認している
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題	・家族の病気により講義に出席できなかった受講者もDVD視聴による補講により修了要件を満たすことができた
ヒアリング内容	<p>【対象】地域保育コース/地域型保育の受講者</p> <p>【受講人数】1名</p> <p>【開催回数】2回</p> <p>【受講条件】地域保育コース/地域型保育の受講者で、家族の病気を理由に欠席した者</p> <p>【実施理由】市としても保育士の補助者として地域保育コース/地域型保育の子育て支援員を増やしたいという意向がある中、家族の病気でやむなく欠席をした受講者がいたため、その救済措置として、委託先で実施した講義のDVDを貸し出し、それを視聴することで講義の受講認定を行った。</p> <p>【今後の予定】今後も同様の要望があれば対応したいが、委託先が常に講義をDVDに撮っているとは限らないため今後の対応については未定である。</p>

■事例5 (福岡県)

① 研修名	子育て支援員研修（地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業）の補講
② e-ラーニングの役割	4. その他（補講） ・補講として、欠席した講義を e-ラーニングで受講
③ e-ラーニングの形態	3. DVD 等の視聴 ・委託先で実施した講義を DVD で録画したものを視聴
④ e-ラーニングの受講場所	2. 研修会場 ・会場に集まって視聴
⑤ e-ラーニングの修了評価の方法	3. その他（レポートの提出）
⑥ 研修等の修了要件	1. 研修の受講（必要課程の履修） ・通常の講義の補講であるので、受講はコース修了のための必須条件である。
⑦ e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していること	・レポートの中身をしっかりとチェックし、講義の内容を理解できているか確認している。また、受付時に身分証明等で本人確認を行っている。
⑧ e-ラーニングを活用してよかったことや、課題	特になし
ヒアリング内容	<p>【対象】 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業の受講者</p> <p>【受講人数】 不明（委託先実施のため）</p> <p>【開催回数】 不明（委託先実施のため）</p> <p>【受講条件】 地域保育コース／ファミリー・サポート・センター事業の受講者で、全体の講義の8割以上出席している者</p> <p>【実施理由】 受講者が何らかの理由で講義に参加できない場合には、補講を実施することを委託先募集の際の仕様に定めている。補講の方法については委託先の任意であるが、本年度は録画した DVD の視聴による補講であった。</p>

4) 子育て支援員研修へのe-ラーニングの導入意向、課題、期待する効果等

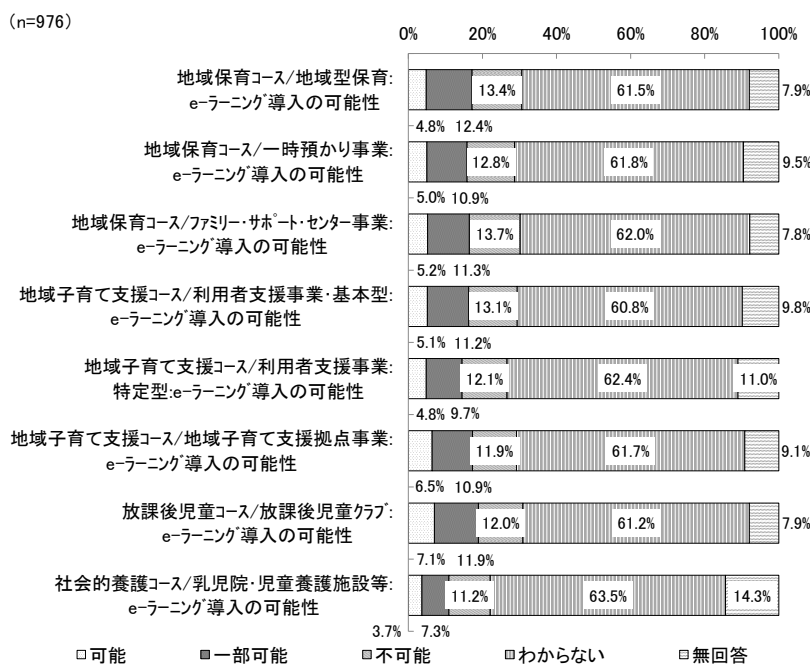
① e-ラーニング導入の可能性

子育て支援員研修へのe-ラーニングの導入意向をみると、全てのコースにおいて「わからない」の割合が6割強で最も高くなっている。「わからない」の次に割合が高いのは「不可能」で、「地域保育コース/地域型保育」では13.4%、「地域保育コース/一時預かり事業」では12.8%、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」では13.7%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」では13.1%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」では12.1%、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」では11.9%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」では12.0%、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」では11.2%となっている。

e-ラーニングの導入可能性ごとに比較すると、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で「可能」の割合が7.1%と全体と比較して割合が高くなっている。

都道府県・市区町村別にみると、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」において、「市区町村」で「可能」が7.1%と、都道府県と比較して割合が高い傾向がみられる。同様に、市区町村での実施割合が高い「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」について都道府県・市区町村別にみると、「都道府県」で「可能」の割合が10.3%、「市区町村」で4.9%と、市区町村より都道府県で可能と考えている割合が高い。このことから、e-ラーニング導入の可能性については、実施主体による差よりもコースごとの特性の影響が大きいことがうかがえる。

図表30 問10(1) e-ラーニング導入の可能性(単数回答)



	全体	可能	一部可能	不可能	わからない	無回答	非該当
Q10①(1) 地域保育コース/地域型保育:e-ラーニング導入の可能性	976	47	121	131	600	77	0
	100.0	4.8	12.4	13.4	61.5	7.9	
Q10②(1) 地域保育コース/一時預かり事業:e-ラーニング導入の可能性	976	49	106	125	603	93	0
	100.0	5.0	10.9	12.8	61.8	9.5	
Q10③(1) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:e-ラーニング導入の可能性	976	51	110	134	605	76	0
	100.0	5.2	11.3	13.7	62.0	7.8	
Q10④(1) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:e-ラーニング導入の可能性	976	50	109	128	593	96	0
	100.0	5.1	11.2	13.1	60.8	9.8	
Q10⑤(1) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:e-ラーニング導入の可能性	976	47	95	118	609	107	0
	100.0	4.8	9.7	12.1	62.4	11.0	
Q10⑥(1) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:e-ラーニング導入の可能性	976	63	106	116	602	89	0
	100.0	6.5	10.9	11.9	61.7	9.1	
Q10⑦(1) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:e-ラーニング導入の可能性	976	69	116	117	597	77	0
	100.0	7.1	11.9	12.0	61.2	7.9	
Q10⑧(1) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:e-ラーニング導入の可能性	976	36	71	109	620	140	0
	100.0	3.7	7.3	11.2	63.5	14.3	

図表31 問10(1) 都道府県・市区町村別にみた、放課後児童コース/放課後児童クラブでのe-ラーニング導入の可能性(複数回答)

		Q10⑦(1) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:e-ラーニング導入の可能性				
		可能	一部可能	不可能	わからない	無回答
全体	976	69	116	117	597	77
	100.0	7.1	11.9	12.0	61.2	7.9
都道府県	39	2	9	2	21	5
	100.0	5.1	23.1	5.1	53.8	12.8
市区町村	930	66	106	112	574	72
	100.0	7.1	11.4	12.0	61.7	7.7

図表32 問10(1) 都道府県・市区町村別にみた、地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業でのe-ラーニング導入の可能性(複数回答)

		Q10③(1) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:e-ラーニング導入の可能性				
		可能	一部可能	不可能	わからない	無回答
全体	976	51	110	134	605	76
	100.0	5.2	11.3	13.7	62.0	7.8
都道府県	39	4	10	3	18	4
	100.0	10.3	25.6	7.7	46.2	10.3
市区町村	930	46	100	129	583	72
	100.0	4.9	10.8	13.9	62.7	7.7

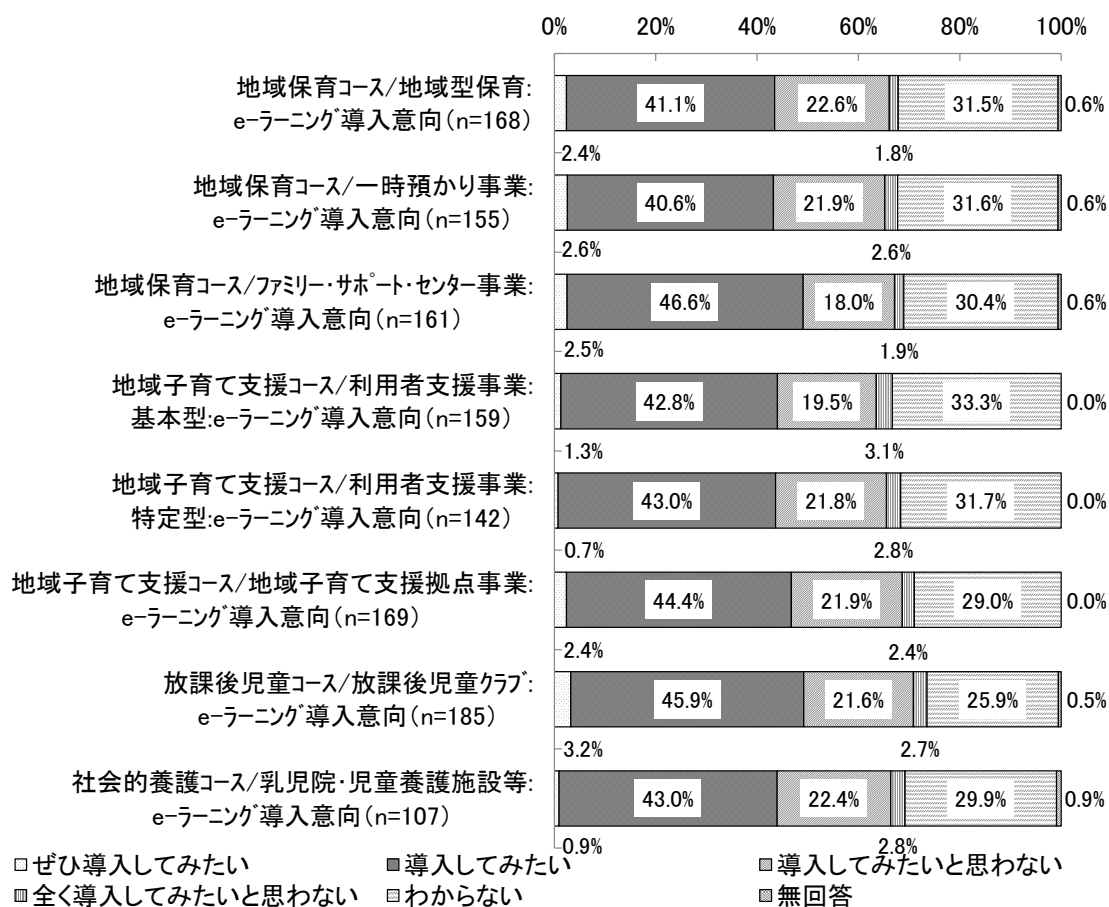
② e-ラーニング導入意向の度合い

(回答対象：問 10 (1) で e-ラーニングの導入が可能・一部可能と回答した自治体)

子育て支援員研修への e-ラーニングの導入意向の度合いをみると、全てのコースにおいて「導入してみたい」の割合が最も高く、「地域保育コース/地域型保育」で 41.1%、「地域保育コース/一時預かり事業」で 40.6%、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」で 46.6%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」で 42.8%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」で 43.0%、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」で 44.4%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で 45.9%、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」で 43.0%となっている。「導入してみたい」の次に割合が高いのは「わからない」で、全てのコースにおいて 3 割程度である。

e-ラーニングの導入意向の度合いごとに比較すると、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で「ぜひ導入してみたい」の割合が 3.2%と全体と比較して割合が高くなっている。

図表33 問 10 (2) e-ラーニング導入意向の度合い (単数回答)



	全体	ぜひ導入してみたい	導入してみたい	導入してみたいと思わない	全く導入してみたいと思わない	わからない	無回答	非該当
Q10①(1) 地域保育コース/地域型保育:eラーニング導入意向	168	4	69	38	3	53	1	808
	100.0	2.4	41.1	22.6	1.8	31.5	0.6	
Q10②(1) 地域保育コース/一時預かり事業:eラーニング導入意向	155	4	63	34	4	49	1	821
	100.0	2.6	40.6	21.9	2.6	31.6	0.6	
Q10③(1) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:eラーニング導入意向	161	4	75	29	3	49	1	815
	100.0	2.5	46.6	18.0	1.9	30.4	0.6	
Q10④(1) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:eラーニング導入意向	159	2	68	31	5	53	0	817
	100.0	1.3	42.8	19.5	3.1	33.3	0.0	
Q10⑤(1) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:eラーニング導入意向	142	1	61	31	4	45	0	834
	100.0	0.7	43.0	21.8	2.8	31.7	0.0	
Q10⑥(1) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:eラーニング導入意向	169	4	75	37	4	49	0	807
	100.0	2.4	44.4	21.9	2.4	29.0	0.0	
Q10⑦(1) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:eラーニング導入意向	185	6	85	40	5	48	1	791
	100.0	3.2	45.9	21.6	2.7	25.9	0.5	
Q10⑧(1) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:eラーニング導入意向	107	1	46	24	3	32	1	869
	100.0	0.9	43.0	22.4	2.8	29.9	0.9	

③ eラーニング導入が不可能・消極的な理由

(問 10 (1) で eラーニング導入不可能・わからないと回答した自治体、

問 10 (2) で、eラーニングを導入してみたいと思わない・全く思わないと回答した自治体)

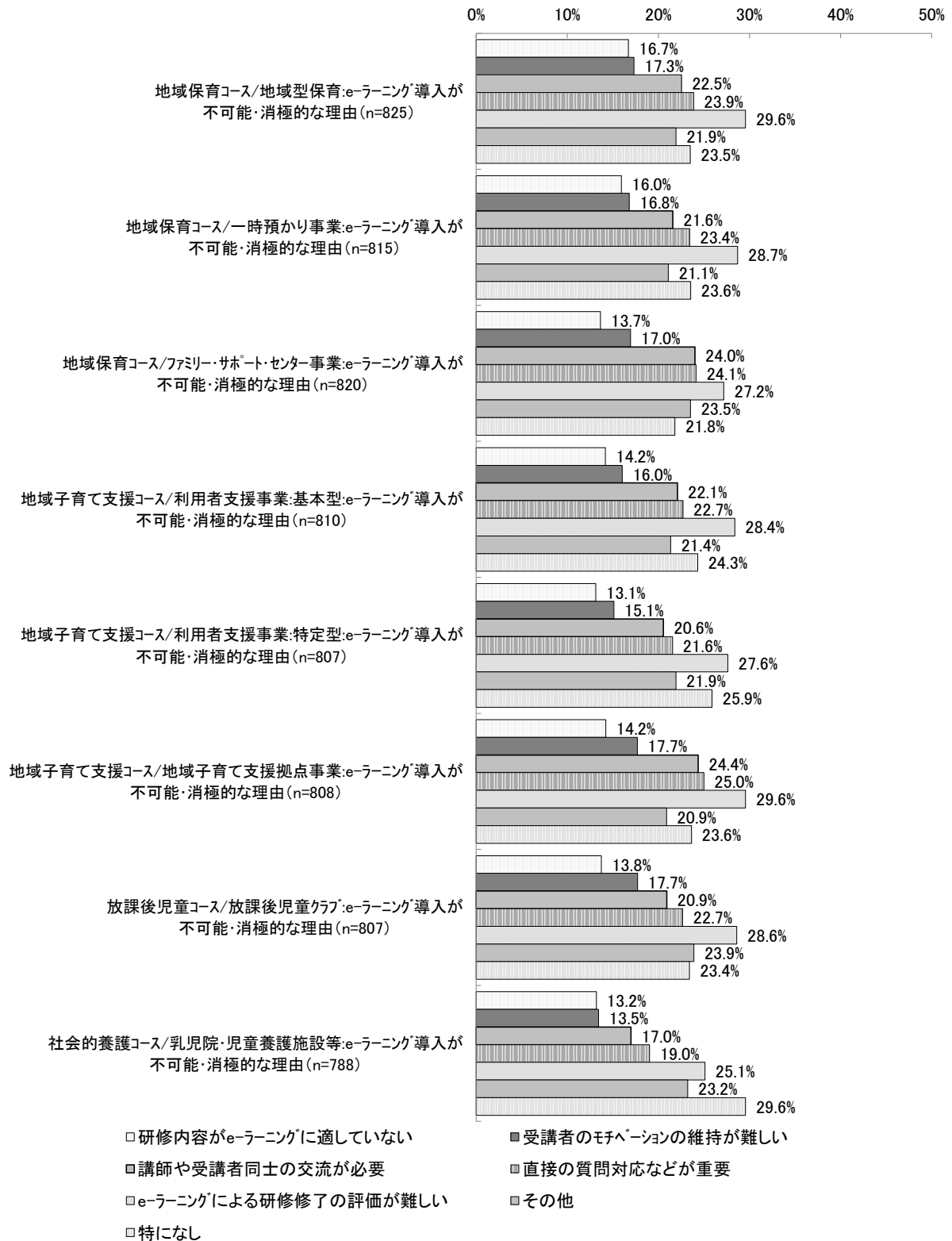
子育て支援員研修が不可能・消極的な理由をみると、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」以外のコースにおいて「eラーニングによる研修修了の評価が難しい」の割合が最も高く、「地域保育コース/地域型保育」で 29.6%、「地域保育コース/一時預かり事業」で 28.7%、「地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業」で 27.2%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型」で 28.4%、「地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型」で 27.6%、「地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業」で 29.6%、「放課後児童コース/放課後児童クラブ」で 28.6%、「社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等」で 25.1%となっている。「その他」「特になし」を除いて次に割合が高いのは全てのコースにおいて「直接の質問対応などが重要」で

2割前後である。

コースごとに比較すると、「地域保育コース/地域型保育」、「地域保育コース/一時預かり事業」で「研修内容がeラーニングに適していない」が16.7%、16.0%と、全体と比較して割合が高くなっている。

また、「その他」の自由回答をみると、「研修を実施していない、実施余地がないため、そのためわからない」という内容はコースごとに半数以上を占める。具体的内容は、「受講者の基礎知識に差があり、講義内容の調整が必要」や「受講者のネット環境が整っていない」、「受講見込者が少ないと思われるため、費用対効果の面を考慮すると、導入が難しい」といった「受講者特性等による理由」、「eラーニングの環境整備が難しい」「小規模自治体では準備の負担が大きい」といった「実施主体による理由」、「演習・実習・実技が大切」「研修を通して人となりを確認しているため」といった「研修内容、コースの特性による理由」、「個人が任意の場所で受講する場合は本人確認が難しい」「実施主体ごとの導入方法や評価方法になり、統一的でない」といった「eラーニングの特性による理由」などがみられる。

図表34 問10(3) e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由(複数回答)



	全体	研修内容がe-ラーニングに適していない	受講者のメンタルの維持が難しい	講師や受講者同士の交流が必要	直接の質問対応などが重要	e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい	その他	特になし	無回答	非該当
Q10①(3) 地域保育コース/地域型保育:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	825 100.0	138 16.7	143 17.3	186 22.5	197 23.9	244 29.6	181 21.9	194 23.5	26 3.2	151
Q10②(3) 地域保育コース/一時預かり事業:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	815 100.0	130 16.0	137 16.8	176 21.6	191 23.4	234 28.7	172 21.1	192 23.6	30 3.7	161
Q10③(3) 地域保育コース/ファミリー・サポート・センター事業:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	820 100.0	112 13.7	139 17.0	197 24.0	198 24.1	223 27.2	193 23.5	179 21.8	37 4.5	156
Q10④(3) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・基本型:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	810 100.0	115 14.2	130 16.0	179 22.1	184 22.7	230 28.4	173 21.4	197 24.3	34 4.2	166
Q10⑤(3) 地域子育て支援コース/利用者支援事業・特定型:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	807 100.0	106 13.1	122 15.1	166 20.6	174 21.6	223 27.6	177 21.9	209 25.9	33 4.1	169
Q10⑥(3) 地域子育て支援コース/地域子育て支援拠点事業:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	808 100.0	115 14.2	143 17.7	197 24.4	202 25.0	239 29.6	169 20.9	191 23.6	28 3.5	168
Q10⑦(3) 放課後児童コース/放課後児童クラブ:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	807 100.0	111 13.8	143 17.7	169 20.9	183 22.7	231 28.6	193 23.9	189 23.4	31 3.8	169
Q10⑧(3) 社会的養護コース/乳児院・児童養護施設等:e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由	788 100.0	104 13.2	106 13.5	134 17.0	150 19.0	198 25.1	183 23.2	233 29.6	31 3.9	188

図表35 問10(3) e-ラーニング導入が不可能・消極的な理由
:「6.その他」(自由記入:主な回答)

<p>コース共通</p>	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、そのためわからない :コースごとに約半数以上</p> <p>■受講者特性等による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 受講者の多様性 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の基礎知識に差があり、講義内容の調整が必要な場合がある。 ・電子媒体PCを正しく扱えるのかどうか不安があるため。 ➤ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・PCを個人所有している人数が少ない。 ・<u>受講者のネット環境が整っていないため。</u> ・受講者負担(料金等)不明なため。 ➤ 需要 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受講見込者が少ないと思われるため、費用対効果の面を考慮すると、導入が難しい。</u> ・受講ニーズと費用負担が不明確。 <p>■実施主体による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>e-ラーニングの環境整備が難しい。</u> ・<u>集合研修とする場合は場所の確保とネット環境の整備が難しい。</u> ・受講する上での勤務体制等が整っていない。 ・外部媒体使用による市PCへの影響、リスク、情報課の理解が必要。 ➤ 実施による負担増 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コスト・事務の増加。</u> ・小規模自治体では準備の負担が大きい。 ・ネットワーク環境の整備における予算確保が難しい。 ・<u>費用対効果が低いと考えられるため。</u> ・操作等に関する自治体への質問対応の負担増が懸念される。 ➤ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウや情報がない。 <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを重視しているため。 ・<u>演習・実習・実技が大切であるため。</u> ・保育に役立つ技術や講義内容に沿った体験談等も伝えているため。 ・研修を通して人となりを確認しているため。 <p>■e-ラーニングの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正防止 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人が任意の場所で受講する場合は本人確認が難しい。</u> ➤ 評価 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体ごとの導入方法や評価方法になり、統一的でない。
--------------	--

①地域保育コース/ 地域型保育	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（88件）</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の実情に即した配慮ができない。</u> ・<u>見学実習は不可欠だと考えるため。</u>
②地域保育コース/ 一時預かり事業 （保育従事者）	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（82件）</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>演習・実習・実技が大切であるため。</u> ・<u>地域の実情に即した配慮ができない。</u> ・<u>見学実習施設の確保が難しい。</u>
③地域保育コース/ ファミリー・サポ ート・センター事業 （提供会員）	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（92件）</p> <p>■受講者特性等による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受講者の多様性 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>提供会員はパソコンに不慣れな高齢者が多いため。</u> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>救命救急講習（AID研修）は実技した方がよいため。</u> ・アドバイザーが提供会員の人となりを確認する機会が減り、マッチング等に影響があるため。 ・マネジメント力も求められる内容なので直接事例を聞く方が有効であるため。
④地域子育て支援コ ース/ 利用者支援事業・基 本型（専任職員）	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（99件）</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・導入可能な部分のごく一部でありメリットが低い。 <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修自体の需要。 <ul style="list-style-type: none"> ・専任職員を置く余力、財政力がないため。
⑤地域子育て支援コ ース/ 利用者支援事業・特 定型（専任職員）	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（110件）</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修自体の需要 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所がない。 ・<u>受講者がいない、ニーズがないので導入する必要がない。</u>
⑥地域子育て支援コ ース/ 地域子育て支援拠 点事業（専任職員）	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない（96件）</p> <p>■実施主体による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・日中にスタッフが使用するパソコンが確保されていない。 <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・責任の重さに対応できない。 ・他の子育て事業支援員との交流もしているため。

<p>⑦放課後児童コース/ 放課後児童クラブ (補助員)</p>	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない (122 件)</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研修自体の需要 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受講者がいない、ニーズがないので導入する必要がない</u>
<p>⑧社会的養護コース/ 乳児院・児童養護施設等 (補助的職員)</p>	<p>■研修を実施していない、実施余地がないため、わからない (128 件)</p> <p>■研修内容、コースの特性による理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研修自体の需要 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>対象事業所、施設がない</u> ・<u>受講者がいない、ニーズがないので導入する必要がない</u>

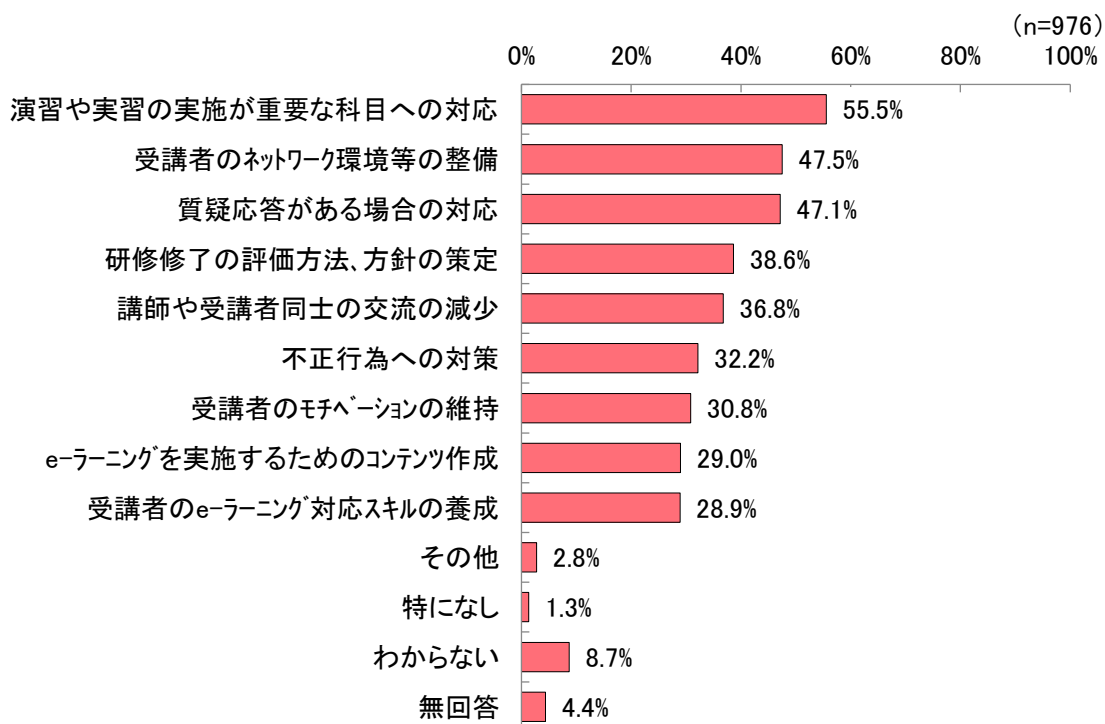
④子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題

子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題をみると、「演習や実習の実施が重要な科目への対応」が 55.5%で最も回答割合が高く、次いで「受講者のネットワーク環境等の整備」が 47.5%、「質疑応答がある場合の対応」が 47.1%となっている。

都道府県・市区町村別にみると、「都道府県」で「不正行為への対策」が 61.5%、「演習や実習の実施が重要な科目への対応」が 79.5%と、全体と比較して割合が高く、市区町村よりも都道府県のほうが e-ラーニングを導入における不正防止を課題と捉えているほか、子育て支援員研修における演習や実習を重視している傾向がみられる。

また、「その他」の自由回答をみると、「e-ラーニング研修のための設備が整っていない」という「実施環境の整備に関する課題」や、「実際の活動に結びつきにくい」「一方的な知識の受動のみになり、受講者同士の経験談や講師への質問等、人との関わりがなくなることで、誤った解釈をした場合の修正ができない」といった「研修の質に関する課題」、「研修修了したからといって依頼（採用）することのリスクがある」といった「評価に関する課題」、「導入費用がかかる」といった「費用・コストに関する課題」などがみられる。

図表36 問11 子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題(複数回答)



カテゴリー名	n	%
演習や実習の実施が重要な科目への対応	542	55.5
受講者のネットワーク環境等の整備	464	47.5
質疑応答がある場合の対応	460	47.1
研修修了の評価方法、方針の策定	377	38.6
講師や受講者同士の交流の減少	359	36.8
不正行為への対策	314	32.2
受講者のモチベーションの維持	301	30.8
e-ラーニングを実施するためのコンテンツ作成	283	29.0
受講者の e-ラーニング 対応スキルの養成	282	28.9
その他	27	2.8
特になし	13	1.3
わからない	85	8.7
無回答	43	4.4
全体	976	100.0

図表37 問11 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修にe-ラーニングを導入する際に考えられる課題（複数回答）

		Q11 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入する際に考えられる課題						
		演習や実習の実施が重要な科目への対応	受講者のモチベーションの維持	講師や受講者同士の交流の減少	質疑応答がある場合の対応	研修修了の評価方法、方針の策定	e-ラーニングを実施するためのコンテンツ作成	受講者のネットワーク環境等の整備
全体	976 100.0	542 55.5	301 30.8	359 36.8	460 47.1	377 38.6	283 29.0	464 47.5
都道府県	39 100.0	31 79.5	20 51.3	21 53.8	23 59.0	23 59.0	22 56.4	24 61.5
市区町村	930 100.0	507 54.5	278 29.9	333 35.8	433 46.6	350 37.6	257 27.6	436 46.9

		Q11 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入する際に考えられる課題					
		受講者のe-ラーニング対応スキルの養成	不正行為への対策	その他	特になし	わからない	無回答
全体	976 100.0	282 28.9	314 32.2	27 2.8	13 1.3	85 8.7	43 4.4
都道府県	39 100.0	17 43.6	24 61.5	2 5.1	0 0.0	0 0.0	1 2.6
市区町村	930 100.0	261 28.1	288 31.0	25 2.7	13 1.4	85 9.1	41 4.4

図表38 問 11 子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題
:「10. その他」(自由記入: 主な回答)

1) 実施環境の整備に関する課題	e-ラーニング研修のための設備が整っていない。 講師の e-ラーニング対応スキルの養成。 運営側の人員確保。 使用するパソコンの確保。 担当者が、e-ラーニング自体を知らない。 事務負担が過重で対応できない、保育現場で対応できない。 講義を e-ラーニングで聞くことの方が受けやすいが、家で家事育児の中で時間がとれるのか疑問。
2) 研修の質に関する課題	子育て支援員が従事するのは事務的な仕事ではないので、研修会場に足を運び受講することは話し手(講師)の声のトーンや受講者に語り掛けるような場面なども受講する側にとっては大切な研修内容であり、パソコン相手に習得する内容とは大きな差があると考えられる。 実際の活動に結びつきにくいと感じる。 研修完了者の質について、一定以上のものが得られるのか疑問。 一方的な知識の受動のみになり、受講者同士の経験談や講師への質問等、人との関わりがなくなることで、誤った解釈をした場合の修正ができない。
3) 評価に関する課題	受講者がどういう方か全くわからないまま、研修修了したからといって仕事を依頼することはリスクがある。
4) 費用・コストに関する課題	導入費用がかかる。
5) 実習の必要性	見学実習や、ディスカッションの確保が必要。

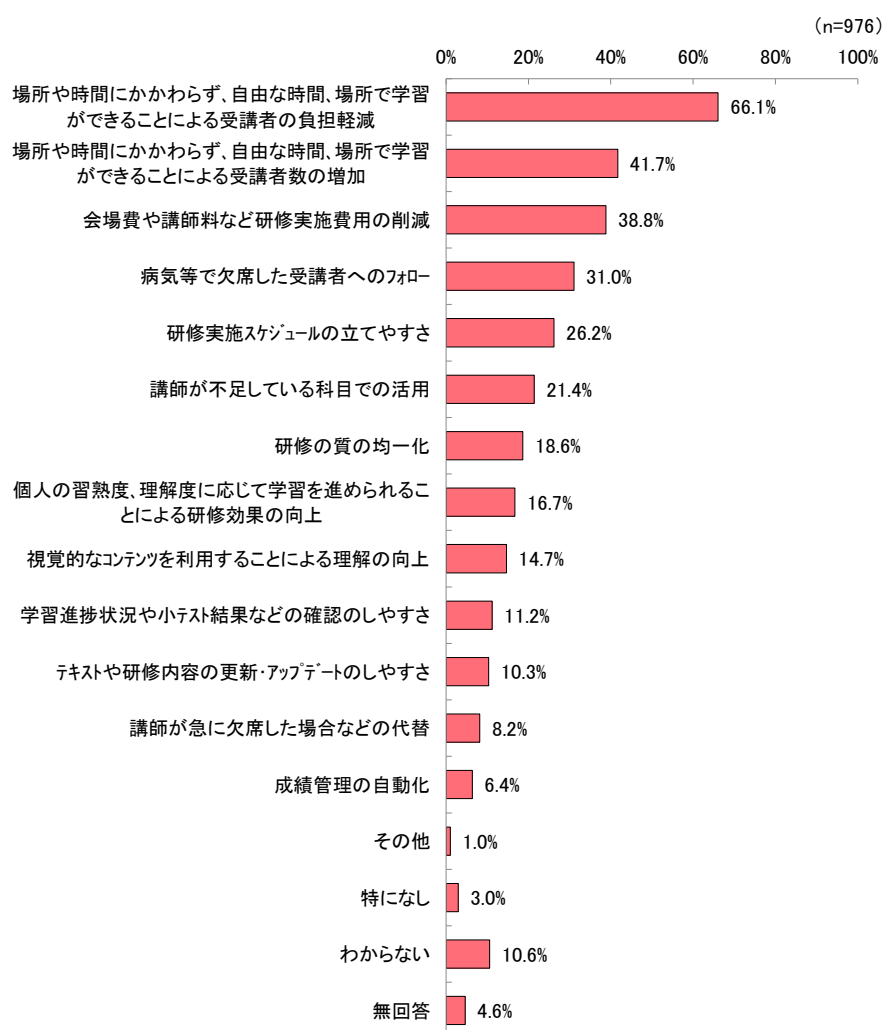
⑤子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する場合、期待できる効果や活用

子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する場合、期待できる効果や活用をみると、「場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減」が 66.1%で最も回答割合が高く、次いで「場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者数の増加」が 41.7%、「会場費や講師料など研修実施費用の削減」が 38.8%となっている。

都道府県・市区町村別にみると、「都道府県」で「病気等で欠席した受講者へのフォロー」が 61.5%、「会場費や講師料など研修実施費用の削減」が 64.1%と、全体と比較して割合が高く、一方「テキストや研修内容の更新・アップデートのしやすさ」と「講師が不足している科目での活用」は「都道府県」より「市区町村」のほうが割合が高く、それぞれ 10.8%、21.6%である。都道府県では受講者の受講しやすい研修の実施や場所の確保がしやすくなることに期待をしており、市区町村ではテキストや研修内容の作成や研修講師の確保が難しいことへの問題解消に期待をしている傾向がみられる。

また、「その他」の自由回答をみると、「障害を持つ方に有効」「日本語を習得していない外国籍の方への個別の対応ができる」「受講者及び修了者へのアフターフォローがしやすい」といった多様な人材への活用方法や反復演習が可能な「e-ラーニングの特性を利用した活用方法」や、「他の都道府県からの受講もしやすくなるため、各都道府県や各市町村で実施しても受講者の確保が難しいコースについても効率的に研修を実施できる」といった「受講のしやすさに関する効果」などがみられる。

図表39 問12 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入する場合、期待できる効果や活用
(複数回答)



カテゴリー名	n	%
場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減	645	66.1
場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者数の増加	407	41.7
会場費や講師料など研修実施費用の削減	379	38.8
病気等で欠席した受講者へのフォロー	303	31.0
研修実施スケジュールの立てやすさ	256	26.2
講師が不足している科目での活用	209	21.4
研修の質の均一化	182	18.6
個人の習熟度、理解度に応じて学習を進められることによる研修効果の向上	163	16.7
視覚的なコンテンツを利用することによる理解の向上	143	14.7
学習進捗状況や小テスト結果などの確認のしやすさ	109	11.2
テキストや研修内容の更新・アップデートのしやすさ	101	10.3
講師が急に欠席した場合などの代替	80	8.2
成績管理の自動化	62	6.4
その他	10	1.0
特になし	29	3.0
わからない	103	10.6
無回答	45	4.6
全体	976	100.0

図表40 問12 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入時の効果や活用の期待（複数回答）

		Q12 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入時の効果や活用の期待						
		場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者数の増加	場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減	個人の習熟度、理解度に応じて学習を進められることによる研修効果の向上	視覚的なコンテンツを利用することによる理解の向上	学習進捗状況や小テスト結果などの確認のしやすさ	会場費や講師料など研修実施費用の削減	研修実施スケジュールの立てやすさ
全体	976	407	645	163	143	109	379	256
	100.0	41.7	66.1	16.7	14.7	11.2	38.8	26.2
都道府県	39	23	32	9	6	5	25	12
	100.0	59.0	82.1	23.1	15.4	12.8	64.1	30.8
市区町村	930	382	609	153	137	104	353	243
	100.0	41.1	65.5	16.5	14.7	11.2	38.0	26.1

		Q12 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入時の効果や活用の期待						
		講師が不足している科目での活用	病気等で欠席した受講者へのフォロー	講師が急に欠席した場合などの代替	研修の質の均一化	成績管理の自動化	テキストや研修内容の更新・アップデートのしやすさ	その他
全体	976	209	303	80	182	62	101	10
	100.0	21.4	31.0	8.2	18.6	6.4	10.3	1.0
都道府県	39	8	24	4	11	7	1	1
	100.0	20.5	61.5	10.3	28.2	17.9	2.6	2.6
市区町村	930	201	278	76	171	55	100	9
	100.0	21.6	29.9	8.2	18.4	5.9	10.8	1.0

		Q12 子育て支援員研修にe-ラーニングを導入時の効果や活用の期待		
		特になし	わからない	無回答
全体	976	29	103	45
	100.0	3.0	10.6	4.6
都道府県	39	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	2.6
市区町村	930	29	101	43
	100.0	3.1	10.9	4.6

図表41 問12 子育て支援員研修にeラーニングを導入する場合、期待できる効果や活用の期待：「14. その他」（自由記入：主な回答）

1) eラーニングの特性を利用した活用方法	期間内なら何度でも読み返し（学習）が出来る。
	障害を持つ方には有効かもしれない。
	日本語を習得していない外国籍の方への個別の対応ができる。
	受講者及び修了者へのアフターフォローのしやすさ。 希望すれば複数のコースを受講可能。
2) 受講のしやすさに関する効果	他の都道府県からの受講がしやすくなるため、各都道府県や各市町村で実施しても受講者の確保が難しいコースについても効率的に研修を実施できる。

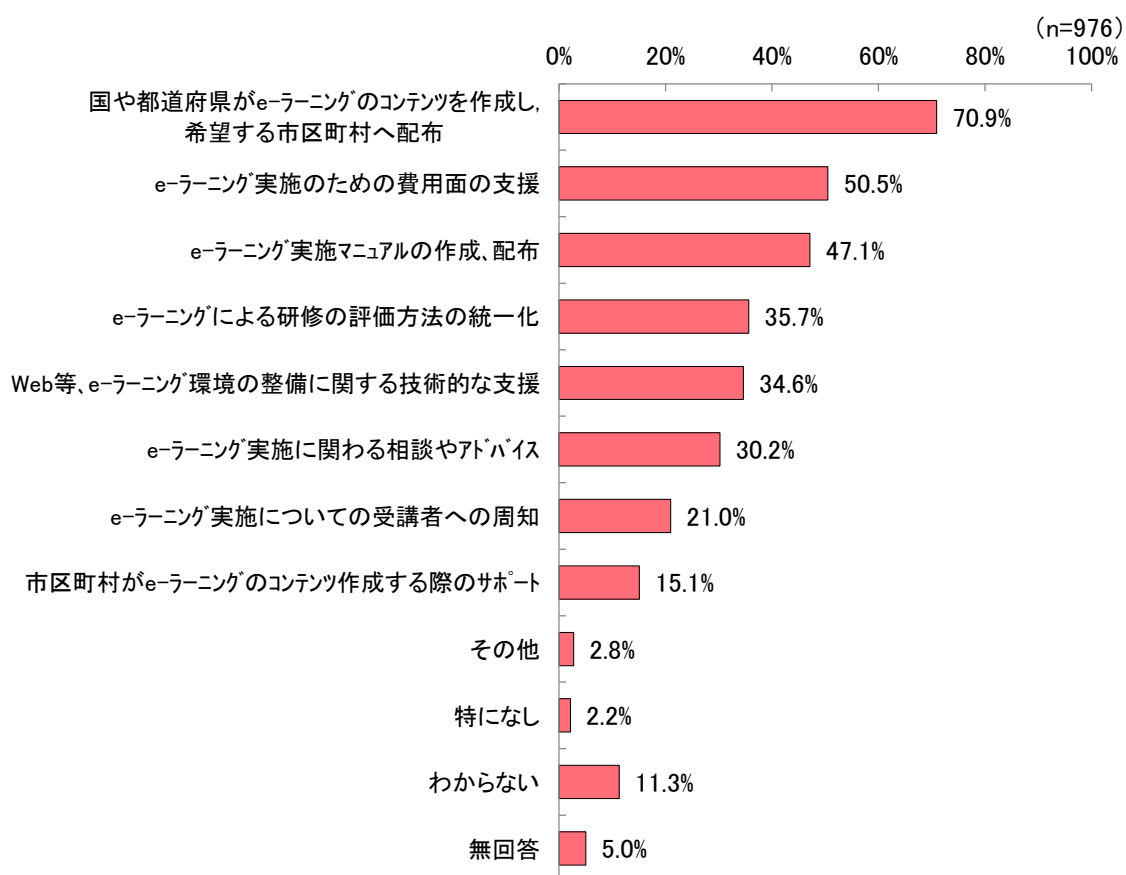
⑥子育て支援員研修で e-ラーニングを導入する場合に国や都道府県から提供が必要な支援

子育て支援員研修で e-ラーニングを導入する場合に国や都道府県から提供が必要な支援をみると、「国や都道府県が e-ラーニングのコンテンツを作成し、希望する市区町村へ配布」が 70.9%で最も回答割合が高く、次いで「e-ラーニング実施のための費用面の支援」が 50.5%、「e-ラーニング実施マニュアルの作成、配布」が 47.1%となっている。

都道府県・市区町村別にみると、「都道府県」で「e-ラーニングによる研修の評価方法の統一化」が 53.8%、「e-ラーニング実施に関わる相談やアドバイス」が 46.2%と、全体と比較して割合が高く、一方「国や都道府県が e-ラーニングのコンテンツを作成し、希望する市区町村へ配布」と「e-ラーニング実施のための費用面の支援」は「都道府県」より「市区町村」のほうが割合が高く、それぞれ 71.6%、50.9%である。都道府県では e-ラーニングを導入する際に考えられる課題としても多くあげられていた、不正防止や評価の方法についての支援を多く求めており、市区町村では子育て支援員研修について、市区町村で実施していないコースがある理由や運営上の課題で多くあげられていた「研修を企画・運営する職員体制の確保が難しい、取り組む余裕がない」、「研修のための予算を確保することが難しい」「テキストや研修内容の作成や研修講師の確保が難しい」といったことへの支援に期待をしている傾向がみられる。

また、「その他」の自由回答をみると、「国が主体となり統一した教材を作成し、配布してほしい」「小規模自治体での導入は困難なため、国、県主体で実施してほしい」といった「コンテンツ作成に関する支援」が多数のほか、「パソコン本体の貸出しや購入費用の支援、パソコンの使い方の支援」といった「受講環境整備に関する支援」、「研修に効果があることの説明」「e-ラーニング導入のメリットや必要感の説明」などの「情報の提供」についての要望がみられる。

図表42 問13 子育て支援員研修でeラーニングを導入する場合に
国や都道府県から提供が必要な支援（複数回答）



カテゴリー名	n	%
国や都道府県が eラーニングのコンテンツを作成し、希望する市区町村へ配布	692	70.9
eラーニング実施のための費用面の支援	493	50.5
eラーニング実施マニュアルの作成、配布	460	47.1
eラーニングによる研修の評価方法の統一化	348	35.7
Web等、eラーニング環境の整備に関する技術的な支援	338	34.6
eラーニング実施に関わる相談やアドバイス	295	30.2
eラーニング実施についての受講者への周知	205	21.0
市区町村が eラーニングのコンテンツ作成する際のサポート	147	15.1
その他	27	2.8
特になし	21	2.2
わからない	110	11.3
無回答	49	5.0
全体	976	100.0

図表43 問13 都道府県・市区町村別にみた、子育て支援員研修でeラーニングを導入する場合に国や都道府県から提供が必要な支援（複数回答）

		Q13 子育て支援員研修でeラーニングを導入時に必要となる支援等					
		国や都道府県がeラーニングのコンテンツを作成し、希望する市区町村へ配布	市区町村がeラーニングのコンテンツ作成する際のサポート	Web等、eラーニング環境の整備に関する技術的な支援	eラーニング実施マニュアルの作成、配布	eラーニング実施に関わる相談やアドバイス	eラーニング実施のための費用面の支援
全体	976 100.0	692 70.9	147 15.1	338 34.6	460 47.1	295 30.2	493 50.5
都道府県	39 100.0	23 59.0	6 15.4	18 46.2	22 56.4	18 46.2	18 46.2
市区町村	930 100.0	666 71.6	140 15.1	318 34.2	436 46.9	276 29.7	473 50.9

		Q13 子育て支援員研修でeラーニングを導入時に必要となる支援等					
		eラーニングによる研修の評価方法の統一化	eラーニング実施についての受講者への周知	その他	特になし	わからない	無回答
全体	976 100.0	348 35.7	205 21.0	27 2.8	21 2.2	110 11.3	49 5.0
都道府県	39 100.0	21 53.8	13 33.3	6 15.4	0 0.0	2 5.1	2 5.1
市区町村	930 100.0	324 34.8	192 20.6	21 2.3	21 2.3	106 11.4	46 4.9

図表44 問 13 子育て支援員研修でeラーニングを導入する場合に
国や都道府県から提供が必要な支援：「9. その他」（自由記入：主な回答）

1) コンテンツ作成に関する支援	<p>国が主体となり、統一した教材を作成し、配布してほしい。 小規模自治体での導入は困難なため、国、県主体で実施してほしい。</p> <p>国が統一的な e-ラーニングのコンテンツ（教材）を作成し、希望する都道府県へ配布（配信）。</p>
2) 受講環境整備に関する支援	<p>個人のパソコンを持たない人への対応。 パソコン本体の貸出しや購入費用の支援、パソコンの使い方の支援。</p>
3) 費用に関する支援	<p>予算（全額）の配布。</p>
4) 人材に関する支援	<p>予算（費用に関する）支援があっても、実施するには人材が不足している。</p>
5) 研修内容に関する支援	<p>各方面で現在実施されている子育て支援員研修を洗い出し整理し、どのような部分を強化すべきかまとめてからの e-ラーニングの検討でよいのではないか。</p> <p>e-ラーニングの理解のための事前研修に時間がとられることのないよう希望する。</p>
6) 情報の提供	<p>メリットの十分な説明があり、必要感を明確にしなければ、予算の有効活用にならないのではないか。</p> <p>担当者に対して、研修が大切である。子育て支援員研修が重要であることを理解させるための説明会の開催、何を支援員に学んでもらうことが必要なのかを担当者に理解させることが重要である。</p> <p>e-ラーニングによって、必要な研修の受講要件を満たすことが可能であること、研修に効果があることなどの説明が欲しい。</p>

⑦その他、子育て支援員研修で課題になっていること等

図表45 問 14 子育て支援員研修で課題になっていること（自由記入）

<p>1) 研修の質向上・中身の充実に関する課題</p>	<p>コミュニケーションが必要な時代になっているため、対象者を支援する上で、コミュニケーションスキルをアップさせるための技術を習得していく必要があると思う。</p> <p>支援員としての基本編、スキルアップ編の研修などについて、実際の研修マニュアルを整備し（国として）、県単位に展開して広く多くの支援にかかわる職員の研修をやすくしてもらいたい。市町村単位では、スキルアップの研修内容にバラつきも出る。基本的なことはやはり県レベルで実施し、それ以上に細かい研修対応は市町村で特色を活かして実施してはどうか。</p> <p>研修を受けた後、実際に勤めていると様々な課題や疑問が出てくるが、それを共有したり質問したりする場がない。横の繋がりをもつためにもフォローアップの研修があると良い。</p> <p>すべての研修において演習、実習はとても大切である。演習や実習の質の向上が必要だと思う。</p>
<p>2) 研修実施主体に関する課題</p>	<p>小規模の町なので、実用的・効果的な e-ラーニングがあると、研修会の実現の可能性が広がる。</p> <p>日常業務をしている中での研修となるため、参加が難しいという声がよくあがっている。都道府県での実施のため、市町村で研修は行っていないが、開催を市で行うとすれば、費用負担の増加につながる。</p> <p>市町村では子育て支援員研修を実施しておらず、県の主催する研修に参加しているが、その際の他の職員の業務への負担、対応が難しい。</p> <p>講師、研修参加者が不足しており、市町村での研修実施は不可能であるので都道府県主催での実施が望ましい。</p> <p>都道府県主催の研修は質の統一を図れる利点もあるが、開催日数が少ないため、隣県の研修でも参加が認められると良い。</p> <p>地方自治体による研修の実施は難しく、都道府県が実施している研修を利用している。タイミング的に年1回の開催のため、突発的な人手不足が起こった際に1年以上人材の確保ができない状態が続く。地方では保育士の確保が頭打ちとなり、子育て支援員研修の受講者の活用期待をしているが、都道府県が実施する研修会場が遠方のため参加する人が少ない。</p> <p>本研修に限らず、都道府県が実施主体となっている研修が多く、都道府県の負担が大きい。</p> <p>小規模自治体での導入は困難なため、国、県主体で実施してほしい。</p>
<p>3) 研修実施回数、時間、場所に関する課題</p>	<p>他機関の研修にも参加しているため、開催日程の関係から調整が必要となり、研修に参加できないこともある。</p> <p>受講できるコマが少ないため、日程や受講スケジュールに幅をもたせて、受講しやすいようにしてほしい。</p>
<p>4) 受講者確保に関する課題</p>	<p>子育て支援員になりたいという人が少ない。</p> <p>引き受けてもらえれば誰でもいい、講習さえ受けてもらえば、どんな人でもいいという訳にはいかないの、参加者、受講者の声かけに苦慮している。民生委員や児童委員、保育士 OB や、現会員からの紹介、公務員 OB など、心あたりにはあたるているが、なかなか集まらないのが現状である。</p>

5) 講師確保に関する課題	本研修は科目数が多く、依頼する講師も多数にのぼり、講師の確保、日程調整に苦慮している。
6) 見学実習に関する課題	見学実習については、実習先の確保が困難。見学実習をカリキュラムから除く、あるいは、既に認可保育所等で保育補助として勤務している受講者は免除しても良いのではないか。
7) 費用に関する課題	国からの援助が仮に無くなった際、今後の研修をどのようにしていけばよいかの見通しが立っていない。 テキスト代は市がとりまとめて支払っているため、研修を実施する業者へ別途見積、納品、請求書を依頼しなくてはならないことが手間である。
8) 子育て支援員研修の意義に関する課題	研修を受講してスキルアップすることへの目的意識やモチベーションを上げさせるためには、サービスの質向上等などの目的を明確にし、受講が必要な研修であることが理解できていなければならない。 受講者が共通する目標に向かうように、研修を実施する主旨を明確にする必要がある。 子育て支援員研修の重要性、必要性があまり周知されておらず、受講の意味が分からないまま参加しているケースもある。明確に子育て支援員というものが何なのかを知りたい。 子育て支援員の資格を取得することのメリットが分かりづらいので、周知が必要である。 子育て支援員の位置付けをもっと向上させ、受講価値をもっと高いものになるようにならなくては価値がない。 座学が始まってすぐに、受講を辞退する方がみられる。座学開始時に見学実習の日程、場所も決まっており、辞退となると見学実習先に影響が及ぶ。受講生が、強い目的意識を持って研修を修了することを望む。
9) 受講条件に関する課題	現在の研修受講条件は、従事した時間数が高い順にしか受講できず、厳しいのではないか。
10) e-ラーニング導入に関する課題	色々な面で、グループでの討議が必要な内容なので、e-ラーニングを全面的に導入するのは難しく、受講者側のスキル不足も多いに予想され、受講者も減少してしまうのではないかと考える。 e-ラーニングはどうしても一方的になってしまい、やりとりが難しい。子育て支援員自体、人と人とのつながりが大切な職種であるため、e-ラーニング導入は難しいのではないかと考える。 県が実施している子育て支援員研修は、回数、定員が限られており、日程が合わなかったり、機会を逃してしまうとその年度は受講することができない。又、開催会場への旅費の予算確保が必要となるなど、柔軟な受講が難しい。e-ラーニングであれば、時と場所を選ばず受講ができる利点がある。 子育て支援研修は、心のつながりを学び、フェイス to フェイスでケースなどを話し合うことのできる講話や実習形式が良いと思う。e-ラーニングのようにパソコンに向かって簡易に研修達成度を数値化する研修は、果たして人と関わる子育て支援員の研修として整備する意義はあるのか(実際にとりくんでいないのでわからない部分もあるが)疑問である。 受講者は主婦が多いので、e-ラーニングでは受講が中途半端になり、成果が期待できないのではないか。すべての講座が子ども相手であり現場で通用するためには、ききかじりの知識では対応不能である。現場には、即戦力が必要である。しっかり勉強し、生半可な気持ちではできない事

	<p>を知ってほしい。</p> <p>e-ラーニングを導入するのであれば、国が一律でコンテンツを作成し、全国一律の研修内容にしてもらいたい。</p> <p>e-ラーニングに対応するためのスキルを養成する時間や人材の確保が難しい。</p>
11) e-ラーニング導入に関する効果	<p>市町村で開催される研修の場合、交通機関の都合もあり、受講が困難となる事もあるので、e-ラーニングの活用で受講のしやすさが向上する事には期待ができる。実技を伴う研修の時間設定の自由度も上がるため、遠方からの受講生は非常に受講しやすくなると思う。</p> <p>県が開催している子育て支援員研修は、回数、定員が限られており、日程が合わなかったり、機会を逃してしまうとその年度は受講することができない。又、開催会場への旅費の予算確保が必要となるなど、柔軟な受講が難しい。e-ラーニングであれば、時と場所を選ばず受講ができる利点がある。</p> <p>県が実施する研修申込スケジュールに間に合わず、当該年度の受講を断念する方もいる。地域の実情、ニーズに応じた研修内容の構築も必要だが、当該研修の修了証は全国で有効である以上、国が統一的に e-ラーニングのコンテンツを作成することにより、より多くの研修機会を設けられると考える。</p>
12) 評価に関する課題	<p>評価方法は、国や県で、統一可能なのかどうか不安である（市町村によって変わってしまったら、不公平ではないだろうか）。</p> <p>子育て支援員研修は多様な人材確保のため、保育に関心のある無資格者も対象としており、修了者に対するフォロー調査も実施しているが、中には子育て支援員として保育に携わっていない修了者も多く、研修の効果測定に苦慮している。</p> <p>受講者の増加に伴い、見学実習受け入れ施設の負担が増加している。「見学実習」という名前から、見学だけの実習と誤解し、傍観者になってしまう受講生もいる。</p> <p>実習に消極的であり、受講者が一方的に受け入れ施設を非難するケースもあった。しかし現状のままでは適性を欠いている受講者に対しても認定を下ろさなくてはならない。</p>
13) 研修終了後の課題	<p>研修終了後のフォローやスキルアップのための研修についても課題がある。</p> <p>修了者の就労支援や、就労状況のフォロー・実習先の確保（保育士の実習を優先される園が多い）が必要。</p> <p>今年度研修の申し込みを行った人の中には、修了後に保育分野への就職を考えている人が多くいた。しかし、子育て支援員は通常保育の配置基準に加わることができないため、各教育・保育施設において、人員の募集が無い状況である。子育て支援員の立場も含め、保育分野での就労意欲がある人を、どのように就職に結びつけるかが、今後の課題となっている。</p>
14) 情報の管理に関する課題	<p>修了者（認定した子育て支援員）の修了情報の管理に苦慮している。</p>

6. 映像等を盛り込んだサンプル版の作成

(1) 作成の目的

先行研究やヒアリング調査、アンケート調査の分析結果及び検討委員会でのご意見を踏まえ、子育て支援員研修における e-ラーニングの活用の実現につなげるため、映像等を盛り込んだサンプル版を作成した。なお作成したサンプル版を活用することで、次年度以降に e-ラーニングを活用した子育て支援員研修の効果を検証することが期待される。

(2) 作成したサンプル版

子育て支援員研修科目のうち、1科目を選定し、映像等を盛り込んだサンプル版(DVD)を作成した。あわせて、あわせて研修レジメの作成・印刷(50冊)を行った。

作成した科目は、子育て支援員研修科目のうち、「地域保育コース」の中から、「選択科目：地域型保育」のうち、知識等の修得が中心となる「①地域型保育の概要」とした。科目の選定に際しては、サンプル版が広く活用されること、講義主体であることを基準とした。その結果、全国でも実施率の高い「地域保育コース」の「選択科目：地域型保育」を選択する受講者が、事業概要等の基本的事項を学ぶための科目である「①地域型保育の概要」をサンプル版作成の科目として選定した。

なお厚生労働省事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」における、「①地域型保育の概要」のシラバスは次頁のとおりである。

地域保育コース<選択科目：地域型保育>シラバス

<p><科目></p> <p>① 地域型保育の概要（講義・60分）</p>
<p><目的></p> <p>1. 地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。 2. 地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。 3. 規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。 (注) 一時預かり事業の研修受講を促す。</p>
<p><内容></p> <p>1. 地域型保育の事業概要 子ども・子育て支援新制度の概要を学び、地域型保育事業の制度について理解する。 (注) 研修を修了した者は、一時預かり事業に従事が可能であるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが望ましい旨を説明。 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要 1) 保育所の状況 2) 子ども・子育て支援新制度の目的 3) 子ども・子育て支援新制度の仕組み (2) 地域型保育事業の概要 1) 事業類型</p> <p>2. 地域型保育の特徴 地域型保育の特徴、意義、連携施設の役割について理解する。 (1) 地域型保育の定義 (2) 地域型保育の特徴 (3) 地域型保育の理念 (4) 連携施設の役割 1) 集団保育の経験 2) 情報提供・相談支援 3) 代替保育 4) 満3歳以上の保育の受け入れ (5) 地域型保育の意義 1) 家庭的な環境での保育 2) 小集団を対象とするきめ細やかな保育 3) 同じ保育者が対応 4) 子どもの生活リズムの尊重 5) 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験 6) 保護者への緊密な子育て支援 7) 地域の子育て支援</p> <p>3. 地域型保育のリスクを回避するための課題 少人数であるため、密室性が高くなることによるリスクを回避するために必要な対応について理解する。 (1) 開かれた保育 (2) チームワークで行う保育 (3) さまざまな地域資源の活用 (4) 自己研鑽と健康管理 (5) 保育ネットワークの活用</p>
<p><研修に当たっての考え方></p> <p>地域型保育事業の概要を理解するため、研修終了後に従事可能となる事業の特徴に、地域型保育に生じるリスクを回避するための課題について学ぶ。</p>

(3) サンプル版動画の構成

「地域型保育の概要」のサンプル版動画制作にあたり、当科目の研修実績を多数有する尾木委員にご協力いただき、動画の構成を次頁のとおりとした。受講者が動画を視聴しやすいよう、1セッションが長くても10分程度となるよう、講義の各テーマを区切る構成としている。

なお、e-ラーニング用の動画では、施設の様子等の動画を組み込んだり、保育者等へのインタビューを活用する方法も考えられる。今回のサンプル版動画では講師による講義を中心とした構成とすることで、今後の学習効果の検証の参考となる形とした。

構成	分	内容	シラバスでの 該当箇所
はじめに	3分	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員研修における本科目の位置づけ 地域保育コースの地域型保育を選択する方が受講する科目であること。地域型保育の総論的な科目として位置づけられ、詳細は各科目で学ぶなど。 ・地域保育コース<地域型保育>を受講する対象 地域型保育が子育て支援員研修を修了した人が働く（活躍する）場の一つとなること。 ・講義の目的 	講義の目的
Chapter1 地域型保育の事業 概要① わが国の保育制度 と保育所の推移	6分	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における保育の現状や課題 ・保育所の推移と地域型保育等が必要となった背景の理解 	1 地域型保育の事業概要（1）子ども・子育て支援新制度の概要 1）わが国の保育制度と保育所の推移
Chapter2 地域型保育の事業 概要② 子ども・子育て支援 新制度の概要	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援新制度の目的 ・子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ・新制度の利用の仕組み <p>* ふりかえり</p>	2) 子ども・子育て支援新制度の目的 3) 新制度の全体像 4) 利用の仕組み
Chapter3 地域型保育の事業 概要③ 地域型保育事業の 概要	8分	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育の写真紹介 ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 	1（2）地域型保育事業の概要
Chapter4 地域型保育の特徴	14分	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所との共通点・相違点 ・地域型保育の理念 ・保育所保育指針に準じる保育 ・連携施設の役割 <p>* ふりかえり</p>	2 地域型保育の特徴 （1）定義、（2）地域型保育の特徴 （3）地域型保育の理念、（4）連携施設の役割
Chapter5 地域型保育の意義	8分	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育の意義 	2（5）地域型保育の意義
Chapter6 地域型保育のリスクを回避するための課題	9分	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた保育 ・チームワークで行う保育 ・さまざまな地域資源の活用 ・自己研鑽と健康管理 ・保育ネットワークの活用 <p>* ふりかえり</p>	3 地域型保育のリスクを回避するための課題 （1）～（5）
学びのポイント まとめ	2分		

(4) 研修レジメの作成

サンプル版動画では、投影されたスライドにそって尾木委員が講義を行う形式とした。なお、使用スライドは尾木委員に作成いただいた。また、サンプル版動画を視聴する際の研修レジメを作成した。

7. 研究のまとめと今後の研究課題

(1) 子育て支援員研修の実施状況及び課題

今回実施したアンケート調査では、平成 30 年度の子育て支援員研修の実施状況を見ると、都道府県においては一部のコースを除き、過半数から 9 割弱の実施率であった。一方で、市区町村においては、いずれのコースについても、実施している割合は 10%に満たない状況であった。市町村が実施していないコースがある理由として、市区町村単体では、研修企画、職員体制、受講者確保において対応が厳しく、都道府県が主催する研修が主となっている状況がうかがえた。

研修の実施形態をみると、都道府県は 9 割以上が「全部委託」で実施しているが、市区町村では都道府県と比較して、一部のコースについて「直接実施」や「一部実施」の割合が高くなっていた。市区町村が担い手の確保から主体となることが求められる事業において、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の地盤がすでにある場合もあり、市区町村が主体となって研修を実施していることがうかがえた。

コース別に課題となっていることをみると、受講者を集めることが特に課題となっているコースがある一方、受講希望者が定員よりも多く、抽選を行わざるを得ない状況がみられた。また、多数の受講者が受講可能な日程調整や場所の確保、多数の受講者を認定するにあたっての習得状況の把握や認定基準の設定を課題としている状況がうかがえた。コースごと、実施主体ごとに実態と課題は異なっているといえる。

ヒアリング調査からも、子育て支援員研修の実施にあたり、講師の確保を課題としてあげる実施機関・団体が少なくない結果であった。

(2) 子育て支援員研修の修了評価に関する課題

今回実施したアンケート調査において、子育て支援員研修を実施するにあたっての運営上の課題をみると、「受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい」と回答した割合は高い傾向にあり、コース別では「地域保育コース／地域型保育」で 17.4%となっている。自由記述においても「多数の受講者を認定するにあたっての習得状況の把握や認定基準の設定が難しい」等の評価に関する課題などがみられた。

ヒアリング調査からも、修了評価の方法や研修の質の確保について課題を感じる実施機関・団体が多い傾向にあった。

(3) 子育て支援員研修における e-ラーニングの活用への期待と課題

アンケート調査、ヒアリング調査のいずれにおいても、e-ラーニングの活用の課題として、受講者同士のコミュニケーションや対話、質疑応答等による研修の質の向上が必要であるという意見が多くあげられていた。講師や受講者同士がコミュニケーションしながら行っている授業を、e-ラーニングにおいてどのように工夫していくか、検討することが求められる。

一方、子育て支援員研修に e-ラーニングを導入することについては、アンケート調査では全コースにおいて4割程度が導入してみたいと回答、ヒアリング調査においても講義を中心に e-ラーニングの活用のメリットが語られており、一定数の自治体や研修の実施機関・団体より期待を得られている。

現在子育て支援員研修において e-ラーニングを活用している例はほとんど見られないものの、講義をやむなく欠席した場合の補講として講義のDVD映像を視聴するといった活用事例等がある。アンケート調査でも、「場所やスケジュールが合わずに受講できない人の参加促進」「場所や時間に関わらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減。受講者数の増加」「反復学習やアフターフォローが可能」「多様な受講生（日本語を習得していない方、障がいのある方等）への対応が可能」といった子育て支援員研修における課題の改善策として、e-ラーニング導入による期待に関する多くの意見があげられていた。

e-ラーニングによって、子育て支援員研修の研修実施上の課題解決や研修効果の向上を図ることが期待される中、子育て支援員研修で e-ラーニングを導入する場合に国や都道府県から提供が必要な支援として、アンケート調査、ヒアリング調査のいずれにおいても、国や都道府県が主体となって、ある程度統一した教材の配布や例示を行うことが期待されているといえる。

(4) 今後の研究課題

本調査研究における調査から、子育て支援員研修への参加促進や、受講しやすい環境の整備といった課題に対して、e-ラーニングを活用することへの期待が高いことがわかった。ただし、e-ラーニングを普及させていくための課題も明らかとなった。例えば、動画を早送りして視聴したり、本人になりすまして受講する等の不正防止の対応や、演習等の科目における e-ラーニングの活用方法の検討、質問等ができない場合の学習の質の確保方法、修了評価の方法等である。子育て支援員研修に e-ラーニングを活用した場合、研修の質を確保するためには、このような課題に対応した e-ラーニングの活用方法や研修方法を開発していくことが求められる。

また、子育て支援員研修における e-ラーニングの活用のステップとして、まずは基本研修や講義形式で行われているものについて、動画視聴を中心とした e-ラーニ

ングのコンテンツを作成し、学習の効果を検証しながら科目数を増やしていくことが考えられる。一方で、アンケート調査では、子育て支援員研修においてeラーニングを活用した場合の課題として、「演習や実習の実施が重要な科目への対応」が最も多くあげられている。先行研究では技術研修等においてeラーニングを活用している事例も多く、見学実習のように、動画で施設の一部でも見ることは有効な方法であろう。そのような動画があれば、集合研修による演習・実習に加え、復習用としてeラーニングを活用するという可能性も考えられる。また、一部自治体では講義の様子を録画し、欠席者等の補講として活用している事例もある。実施自治体が主体的に講義の様子を録画した動画を活用したり、研修の実施機関・団体と役割分担を行い、eラーニングコンテンツを充実化させていく可能性もあるだろう。

そのためには、eラーニングのコンテンツの質について一定の基準等を設けることが考えられるが、子育て支援員研修の特徴を考慮すると、コンテンツのモデル等を提供する方法が望ましいと考えられる。また、提示されたモデルを踏まえ、各自治体で独自にeラーニングコンテンツを作成することを推奨したり、作成したコンテンツを広く他自治体に共有できるような環境整備を行うことも求められる。

今後の研究課題としては、まずは本調査研究において作成したサンプル版動画を子育て支援員研修において実際に活用してもらい、その活用方法や研修の効果、課題を整理していくことが必要となろう。サンプル版動画を活用した場合の修了評価についても、確認テストや課題レポートの提出等の方法で、研修の質が確保できるかどうかを検証していくことも求められる。これらの方法は、これまで調査してきた中で多くの先行事例において実施されていた方法である。一定の効果が認められるようであれば、まずは基本研修や講義形式で行われているコースを対象に、eラーニングコンテンツの作成を進めていくとともに、その後の展開として、演習・実習形式のコースにおけるeラーニングの活用や、技術的な開発が必要となるが、講義のみならずグループワーク等においてもeラーニングを活用することが想定される。また、子育て支援員研修の各コースにおいてコンテンツが一定程度充実した段階で、動画視聴のみならず、学習教材の配信から修了評価までを統合して管理するためのLMS（学習管理システム）活用の検討も視野に入ってくるであろう。

厚生労働省委託事業

子育て支援員研修の実施状況とe-ラーニングの活用等に関する アンケート

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社では、今年度、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）「子育て支援員研修におけるe-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査」の一環で、「子育て支援員研修の実施状況とe-ラーニングの活用等に関するアンケート」を実施しております。

本アンケートは、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において推進されている「子育て支援員研修事業」について、都道府県・市区町村における研修の実施状況を把握するとともに、今後、子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用することとした場合に対象となりうるコースや、考えられる効果・課題・評価方法等について、ご意見等をいただくことを目的としております。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご回答いただいた本調査票は、**平成31年2月4日（月）までに**、同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

◆利用目的

・ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が、調査実施者以外に知られることはございません。

◆調査対象について

・全都道府県、市区町村を対象としています。

◆回答方法等について

・特に期日を明記している設問以外はすべて2018（平成30）年度の状況（予定を含む）をお答えください。
・自由記入、その他の欄への記入につきましては、枠内に収まらない場合、別紙を添付いただくことも可能です。

◆用語について

・本調査における「e-ラーニング」とは、インターネットを通じて、あるいは、CD-ROMやDVD-ROM等を媒体として、テキストや画像、動画、音声等を組み合わせた教材を活用して学習することを指します。ご回答の際には、必ずしも、個人が任意で時間や場所を決めて学習するあり方だけでなく、集合研修等において上記の教材を利用した学習のあり方を含めてお答えください。

◆問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 共生社会部 子育て支援員研修事務局

有竹麻衣、服部保志、鈴木陽子、塚田聡、加藤まどか

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL：03-6733-1664 Eメール：sien@murc.jp

※お問い合わせ電話の受付時間は、平日の10:00～17:00です。

I. 基本情報

問1. 貴都道府県・市区町村名や担当部署、ご連絡先等を記入してください。

※都道府県・市区町村名は、本アンケート調査の集計・分析のために把握するものです。
個々の回答者のご回答内容が、調査実施者以外に知られることはありません。

※ご連絡先等情報は、ご回答いただいた内容の確認やヒアリング調査のご依頼のためのご連絡に用います。

①都道府県・市区町村名	
②担当部署名	
③電話番号	
④FAX 番号	
⑤E メールアドレス	

II. 子育て支援員研修の実施状況と実施方法について

問2. 平成 30 年度(平成 30 年4月1日～平成 31 年3月 31 日)の子育て支援員研修の実施コース(予定含む)と実施方法についてお伺いします。以下①～⑧のコースについて、(1)平成 30 年度に子育て支援員研修を実施している(予定含む)コースに「○」をつけてください。また、研修を実施している場合、(2)実施形態、(3)研修の授業形式、(4)受講者の費用負担、(5)評価方法について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

※(3)授業形式の例:講義:理念・知識の学習が主体の講師による授業形式 等

演習:受講者主体の、グループワーク、ディベート等も含む授業形式 等

課題:事前学習や事後学習による課題の提出等の実施 等

評価:研修中/研修後の理解度を評価するテスト、レポート提出等の実施 等

	(1) H30 年度 実施(予定) している ものに○ 記入↓	(2) 実施形態: (1)で○をつ けたもののみ 回答 (1つに○)	(3) 授業形式: (1)で○をつ けたもののみ 回答 (○はいくつ でも)	(4) 受講者の費用 負担: (1)で○をつ けたもののみ 回答 (1つに○)	(5) 評価方法: (1)で○をつ けたもののみ 回答 (○はいくつ でも)
①地域保育コース/ 地域型保育		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート(講義の振り返り) 2.レポート(テーマの出題) 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない

	(1) H30 年度 実施（予定）して いるものに○ 記入↓	(2) 実施形態： (1)で○をつけた もののみ回答 (1つに○)	(3) 授業形式： (1)で○をつけた もののみ回答 (○はいくつ でも)	(4) 受講者の費用負 担： (1)で○をつけた もののみ回答 (1つに○)	(5) 評価方法： (1)で○をつけたもののみ回答 (○はいくつでも)
②地域保育コース/ 一時預かり事業 (保育従事者)		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない
③地域保育コース/ ファミリー・サポ ート・センター事 業（提供会員）		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない
④地域子育て支援コ ース/ 利用者支援事業・ 基本型（専任職員）		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない
⑤地域子育て支援コ ース/ 利用者支援事業・ 特定型（専任職員）		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない
⑥地域子育て支援コ ース/ 地域子育て支援拠 点事業（専任職員）		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない

	(1) H30 年度 実施（予 定）して いるも のに○ 記入↓	(2) 実施形態： (1)で○をつ けたもの のみ回 答 (1つに○)	(3) 授業形式： (1)で○をつ けたもの のみ回 答 (○はいく つでも)	(4) 受講者の 費用負 担： (1)で○をつ けたもの のみ回 答 (1つに○)	(5) 評価方法： (1)で○をつ けたもの のみ回 答 (○はいく つでも)
⑦放課後児童コース / 放課後児童クラブ (補助員)		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない
⑧社会的養護コース / 乳児院・児童養護 施設等（補助的職 員）		1.直接実施 2.一部委託 3.全部委託	1.講義 2.演習 3.見学実習 4.課題 5.評価 6.その他 ()	1.テキスト・ 資料代 2.その他の実費 →具体的に () 3.費用負担なし	1.レポート（講義の振り返り） 2.レポート（テーマの出題） 3.テスト(筆記) 4.出席状況 (回ごとの欠席、遅刻等) 5.その他 () 6.特に行っていない

問3. 問2で、「①地域保育コース/地域型保育」、「②地域保育コース/一時預かり事業(保育従事者)」の研修を実施していると回答した場合にお聞きします。

貴都道府県・市区町村では、見学実習先をどのように確保していますか。

(①②それぞれ、○はいくつでも)

①地域保育コース /地域型保育	1. 受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している 2. 受講者の勤務先が認可保育所の場合、勤務先での見学実習を認めている 3. 市区町村内にある、見学実習可能な施設のリストを配布し、受講者が自分で交渉している 4. その他()
②地域保育コース /一時預かり事業 (保育従事者)	1. 受講者の居住地の市区町村が中心となって見学実習先を確保している 2. 受講者の勤務先が認可保育所の場合、勤務先での見学実習を認めている 3. 市区町村内にある、見学実習可能な施設のリストを配布し、受講者が自分で交渉している 4. その他()

問4. 回答者が都道府県の場合にお聞きします。

市区町村が実施する子育て支援員研修に対して、相談やアドバイス、講師紹介、その他情報提供等の支援を行っていますか。あてはまるものを選んでください。(1つに○)

1. 行っている (【具体的に記入してください】) 2. 行っていない

問5. 回答者が市区町村の場合で、問2で実施していないコースがある場合にお聞きします。

子育て支援員研修について、市区町村で実施していないコースがある理由はどのようなものですか。(○はいくつでも)

1. 都道府県が主催する研修に参加している 2. 市区町村単体で研修を行っても受講者確保の見込みが立たない 3. 研修のための予算を確保することが難しい 4. 研修を企画・運営する職員体制の確保が難しい、取り組む余裕がない 5. 研修の講師や委託先を確保することが難しい 6. 研修場所を確保することが難しい 7. その他 (【具体的に記入してください】)

	(1) 独自に行っている工夫 (○はいくつでも)	(2) (1)で選んだ項目について、内容を具体的に記入してください。
⑧ 社会的養護コース/ 乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	1. 講義、演習等の時間の配分 2. 事前・事後課題、レポートの活用 3. 独自のテキストや資料の作成 4. 映像教材の活用 5. 実施回数の分散 6. 1日の受講時間の短縮(複数日に分割)や統合 7. 独自の講義や演習、実習等の追加 8. 実施場所の分散(不便な地域での開催など) 9. 要望に応じて、イレギュラーに研修を開講 10. 委託先や講師の選定に独自の基準を設定 11. 子育て支援員や、子育て支援員研修についての周知、啓発活動 12. 研修実施に関わる運営費用、諸経費等の節約 13. 見学実習前の検診費用の補助など、実費負担の補助 14. 研修におけるテキストの無料化など、参加費用の負担軽減 15. 研修修了後の評価方法・基準の設置(テストやレポートの提出など) 16. 地域における研修ニーズの把握(実施回数や場所など) 17. 就労支援(ハローワーク、保育士・保育所支援センター等の案内) 18. その他() 19. 講師や委託先に任せているのでわからない 20. 特に行っていない	

問7. 貴都道府県・市区町村において、子育て支援員研修を実施するにあたって、運営上の課題はありますか。①～⑧のコース別にうかがいます。

(1) 運営上、課題となっていることを選んでください。(○はいくつでも)

(2) (1)で選んだ課題について具体的に記入してください。

※問2(1)で研修を実施しているとお答えになったコースについてのみお答え下さい。

	(1) 運営上の課題 (○はいくつでも)	(2) (1)で選んだ課題について具体的に記入してください。
① 地域保育コース/ 地域型保育	1. 見学実習先の確保やコーディネートが難しい 2. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 3. 研修開催場所の確保が難しい 4. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 5. 講師の選定、確保が難しい 6. 委託先の選定、確保が難しい 7. 受講者を募集しても参加者が少ない 8. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 9. 参加者の受講料の負担が大きい 10. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 11. 研修修了の評価基準の設定が難しい 12. その他() 13. 特になし	

	(1) 運営上の課題 (〇はいくつでも)	(2) (1)で選んだ課題について具体的に記入してください。
②地域保育コース/ 一時預かり事業(保育従事者)	1. 見学実習先の確保やコーディネートが難しい 2. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 3. 研修開催場所の確保が難しい 4. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 5. 講師の選定、確保が難しい 6. 委託先の選定、確保が難しい 7. 受講者を募集しても参加者が少ない 8. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 9. 参加者の受講料の負担が大きい 10. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 11. 研修修了の評価基準の設定が難しい 12. その他() 13. 特になし	
③地域保育コース/ ファミリー・サポート・センター事業(提供会員)	1. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 2. 研修開催場所の確保が難しい 3. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 4. 講師の選定、確保が難しい 5. 委託先の選定、確保が難しい 6. 受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない 7. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 8. 参加者の受講料の負担が大きい 9. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 10. 研修修了の評価基準の設定が難しい 11. その他() 12. 特になし	
④地域子育て支援コース/ 利用者支援事業・基本型(専任職員)	1. 見学実習先の確保やコーディネートが難しい 2. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 3. 研修開催場所の確保が難しい 4. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 5. 講師の選定、確保が難しい 6. 委託先の選定、確保が難しい 7. 受講者を募集しても参加者が少ない 8. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 9. 参加者の受講料の負担が大きい 10. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 11. 研修修了の評価基準の設定が難しい 12. その他() 13. 特になし	

	(1) 運営上の課題 (〇はいくつでも)	(2) (1)で選んだ課題について具体的に記入してください。
⑤地域子育て支援コース/ 利用者支援事業・特定型(専任職員)	1. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 2. 研修開催場所の確保が難しい 3. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 4. 講師の選定、確保が難しい 5. 委託先の選定、確保が難しい 6. 受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない 7. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 8. 参加者の受講料の負担が大きい 9. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 10. 研修修了の評価基準の設定が難しい 11. その他() 12. 特になし	
⑥地域子育て支援コース/ 地域子育て支援拠点事業(専任職員)	1. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 2. 研修開催場所の確保が難しい 3. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 4. 講師の選定、確保が難しい 5. 委託先の選定、確保が難しい 6. 受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない 7. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 8. 参加者の受講料の負担が大きい 9. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 10. 研修修了の評価基準の設定が難しい 11. その他() 12. 特になし	
⑦放課後児童コース/ 放課後児童クラブ(補助員)	1. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 2. 研修開催場所の確保が難しい 3. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 4. 講師の選定、確保が難しい 5. 委託先の選定、確保が難しい 6. 受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない 7. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 8. 参加者の受講料の負担が大きい 9. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 10. 研修修了の評価基準の設定が難しい 11. その他() 12. 特になし	

	(1) 運営上の課題 (〇はいくつでも)	(2) (1)で選んだ課題について具体的に記入してください。
⑧社会的養護コース/ 乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研修の時間数や日数が多く、全日程参加できる受講者が少ない 2. 研修開催場所の確保が難しい 3. 受講者が参加しやすい開講方法を考えることが難しい 4. 講師の選定、確保が難しい 5. 委託先の選定、確保が難しい 6. 受講者の確保が難しい、募集しても受講者が集まらない 7. 研修実施に関わる運営費に負担が大きい 8. 参加者の受講料の負担が大きい 9. 受講者の受講内容の習得状況や習熟度の把握が難しい 10. 研修修了の評価基準の設定が難しい 11. その他() 12. 特になし 	

IV. 子育て分野における e-ラーニングの活用状況について

本調査における e-ラーニングの定義は下記の通りです。

○インターネットを通じて、あるいは、CD-ROM や DVD-ROM 等を媒体として、テキストや画像、動画、音声等を組み合わせた教材を活用して学習することを指します。

○必ずしも、個人が任意で時間や場所を決めて学習するあり方だけでなく、集合研修等において上記の教材を利用した学習のあり方も含めてお答えください。

問 8. 貴都道府県・市区町村では、子育て分野における研修等において、e-ラーニングを活用していますか。もしくは、過去に活用していたことはありますか。(1つに○)

1. 活用している (活用していた)

→以下の問 9 において、e-ラーニングを活用した (している) 事例について、事例ごとに具体的な内容をお答えください。

2. 活用していない (活用したことはない) →問 10 以降をお答え下さい。

問 9_1. 【子育て分野の研修等における e-ラーニングの活用事例①】

①研修等の名称			
②e-ラーニングの役割 (○はいくつでも)	1. e-ラーニングの受講のみで、研修等の修了要件を満たすことができる 2. e-ラーニングの受講が、研修等の修了要件の一部になっている (e-ラーニングの受講のほか、集合研修の受講や集合試験が課される場合など) 3. e-ラーニングの受講が、研修等への申込み条件となっている (研修等への申込に際し、事前課題の e-ラーニングの修了証等が必要な場合など) 4. その他()		
③e-ラーニングの形態 (○はいくつでも)	1. オンラインのラーニングシステム(映像のみ) 2. オンラインのラーニングシステム(映像とテキスト・テスト等) 3. DVD 等の視聴 4. その他 ()	④e-ラーニングの受講場所 (○はいくつでも)	1. 受講生の自宅等、任意の場所 2. 研修会場 3. その他 ()
⑤e-ラーニングの修了評価の方法 (○はいくつでも)	1. オンライン選択式テスト (基準点: _____点・%以上) 2. オンラインの記述式テスト 3. その他 () 4. 特に行っていない	⑥研修等の修了要件 (○はいくつでも)	1. 研修の受講 (必要課程の履修) 2. 筆記試験 3. 実技試験 4. レポートの提出 5. その他 ()
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していることをご記入ください。	【自由にご記入ください】		
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題について、自由にご記入ください。	【自由にご記入ください】		

問9_2. 【子育て分野の研修等における e-ラーニングの活用事例②】

①研修等の名称			
②e-ラーニングの役割 (〇はいくつでも)	1. e-ラーニングの受講のみで、研修等の修了要件を満たすことができる 2. e-ラーニングの受講が、研修等の修了要件の一部になっている (e-ラーニングの受講のほか、集合研修の受講や集合試験が課される場合など) 3. e-ラーニングの受講が、研修等への申込み条件となっている (研修等への申込に際し、事前課題の e-ラーニングの修了証等が必要な場合など) 4. その他()		
③e-ラーニングの形態 (〇はいくつでも)	1. オンラインのラーニングシステム(映像のみ) 2. オンラインのラーニングシステム(映像とテキスト・テスト等) 3. DVD 等の視聴 4. その他 ()	④e-ラーニングの受講場所 (〇はいくつでも)	1. 受講生の自宅等、任意の場所 2. 研修会場 3. その他 ()
⑤e-ラーニングの修了評価の方法 (〇はいくつでも)	1. オンライン選択式テスト (基準点：_____点・%以上) 2. オンラインの記述式テスト 3. その他 () 4. 特に行っていない	⑥研修等の修了要件 (〇はいくつでも)	1. 研修の受講(必要課程の履修) 2. 筆記試験 3. 実技試験 4. レポートの提出 5. その他 ()
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していることをご記入ください。	【自由にご記入ください】		
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題について、自由にご記入ください。	【自由にご記入ください】		

問9_3. 【子育て分野の研修等における e-ラーニングの活用事例③】

①研修等の名称			
②e-ラーニングの役割(○はいくつでも)	1. e-ラーニングの受講のみで、研修等の修了要件を満たすことができる 2. e-ラーニングの受講が、研修等の修了要件の一部になっている (e-ラーニングの受講のほか、集合研修の受講や集合試験が課される場合など) 3. e-ラーニングの受講が、研修等への申込み条件となっている (研修等への申込に際し、事前課題の e-ラーニングの修了証等が必要な場合など) 4. その他()		
③e-ラーニングの形態(○はいくつでも)	1. オンラインのラーニングシステム(映像のみ) 2. オンラインのラーニングシステム(映像とテキスト・テスト等) 3. DVD 等の視聴 4. その他()	④e-ラーニングの受講場所(○はいくつでも)	1. 受講生の自宅等、任意の場所 2. 研修会場 3. その他()
⑤e-ラーニングの修了評価の方法(○はいくつでも)	1. オンライン選択式テスト (基準点: _____点・%以上) 2. オンラインの記述式テスト 3. その他() 4. 特に行っていない	⑥研修等の修了要件(○はいくつでも)	1. 研修の受講(必要課程の履修) 2. 筆記試験 3. 実技試験 4. レポートの提出 5. その他()
⑦e-ラーニングにおける学習の評価や不正防止、修了認定の方法について工夫していることをご記入ください。	【自由にご記入ください】		
⑧e-ラーニングを活用してよかったことや、課題について、自由にご記入ください。	【自由にご記入ください】		

※活用事例が3つ以上ある場合、このページをコピーして追加添付も可能です。ぜひご回答ください。

V. 子育て支援員研修へのe-ラーニングの導入の意向、課題、期待する効果などについて

問 10. ①～⑧の各子育て支援員コースにおいて、

(1) e-ラーニングによる研修は可能だと思いますか。あてはまるものを選んでください。

※現在実施していないコースについても、すべてお答え下さい。

(①～⑧それぞれ、○はひとつずつ)

(2)(1)で e-ラーニングの導入が「1. 可能」「2. 一部可能」を選択した場合、導入意向はどの程度ありますか。

(①～⑧それぞれ、1つに○)

(3) (1)で e-ラーニングの導入が「3. 不可能」「4. わからない」、(2)で「3. 導入してみたいと思わない」「4. 全く導入してみたいと思わない」「5. わからない」を選択した場合、その理由は何ですか。(①～⑧それぞれ、○はいくつでも)

	(1) e-ラーニング導入の可能性 (①～⑧それぞれ、○は1つずつ)	(2) 【(1)で「1. 可能」または「2. 一部可能」を選んだ場合のみ回答】 e-ラーニング導入意向の度合い (①～⑧それぞれ、○は1つずつ)	(3) 【(1)で e-ラーニングの導入が「3. 不可能」「4. わからない」、(2)で「3. 導入してみたいと思わない」「4. 全く導入してみたいと思わない」「5. わからない」を選択した場合のみ回答】 e-ラーニング導入が不可能、または導入に消極的な理由 (①～⑧それぞれ、○はいくつでも)
①地域保育コース/ 地域型保育	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容が e-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
②地域保育コース/ 一時預かり事業 (保育従事者)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容が e-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
③地域保育コース/ ファミリー・サポート・センター事業 (提供会員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容が e-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
④地域子育て支援 コース/ 利用者支援事業・基本型(専任職員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容が e-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし

	(1) e-ラーニング導入の可能性 (①～⑧それぞれ、○は1つずつ)	(2) 【(1)で「1. 可能」または「2. 一部可能」を選んだ場合のみ回答】 e-ラーニング導入意向の度合い (①～⑧それぞれ、○は1つずつ)	(3) 【(1)でe-ラーニングの導入が「3. 不可能」「4. わからない」、(2)で「3. 導入してみたいと思わない」「4. 全く導入してみたいと思わない」「5. わからない」を選択した場合のみ回答】 e-ラーニング導入が不可能、または導入に消極的な理由 (①～⑧それぞれ、○はいくつでも)
⑤地域子育て支援コース/ 利用者支援事業・特定型(専任職員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容がe-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
⑥地域子育て支援コース/ 地域子育て支援拠点事業(専任職員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容がe-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
⑦放課後児童コース/ 放課後児童クラブ(補助員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容がe-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし
⑧社会的養護コース/ 乳児院・児童養護施設等(補助的職員)	1.可能 ⇒(2)へ 2.一部可能 ⇒(2)へ 3.不可能 ⇒(3)へ 4.わからない ⇒(3)へ	1.ぜひ導入してみたい 2.導入してみたい 3.導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 4.全く導入してみたいと思わない ⇒(3)へ 5.わからない ⇒(3)へ	1. 研修内容がe-ラーニングに適していない 2. 受講者のモチベーションの維持が難しい 3. 講師や受講者同士の交流が必要 4. 直接の質問対応などが重要 5. e-ラーニングによる研修修了の評価が難しい 6. その他 () 7. 特になし

問 11. 子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する際に考えられる課題には、どのようなものが考えられますか。(〇はいくつでも)

1. 演習や実習の実施が重要な科目への対応
2. 受講者のモチベーションの維持
3. 講師や受講者同士の交流の減少
4. 質疑応答がある場合の対応
5. 研修修了の評価方法、方針の策定
6. e-ラーニングを実施するためのコンテンツ作成
7. 受講者のネットワーク環境等の整備
8. 受講者の e-ラーニング対応スキルの養成
9. 不正行為(なりすまし等)への対策
10. その他 ()
11. 特になし
12. わからない

問 12. 子育て支援員研修に e-ラーニングを導入する場合、どのような効果や活用が期待できると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者数の増加
2. 場所や時間にかかわらず、自由な時間、場所で学習ができることによる受講者の負担軽減
3. 個人の習熟度、理解度に応じて学習を進められることによる研修効果の向上
4. 視覚的なコンテンツを利用することによる理解の向上
5. 学習進捗状況や小テスト結果などの確認のしやすさ
6. 会場費や講師料など研修実施費用の削減
7. 研修実施スケジュールの立てやすさ
8. 講師が不足している科目での活用
9. 病気等で欠席した受講者へのフォロー
10. 講師が急に欠席した場合などの代替
11. 研修の質の均一化
12. 成績管理の自動化
13. テキストや研修内容の更新・アップデートのしやすさ
14. その他 ()
15. 特になし
16. わからない

問 13. 子育て支援員研修で e-ラーニングを導入する場合、国や都道府県からの支援等として、どのようなことが必要になると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 国や都道府県が e-ラーニングのコンテンツ(教材)を作成し、希望する市区町村へ配布(配信)
2. 市区町村が e-ラーニングのコンテンツ(教材)作成する際のサポート
3. Web 等、e-ラーニング環境の整備に関する技術的な支援
4. e-ラーニング実施マニュアルの作成、配布
5. e-ラーニング実施に関わる相談やアドバイス
6. e-ラーニング実施のための費用面の支援
7. e-ラーニングによる研修の評価方法の統一化
8. e-ラーニング実施についての受講者への周知
9. その他 ()
10. 特になし
11. わからない

問 14. その他、子育て支援員研修で課題となっていることなどについて、自由に記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究

子育て支援員研修（地域保育コース 地域型保育選択科目）

地域型保育の概要

サンプル版動画の解説及び研修用レジメ

○ サンプル版動画の概要

質の高い保育を提供するため、必要となる人材確保や従事者の資質向上に向けた研修を行うことを目的として、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業において子育て支援員研修事業が推進されています。研修科目のシラバスが定められ、シラバスにそった研修が多くの自治体で実施されていますが、より受講しやすい環境の整備に向け、本調査研究において、地域保育コースの地域型保育選択科目「地域型保育の概要」のサンプル版動画を作成いたしました。本動画では、これまで多数実施されてきた研修の内容をベースとして、「地域型保育の概要」をわかりやすく解説しております。本レジメとともに動画を視聴することで「地域型保育の概要」を学ぶことができます。

○ サンプル版動画の構成

サンプル版動画の構成は以下のとおりです。

構成	分	内容	シラバスでの該当箇所
はじめに	3分	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援員研修における本科目の位置づけ 地域保育コースの地域型保育を選択する方が受講する科目であること。地域型保育の総論的な科目として位置づけられ、詳細は各科目で学ぶなど。・地域保育コース<地域型保育>を受講する対象 地域型保育が子育て支援員研修を修了した人が働く（活躍する）場の一つとなること。・講義の目的	講義の目的
Chapter1 地域型保育の事業概要① わが国の保育制度と保育所の推移	6分	<ul style="list-style-type: none">・我が国における保育の現状や課題・保育所の推移と地域型保育等が必要となった背景の理解	1 地域型保育の事業概要（1）子ども・子育て支援新制度の概要 1）わが国の保育制度と保育所の推移
Chapter2 地域型保育の事業概要② 子ども・子育て支援新制度の概要	10分	<ul style="list-style-type: none">・子ども子育て支援新制度の目的・子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像・新制度の利用の仕組み <p>* ふりかえり</p>	2）子ども・子育て支援新制度の目的 3）新制度の全体像 4）利用の仕組み
Chapter3 地域型保育の事業概要③ 地域型保育事業の概要	8分	<ul style="list-style-type: none">・地域型保育の写真紹介・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育	1（2）地域型保育事業の概要

Chapter4 地域型保育の特徴	14 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所との共通点・相違点 ・ 地域型保育の理念 ・ 保育所保育指針に準じる保育 ・ 連携施設の役割 <p>* ふりかえり</p>	2 地域型保育の特徴 (1) 定義、(2) 地域型保育の特徴 (3) 地域型保育の理念、(4) 連携施設の役割
Chapter5 地域型保育の意義	8 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域型保育の意義 	2 (5) 地域型保育の意義
Chapter6 地域型保育のリスクを回避するための課題	9 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開かれた保育 ・ チームワークで行う保育 ・ さまざまな地域資源の活用 ・ 自己研鑽と健康管理 ・ 保育ネットワークの活用 <p>* ふりかえり</p>	3 地域型保育のリスクを回避するための課題 (1) ~ (5)
学びのポイント まとめ	2 分		

○ サンプル版動画の活用方法

① 動画視聴と外部講師による集合研修

受講者が研修会場に集合し、外部講師が解説を行いながら、動画を投影し、講義を進めます。次頁以降の研修用レジメをあらかじめ配付しておくといでしょう。また動画は、全編を投影するケースと、一部のセクションのみ投影するケースが想定されます。外部講師と相談して決めてください。

外部講師がいることで、動画の補足や、受講者からの質問への対応など、受講者とのコミュニケーションを図ることができます。

② 動画視聴による集合研修

受講者が研修会場に集合し、進行役による進行のもと、動画を投影し、講義を進めます。研修用レジメはあらかじめ配付しておくといでしょう。動画は原則として全編を投影してください。

【留意事項】

地域保育コースの地域型保育選択科目「地域型保育の概要」は、シラバスにおいて60分の講義を行うことが定められています。動画を単に投影するだけでなく、視聴後に振り返りの時間を取るなど、学習の時間が60分となるよう留意してください。

子育て支援員研修（地域保育コース 地域型保育選択科目）

地域型保育の概要

サンプル版動画 研修用レジメ

子育て支援員研修（地域保育コース 地域型保育選択科目）

地域型保育の概要

子どもの領域研究所

尾木 まり

はじめに

子育て支援員研修の基本研修を終えた方は、これから地域保育コースの専門研修を受講していただくことになります。「地域型保育の概要」は、地域保育コースのうち、地域型保育の選択科目に位置づけられている科目です。地域型保育事業の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、また、仕事・子育て両立支援事業の企業主導型保育事業等の保育に従事される方、今後従事されることを希望している方が受講する科目です。

講義の目的

1. 地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。
2. 地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。
3. 規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。

この講義の目的は、以下の通りです。

- ①地域型保育の各事業概要や位置づけについて理解する。
- ②地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。
- ③規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。

この講義で現在の保育制度の全体像や地域型保育の概要や特徴を総合的に学んだうえ、他の講義でより具体的に、詳細に学んでいただくことになります。

この講義では地域型保育事業を基盤として学んでいきますが、企業主導型保育事業は地域型保育事業の小規模保育B型に規定される基準以上を満たすものとされています。

地域型保育の事業概要① わが国の保育制度と保育所の推移

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

1) わが国の保育制度と保育所の推移

1 地域型保育の事業概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

1) わが国の保育制度と保育所の推移

- * 保育所は1947年に児童福祉施設の一つとして設置創設期より不足していた。
- * 乳児保育は1998年より「一般化」された。

市町村に保育の実施義務がある（児童福祉法第24条）。保育所に入所することができない子どもを受け入れる保育事業を実施してきた。 ⇒ 家庭的保育、認証保育所など

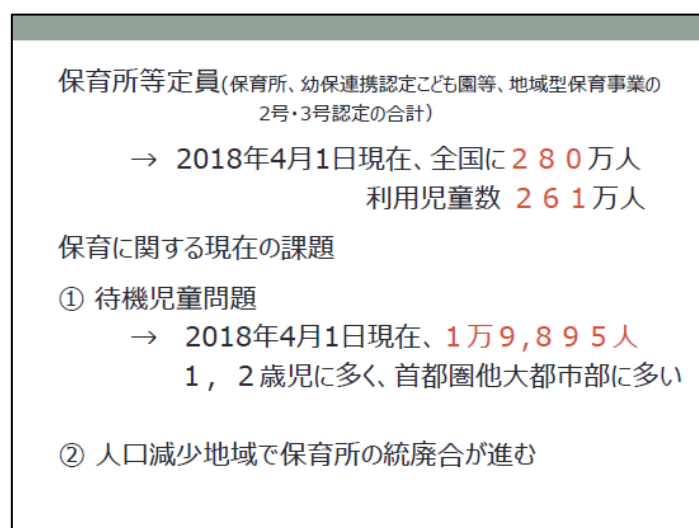
わが国の保育制度は、認可保育所がその中心的役割を果たしており、全国に質の高い保育環境が整備されています。保育所は児童福祉法が制定された1947年に児童福祉施設の一つとして設置されました。保育所は創設期から不足しており、高度経済成長期を迎えたころには、保育需要はますます高まり、「ポストの数ほど保育所を」と増設を切望する住民運動が起こるほどでした。

今ではほとんどの保育所で乳児保育が行われていますが、1969年に乳児保育特別対策が実施されるまでは、保育所で乳児保育は積極的に行われていませんでした。それは、乳児の未熟性や疾病に対する抵抗力のなさ、また、大人への依存が高く親密な関係が必要とされることなどを理由として、保育関係者の間でも集団保育に受け入れることに否定的な意見が大勢を占めていました。

しかし、都市への人口集中、核世帯や働く母親が増えるなど、子育ての社会的環境が変化するなか、産休明けから保育を必要とする家庭が増加したことにより、乳児の特性に十分配慮した保育所の設備及び運営面における体制を整備し、乳児の受け入れをする保育所が増え、1998年に乳児保育が一般化されました。1998年というと約20年前のことで、そんなに古くから乳児保育が一般的ではなかったこと、またその背景をまず理解していただきたいと思います。

ところで、児童福祉法第24条には、市町村には保育を実施する義務があることが定められています。そのため、保育所の不足や乳児保育を補完するために、

各市町村が家庭的保育や認証保育所などを自治体独自の保育事業として創設し、実施してきた経緯があります。待機児童対策が大きな課題となり、各市町村が保育所を増やしてきましたが、認可保育所だけでは、現在の保育需要に対応していくことが難しくなり、2015年度から子ども・子育て支援新制度が実施されています。



2018年4月1日現在、保育所等定員（保育所、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の2号認定、3号認定の合計）は、全国に280万人、利用児童は261万人です。現在では、幼稚園を利用する子どもの数よりも、保育所を利用する子どもの数が全体として多くなっています。そして、低年齢児、1, 2才児の保育の利用率が高くなってきています。

全国の市町村がそれぞれの地域の実情やニーズに対応して待機児童問題を解消するため、保育の受け皿を増やしています。しかし、保育所の待機児童は2018年4月1日の段階で約2万人（1万9,895人）です。これは4月の段階の数値で、秋頃には、この数字は倍以上になります。年齢でいうと、1・2歳児が71.7%を占めており、地域としては首都圏や近畿圏、その他政令指定都市や中核市などに多いという特徴があります。

日本で起こっている保育に関する問題はもう一つあります。それは人口減少地域、例えば、離島や山間部など、高齢化が著しく進んでいる地域では、かつては子どもたちが通っていた保育所や幼稚園があったところでも、小さい子どもを育てている家庭が非常に少なくなると、保育所や幼稚園の統廃合が進んで、子どもの家の近くに通える保育所や幼稚園がないというような地域もあります。これも待機児童問題と並んで、日本の保育の課題となっています。

地域型保育の事業概要② 子ども・子育て支援新制度の概要

2) 子ども・子育て支援新制度の目的

2) 子ども・子育て支援新制度の目的

2012年 子育て関連3法成立
2015年4月 子ども・子育て支援新制度施行

子育て家庭を取り巻くさまざまな環境が変化したことに対応するために、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の教育・保育地域の子育て支援を総合的に推進する。

待機児童の解消、人口減少地域での教育・保育の需要への対応、認定こども園の改善、地域子育て支援の充実など、すべての子育て家庭を対象に実施。

社会全体による費用負担 消費税率引き上げによる増収分を子育て支援分野の恒久財源とする。

2012年に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援法という新しい法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が2015年4月から施行されています。

子育て関連三法（2012）

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部を改正する法律）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

これは子育て家庭を取り巻くさまざまな環境が変化したことに対応するため、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するものです。

新制度が導入された背景として、結婚や出産・子育てについての希望と現実の乖離があります。未婚率が上昇し、生まれる子ども数が減るという現状に対し、18歳から34歳までの未婚の男女に行った調査結果では、約9割はいずれ結婚したい、子どもも2人以上ほしいと回答しています。しかし、現実はその

はなっていません。

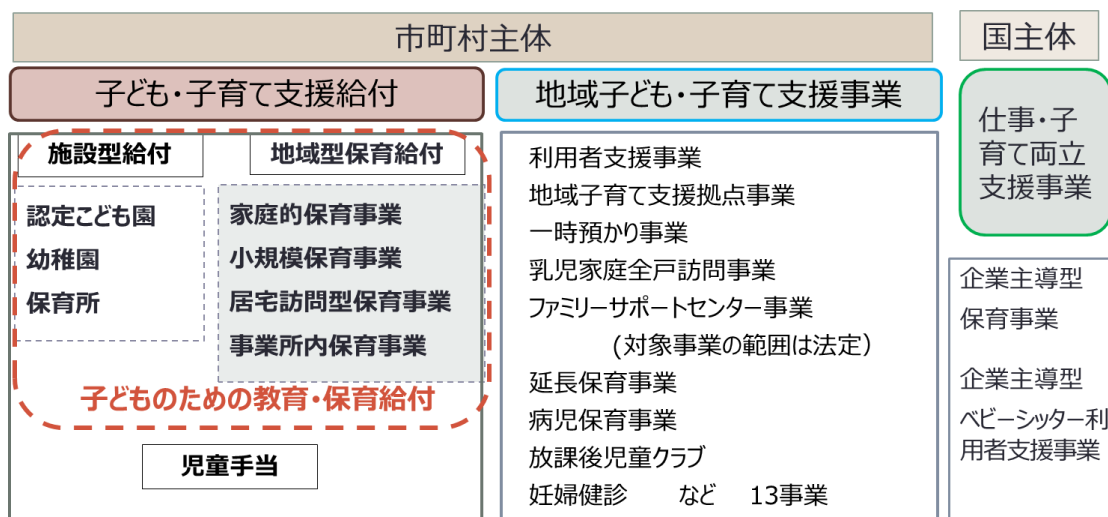
とりわけ女性にとっては就労と結婚・子育ては二者択一になっている現状があります。待機児童が多いため、保育所に入所するためにはフルタイムで働き続けることが必要で、子どもの年齢が低いうちは、働き方をセーブしながら、いずれフルタイムに復帰したいと思っても、パート就労では保育所に入所ににくい現状があります。育児休業も1年間は取得できるのに、保育所に入りやすい時期を考えて、早めに職場復帰する人もいます。このような状況を解消し、仕事、出産・子育ての希望が叶えられる社会が目指されています。

子ども・子育て支援新制度では具体的には、待機児童の解消、人口減少地域での教育・保育の需要への対応、認定こども園の改善、地域子育て支援の充実などを目指して、すべての子ども・子育て家庭を対象として実施されています。

新制度の検討には長い年月が費やされましたが、この制度を動かしていくための財源の確保が一つの大きな課題でした。

そのことについては、「社会保障と税の一体改革」の一環として実施されています。消費税は高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)にあてられていましたが、税率10%に引き上げる増収分を、全世代対応型の社会保障へと転換し、子育て支援分野の恒久財源と位置付け、社会全体による費用負担を行うことになりました。

3) 子ども・子育て支援新制度の全体像



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像は図に示すとおりです。まず、市町村主体と示されている部分は、市町村が実施主体となっているもので、財源は税金が中心です。従来からある認定こども園、幼稚園、保育所は施設型給付の対象となる施設です。また、地域型保育給付が新たに創設され、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が給付の対象となりました。これらの4事業を地域型保育事業と呼んでいます。保育所等と並ぶ認可事業として位置づけられています。

地域型保育事業を行う事業者は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(2014年、厚生労働省令第61号)に基づき、実施市町村が条例で定めた基準を満たし、実施市町村による認可・確認を受ける必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は地域の実情に応じて、市町村が中心となって推進する事業で、13事業あります。

2016年度には、仕事・子育て両立支援事業が創設され、企業主導型保育事業などが実施されています。こちらは、企業等の事業主が負担する子ども・子育て拠出金を財源とするもので、企業等で働く労働者のニーズに合わせて利用できる保育事業を推進するものです。市町村は関与しておらず、国が主体となっています。また、企業主導型保育事業は、認可外保育施設です。

企業主導型保育事業については、定員が20名未満の場合は小規模保育事業B型の基準と同等以上であることが求められています。

4) 子ども・子育て支援新制度の利用の仕組み

4) 子ども・子育て支援新制度の利用の仕組み

給付は、個人給付 → 事業者が法定代理受領

対象児童
3号認定：子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定を受けた3歳未満児 参考：
2号認定：保育の必要性の認定を受けた3歳以上児
1号認定：保育が必要ではない児童

保育の必要量に応じて
保育標準時間利用（1日11時間まで利用可）
保育短時間利用（1日8時間まで利用可）

どの保育を選択しても、同じ質の保育が同じ条件で利用できることを目指す仕組み。

保育の質を担保、給食提供、土曜保育、延長保育、同じ地域に暮らす世帯所得が同じ家庭であれば保育料は同じ

子ども・子育て支援新制度は、介護保険を模した仕組みと言われており、利用を希望する場合は、まず保育を必要とする認定を受けます。給付は利用者への個人給付が行われますが、実際には事業者が法定代理受領をします。

地域型保育の対象はいずれも、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定を受けた3歳未満児です。これを3号認定と呼んでいます。

従来は「保育に欠ける児童」と表現していましたが、「保育を必要とする乳児・幼児」と表現されるようになり、その対象範囲も広がりました。例えば、保護者が仕事を探している、職業訓練を受けている、学校に通っているなどの場合も保育を必要とする状態と判断されます。

また、保育の必要量により、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分されます。保育標準時間はフルタイム勤務の方が想定されたもので、最長11時間までの利用が出来ます。また、保育短時間利用はパートタイム就労の方が想定されており、一日8時間までの利用が出来ます。保護者は利用を希望する保育施設の名称を記載して申し込みをし、市町村が保育の必要度や申込状況を勘案して、利用調整をします。

大事なことは、新制度では子どもがどの保育を利用しても、保育の質が担保され、利用条件が等しくなることを目指す仕組みだということです。保育所に行けば良い保育が受けられるが、地域型保育ではそうでもないということがあ

って是不一样的のです。

保育の質を担保するためには、地域型保育事業でも、保育所保育指針に準じ、地域型保育の特性に留意して行うことが求められています。給食や延長保育もあり、また、同じ地域に暮らす世帯所得が同じ家庭であれば、どの保育を利用しても保育料金は同じということになります。

子ども・子育て支援新制度の仕組みについて、より詳細に学びたい方は、下記の内閣府子ども・子育て本部のWEBサイトを参照してください。

内閣府子ども・子育て本部 よくわかる「子ども・子育て支援新制度」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>

子ども・子育て支援新制度とは

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

子ども・子育て支援新制度について（平成30年5月 内閣府子ども・子育て本部）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei.pdf>

地域型保育の事業概要③ 地域型保育事業の概要

(2) 地域型保育事業の概要

		家庭的 保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
			A型	B型	C型		
定員		1～5名	6～19名	6～19名	6～10名	定員20名 以上：	1名
職員	職員 数	0～2歳児 3：1 (補助者を置く 場合5：2)	保育所の配置基準 +1名		0～2歳児 3：1 (補助者を置く 場合5：2)	保育所の基 準と同様 0歳児 3：1 1～2歳児 6：1	0～2歳児 1：1
	資格	家庭的 保育者	保育士	1/2以上保育 士。保育士以 外は研修実施	家庭的 保育者		家庭的 保育者
設備・ 面積		0～2歳児 いずれも 1人3.3㎡	0・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡		0～2歳児 いずれも 1人3.3㎡	定員6～ 19名： 小規模保育 事業A型・B 型の基準と 同様	—
給食		自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備、調理員					保育者による 調理、食事の 提供は行わな い。

家庭的保育者：市町村長が行う研修を受講した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者

地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業があります。いずれも児童福祉法に規定された保育事業です。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」により、定員や職員の配置基準、必要な面積、設備等が決められています。

【家庭的保育事業】

家庭的保育者の居宅その他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。家庭的保育者1人で子ども3人まで、家庭的保育補助者と一緒に保育する場合は、子ども5人まで保育することができます。

家庭的保育者とは、市町村長が行う研修(家庭的保育事業の基礎研修又は子育て支援員研修を指します)を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者です。保育士でない場合は、家庭的保育事業の認定研修を修了する必要があります。

保育者1人で子ども3人まで保育できると言っても、現実には難しく、多くの家庭的保育者は補助者と共に保育をしています。

家庭的保育補助者の資格は定められていませんので、子育て支援員研修修了者が家庭的保育補助者として働くことができます。

【小規模保育事業】

地域にある空き施設や賃貸住宅などを活用して行われる保育事業で、A型、B型、C型と3つの類型があり、それぞれ定員や職員配置の基準が異なります。

定員はA型、B型は6名～19名、C型については6名～10名です。独立した保育施設や、賃貸住宅、集合住宅の店舗スペースや商業施設などの他に、学校や幼稚園の空き室を活用して行われているところもあります。

職員体制はA型、B型の場合は、保育所の配置基準プラス1名です。保育所の職員の配置基準は、0歳児は子ども3人に保育士1人、1,2歳児は子ども6人に保育士1人です。

A型では、必要な保育者数すべて保育士でなければなりません。B型については必要な保育者数の半分以上が保育士であれば、それ以外の保育者は子育て支援員研修の修了者で良いことになっています。

C型の基準は家庭的保育と基本的に同じ基準で、複数の家庭的保育者が一緒に保育している形になります。ここでも子育て支援員研修の修了者が家庭的保育補助者として働くことができます。

【事業所内保育事業】

事業所内保育事業は、定員20名以上の場合は保育所の基準と同じになります。20人未満の場合は小規模保育A型、B型と同様の基準です。

事業所内保育は、従来から行われているものもありますが、地域型保育の事業所内保育、企業主導型保育事業は、それぞれ異なります。地域型保育の事業所内保育については、ある企業や事業所で働く労働者のための保育施設ではありますが、定員に応じて近隣に暮らす子育て家庭のための枠(地域枠)を設けなければなりません。例えば、定員10名の場合は3人の地域枠、定員が19名の場合は5人の地域枠を設けなければならないという規定があります。

【居宅訪問型保育事業】

居宅訪問型保育事業は保育者が子どもの居宅を訪問して、1対1で行われる保育事業ですが、対象児童が障害や慢性疾患等個別のケアが必要で集団保育になじまない場合や待機児童対策として実施されています。この保育については、居宅訪問型保育事業の基礎研修を修了した家庭的保育者でなければ従事することが出来ません。

地域型保育の特徴

(1) 地域型保育の定義

2 地域型保育の特徴

(1) 地域型保育の定義

地域型保育事業の4事業は
児童福祉法第六条の三 ⑨、⑩、⑪、⑫に規定される。

第一号 …… 3歳未満の乳児・幼児の保育を規定
第二号 …… 3歳以上の幼児の保育を規定
⇒ 人口減少地域の保育需要への対応

地域型保育事業の各事業は、児童福祉法上に位置づけられていますが、その条文では、いずれも、第一号で3歳未満児の保育について規定し、第二号では3歳以上の幼児の保育について規定しています。本来は3歳未満児を対象とする保育なのですが、人口減少地域などで、3歳以上の幼児の保育にかかる保育の体制がないなどの場合に、市町村長の判断により、3歳以上の子どもについてもこの保育を提供することが可能であることが示されています。

これは、人口減少地域で保育や幼児期の教育を受けられない状態にある子どもに、保育や教育を保証するための対応です。

次ページの資料で、児童福祉法の条文を確認してみましょう。

資料 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 6 条の 3 第 9 項

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下、「保育を必要とする乳児・幼児」という）であつて満 3 歳未満のものについて、家庭的保育者（略）の居宅その他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が 5 人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

第 6 条の 3 第 10 項

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下に限る。）において、保育を行う事業。

二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

第 6 条の 3 第 11 項

この法律で居宅訪問型保育とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において、保育を行う事業

第 6 条の 3 第 12 項

この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。（略）

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する動労社の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設。

ロ（略） ハ（略）

二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(2) 地域型保育の特徴

(2) 地域型保育の特徴

* 保育所との共通点

対象は保育の必要性が認められた子ども
1日8時間を基本とする毎日の保育

* 保育所との相違点

0歳児を含む小集団の異年齢保育の地域型保育
多種多様な専門性を持つ職員のいる保育所
いくつもの役割を担う地域型保育の保育者
保育者の資格要件の差異
園内研修の機会、専門機関への相談体制等

保育所保育との共通点

対象は保育の必要性が認められた子ども

地域型保育の利用者の多くは保育所を申し込んだが、入れなかった家庭です。つまり、地域型保育を利用している子どもの多くは、保育所を利用したかもしれない子どもたちです。3歳未満の子どもに焦点を当てると、同じニーズを持つ家庭の子どもを対象とする毎日の保育であるという点が共通しています。

保育内容を保育所保育指針に準じて行う点も共通しています。

保育所保育との相違点

0歳児を含む小集団の異年齢保育

保育所では年齢別クラス構成で保育が行われ、1年間を通じて、4月に揃った子どもたちを保育していくこととなりますが、地域型保育では、年度途中での入所や、保育所に空きが出た段階で保育所に移行する子どももいます。その後同じ年齢の子どもが入所してくるとは限りません。また、子どものグループ分けも、人数自体が少ないので年齢別に均等に分けることはできない可能性があり、その中に0歳児が少人数いることもあります。年間を通じて、子どもの変動が激しいこと、年度毎、あるいは年度中にも年齢構成が変わる可能性があること、そして、0歳児を含む異年齢の保育であるという特徴があります。

そのため、今来ている子どもたちを対象として、随時指導計画を見直したり、環境を整備し直したりすることが必要になります。

そして、地域型保育では、基本的に3歳未満の子どもが対象なので、3歳にな

った年度末までしか在籍することができないので、年長児はいません。

保育者の資格要件の差異

それぞれの保育事業に従事する保育者の資格要件の違いがあります。

職員体制

保育所には、施設長、副施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医、事務職員など、多種多様な経験と専門性を持つ職員がいます。地域型保育でも嘱託医や調理員を置かなければならないですが、看護師や栄養士はいない場合も多いです。

子どもの数が少なければ、職員の数も少なく、地域型保育ではいろいろな業務を保育者が分担して担当している場合もあります。また、朝夕の時間帯など、子どもの数が少ないときは保育者の数も少なくなるため、保育者 1 人ひとりが緊急時や子どもの体調に異変が見られたときに対応できるようにしておくことが求められます。

園内研修の機会、専門機関への相談体制等

大きい施設では園内研修の機会もありますが、地域型保育では努めて施設外で行われる研修の情報を得て、参加することも必要になります。

また、子どもの成長発達上の課題や、保健、子どもの家庭の問題など、相談所源を必要とする際に、他職種のある保育所では相談できる専門職がいたり、専門機関ともつながりやすいが、地域型保育の場合はそれぞれの分野の相談先を外に求める必要があることが多いです。

(3) 地域型保育の理念

(3) 地域型保育の理念

利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、
一人一人の人格を尊重して、その運営を行わ
なければならない。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
第5条1項（家庭的保育事業者等の一般原則）
2014年、厚生労働省令第61号

「利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」

これは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に、家庭的保育事業者等の一般原則としてあげられていることです。地域型保育に限らず、児童福祉施設には必ずこのことが書かれています。

地域型保育の対象となる子どもは3歳未満で、まだ自分の意見も十分に表明できないし、生活の大部分を大人に依存する存在です。そのような子どもでも大人と同じ人権を持つ存在であることに配慮するとともに、子どもの発達や経験の個人差などにも留意し、1人ひとりの人格を尊重した保育を行わなければなりません。

保育所保育指針に準じる保育



地域型保育の保育内容は「保育所保育指針」に準じ、それぞれの保育事業の特性に留意して行うことが求められています。保育所と書かれているところを、それぞれの保育事業に読み替えて理解するようにしましょう。

保育所保育指針はおおよそ10年に一度改正があります。現在は平成29年告示の保育所保育指針が適用されています。今回の改正では、乳児保育や1歳以上3歳未満児の保育内容が具体的に書かれています。厚生労働省より解説も出されていますので、是非目を通しておくようにしましょう。

保育所保育指針に準じる保育

保育所保育指針 総則 1 保育所保育に関する基本原則

保育所をそれぞれの保育事業に読み替えて理解する。

(1) 保育所の役割 ア

入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(2) 保育の目標 ア

「子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場」が地域型保育であることを認識し、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」ことを目標とする。

保育所保育指針第1章総則の1保育所保育に関する基本原則には(1)保育所の役割が書かれており、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」とあります。

「子どもの最善の利益」とは日本も1994年に批准している「児童の権利に関する条約」第3条第1項に定められていますが、保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表す言葉です。これは地域型保育でも大事にしたいことです。

また、同様に、(2)保育の目標、(3)保育の方法、(4)保育の環境、(5)保育所の社会的責任についてもよく理解しておきましょう。

特に保育の目標として上げられている、「子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に過ごす場」が地域型保育であることを認識し、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」ことを目標とすることを確認しておきましょう。

(4) 連携施設の役割

(4) 連携施設の役割

連携施設（保育所・認定こども園・幼稚園）に
求められる役割

- 1) 集団保育の提供などの保育内容の支援
- 2) 代替保育の提供
- 3) 満3歳以上の保育の受入れ先の確保

地域型保育の事業者は、利用している子どもへの保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供が終了する満3歳以上の子どもに対して、必要な教育または保育が継続して提供されるように連携施設を設けなければならないことが規定されています。

連携施設とは、保育所、認定こども園、幼稚園などですが、大きく3つの役割が求められています。

1) 集団保育の経験・相談支援

園庭開放の活用や行事への参加、あるいはクラスに入っでの交流や合同保育は、日頃は少人数での保育を受ける子どもたちが集団活動を経験する機会となります。特に、地域型保育には年長児がいません。交流するまでには至らないかもしれませんが、園庭開放の活用などで自分たちよりももう少し大きい子どもたちの活動の姿を見ることも大事な経験になります。又、保育所での保育に参加することは地域型保育の保育者の学びになることもあるでしょうし、必要なときに保育所の職員に相談しやすい関係が生まれることも期待されます。

2) 代替保育

これは特に家庭的保育事業に必要となるものですが、家庭的保育者が研修参加や病気などの理由で休暇を取得する際に、子どもの保育を連携施設で提供するものです。保護者は子どもを直接連携施設に連れて行き、迎えに行くこととなります。連携施設では、当該年齢のクラスに入ることもありますが、その場

合は日頃からの交流があることが望ましいです。また、一時預かりの枠の中で保育する場合があります。

3) 満3歳以上の保育の受け入れ

地域型保育では子どもが3歳に達した年度末までしか在籍できませんから、それ以降について、保護者の希望に基づき、連携施設でその子どもを受け入れる枠を確保することにより、スムーズな移行ができるようにするものです。

しかし、連携施設の確保は思うように進んでいなかったり、連携施設とは名ばかりでほとんど交流もないような場合もあるようです。こういったことが連携施設の課題になっていますが、保育を利用する子どものために、なんとか解消していく必要があります。

地域型保育の意義

(5) 地域型保育の意義

(5) 地域型保育の意義

1. 家庭的環境での保育
2. 小集団を対象とするきめ細やかな保育
3. 少人数の保育者が対応
4. 子どもの生活リズムの尊重
5. 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験
6. 保護者への緊密な子育て支援
7. 地域の子育て支援

保育所などの規模の大きな集団で行われる保育では得にくい地域型保育ならではの特徴がもたらす意義があります。

1. 家庭的環境での保育

保育の場所は家庭的保育は保育者の居宅であることも多いですが、小規模保育や事業所内保育では賃貸住宅や施設の空き室、店舗スペースなどさまざまです。住宅の場合は、子どもが暮らす居宅と同じ生活のための場であり、家庭の空間構成（細かく区分されている）や室内環境が低年齢の子どもにはなじみやすいという点があります。

小さい空間では保育者と子どもの距離が近くなるため、子どもには安心感があります。保育者にとっても、小さい空間の中で子どもの姿を把握しやすいという利点があります。また、子どもに声かけをするときも大声を出す必要がありません。

広い空間はないかもしれませんが、小さい部屋、廊下、行き止まり、家具の配置によってできるコーナーなど、子どもにとって格好の遊び場になることもあります。

そして小さい施設の特徴として、1日の生活の流れが見えていることがあげられます。調理場で給食の準備が始まり、音やにおいが漏れてくる。「今日はなあ

に？」という会話がある。食事が済んだら、食器を洗う音が聞こえてくるなど、生活の流れを感じながら過ごしています。

また、家庭的保育者の居宅で保育が行われる場合は、家庭的保育者の家族がいることも特徴の一つであり、さまざまな年代の家族とかかわりを持つことができます。

2. 小集団を対象とするきめ細やかな保育

地域型保育では小集団を対象とするため、個別的な配慮を行いやすいという特徴があります。年齢や月齢も異なる1人ひとりの子どもの発達過程、体質や気質、その時々々の興味関心、日々の体調や機嫌などに応じて、きめ細やかに保育を行うことができます。

また、小集団であることから、子どもの様子に応じて、柔軟にその日の計画を変更しやすい利点もあります。

3. 少人数の保育者が対応

少人数の保育者が保育を行い、十分なスキンシップや応答的関わりをもてることから、子どもとの間に愛着関係を築きやすい特徴があります。子どもの様子を身近にみているため、子どもの発達面や体調、情緒などの変化にも気づきやすく、発達を促す活動を計画したり、あるいは病気の予防の対応などを行うことができます。

4. 子どもの生活リズムの尊重

少人数の子どもを対象とすることから、1人ひとりの子どもの生活リズムを尊重した保育を行うことができます。子どもの24時間の生活を考慮し、子ども自身の生活リズムを大切にすると同時に、子どもの発達に応じた適切な生活リズムを確立することができます。

5. 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験

家庭における保護者と子どもだけの生活から、子どもはいずれ大きな集団で生活することになります。地域型保育での小集団保育は、そのちょうど中間の段階にあると言えます。

また、異年齢で過ごすことから、家庭では味わうことが難しい「きょうだい

体験」をしながら、成長の機会をつかんでいます。

自分よりは少し年齢の高い子どもができることにあこがれたり、まねをしたり、自分もできるようになりたいと思う、あるいは年齢の低い子どもの世話を焼こうとする姿が見られるなど、低年齢の子どもたちの間にも、微笑ましい場面がたくさん見られます。こういったことを通じて社会性を身につけているのでしょう。

小集団での保育を受けながら、連携施設などで大きい集団での活動経験などを積み重ねることにより、集団保育への移行が子どもに無理のない形で行われます。

6. 保護者への緊密な子育て支援

保育者は登園時も降園時も保護者と顔を合わせ、子どものことを中心に情報を伝え合います。保護者との関係は親密になりやすく、保護者の育児観や希望、家庭での状況を理解した対応を取りやすく、信頼関係が築きやすいと言えます。

特に初めて子育てをしている保護者も多く、保育者は子育ての相談者であり、悩みや喜びを共有する育児のパートナーでもあります。

7. 地域の子育て支援

地域型保育では、地域にある社会資源を活用しながら保育を行っていますので、毎日のように散歩に出かけ、公園に行くなどしています。

地域型保育を利用する子どもにとって、地域とのつながりは保育の一環であり、保育者にとっても地域の子育て支援者としての役割を果たす機会ともなります。

子育て支援というのは、地域の親子を招いてイベントをすることだけではありません。子どもたちを連れて外に出かけたときに、ベビーカーを押している保護者に会えば、挨拶を交わしたり、公園で過ごすときに近くにいたら、話しかけたりしていると思います。地域型保育の子どもたちと一緒に遊ぶ機会もあるかもしれません。また、地域の情報提供をすることもあると思います。何か特別なことをしなくても、そういうことが地域の子育て支援となっています。

3 地域型保育のリスクを回避するための課題

3 地域型保育のリスクを回避するための課題

- (1) 開かれた保育
- (2) チームワークで行う保育
- (3) さまざまな地域資源の活用
- (4) 自己研鑽と健康管理
- (5) 保育ネットワークの活用

家庭的環境での保育、少人数の保育者が関わる少人数保育には見方を変えればリスクを生み出す可能性があることを認識し、そのリスクを回避することを常に念頭に置く必要があります。

(1) 開かれた保育

地域型保育は新しい保育です。保育所ではないところ、保育者の居宅や賃貸住宅などを使って行われる保育は「見えないところで行われる保育」として、その密室性や安全性を懸念する声が聞かれます。そのことが地域型保育の普及や利用促進を妨げる要因となっていることも考慮し、「開かれた保育」を心掛ける必要があります。

「開かれた保育」とはどのような保育でしょうか。いつでも誰でも出入り自由な開放的な保育ではありません。そこで保育を受ける子どもの安全性やプライバシーを守りながら、そこでどのような保育が行われているかを、保護者に、近隣に、地域の保育関係者に、役所に、地域住民に伝えるための情報提供や情報開示をしていくことが求められます。

地域型保育を知らない方は、想像によるイメージだけを膨らませてこういう保育だろうと考えているかもしれませんが、それが実態とは異なることもあります。地域資源の活用と地域の方たちとの交流を深め、地域型保育の存在とその本当の姿を知ってもらうことが開かれた保育への一つの方法となります。

(2) チームワークで行う保育

地域型保育事業には、多くの保育者がシフトを組んで働いている施設も多いです。保育士もいますし、子育て支援員研修を修了した保育者もいます。大勢の保育者がチームを組んで行う保育の良さはそれぞれの保育者の持つ優れた能力や技術、知識、アイデアを結集した豊かな保育を提供できることにあります。

その利点を生かした保育を行うためには、職員 1 人ひとりが保育目標や方針を共通理解し、日々の子どもの状況に関する情報を共有し、安全の確保や緊急時対応などを徹底していくことが必要です。日々、保育を行うなかで、短い時間でも打合せを行うことや、記録を通じて情報を伝達することは簡単なことではありませんが、チームワークの取れた保育を行うためには、必ず行わなければなりません。

(3) さまざまな地域資源の活用

保育は保育施設のなかだけで行うものではありません。地域全体を自分たちの保育の場として捉え、地域にある社会資源を活用する保育を心掛けてほしいと思います。

それは、公園や保育所の園庭開放、地域子育て支援拠点、図書館などの公的な施設や場所の活用に留まらず、近所の散歩道や道沿いにある住宅の庭にある木の実や花、ペットなどの生き物も含まれます。散歩の時に子どもたちに声をかけてくれる近隣の住民や、店先に並ぶ季節の野菜や果物なども保育に生かせる環境です。

直接子どもとふれあうことはないかもしれませんが、子どもの保育に活用できるリサイクル品を提供してくれる人や、芋掘り体験ができる畑を貸してくれる人など、さまざまな人とのつながりを大切にして保育に取り組んでほしいと思います。

地域型保育の施設には園庭がないところも多くありますが、そのことをデメリットとして捉えるのではなく、園庭がないからこそ、毎日外に出かけるのであり、そのことにより保育が豊かに展開されることは、デメリットというよりも、むしろ、メリットとして捉えることができます。

(4) 自己研鑽と健康管理

日々、保育や子育てに関する情報は更新されています。その情報は保育者自らが意図的に取り入れようとしなければ、古い情報のままになってしまうかも

しれません。

今という時代に子育てをしている保護者を支援し、子どもの保育を行う上で保育者は常に新しい情報を持ち続けることが必要です。以前学んだことがあったとしても、学び直しも大切です。

また、良い保育を提供するためには保育者自身が心身共に健康であることが大前提となります。そのためには、過労や体調不良に配慮し、リフレッシュできる工夫をしたり、悩みごとなど相談できる人を見つけておくことも大事なことになります。

(5) 保育ネットワークの活用

保育者としての喜び、悩み、苦労を最も理解してくれるのは、同じ保育に従事する保育者ではないでしょうか。保育者同士で保育を語り合うことにより、日頃の苦労が軽減されたり、あるいは他の保育者から保育のヒントをもらうことがあるかもしれません。

地域型保育の組織には全国的なものから、市町村単位、あるいはもっと小さい地域のネットワークなど、さまざまな組織があります。研修に参加したときに、参加している方同士で話し合うこともできますから、同じ保育に従事する方や、あるいは子育て支援員として働く仲間と是非つながってほしいと思います。

学びのポイントとまとめ

学びのポイントとまとめ

- *子ども・子育て支援新制度（2015～）について理解を深めましょう。
- *地域型保育事業は、認可事業であり、保育所等と同じ質の保育を提供する必要があります。保育の目標も確認しましょう。

- *保育所保育指針を学び、子どもの発達過程を踏まえた計画的な保育を行うことが大切
- *子どもの安全を確保する上では、環境整備、緊急時の対応、子どもの病気などの知識や技術も必要
- *子育て支援員研修での学びをスタート地点として、機会ある毎に学びを深めましょう。

この講義では、2015年からスタートした子ども・子育て支援新制度について理解し、新たに創設された地域型保育事業の概要について学びました。

地域型保育事業は保育所と並ぶ認可事業として位置づけられたものです。保育所に入所できるまでの「つなぎの保育」ではないということを是非認識してください。家庭的保育でも、小規模保育でも、事業所内保育でも、保育所と同じ質の保育が提供されることが必要です。講義のなかでも触れたように、「子どもが生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場」となるわけですから、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とする」ことを忘れずに保育にあたってください。

そのためには保育者 1 人ひとりが、保育所保育指針の理解を深め、子どもの発達の過程を踏まえた計画的な保育を行うことが大切です。子どもの安全を確保する上では、環境整備や緊急時の対応、子どもの病気などの知識や対応するための技術も必要になります。

子育て支援員研修での学びをスタート地点として、機会ある毎に学びを深めていただきたいと思います。

参考図書

尾木まり「第 1 章 地域型保育の概要」 家庭的保育研究会編『地域型保育の基本と実践 子育て支援員研修 <地域保育コース>テキスト』
福村出版 2018

厚生労働省編 「保育所保育指針解説」平成 30 年 3 月 フレーベル館 2018

三輪律江・尾木まり（編著）「まち保育のススメ ―おさんぽ・多世代交流・地域交流・防災・まちづくり」萌文社 2017

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究
子育て支援員研修（地域保育コース 地域型保育選択科目）

地域型保育の概要

サンプル版動画 研修用レジメ

平成 31 年 3 月

制作協力：子どもの領域研究所 所長 尾木 まり
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：03-6733-1024
FAX：03-6733-1028

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の
活用等に関する調査研究

報告書

平成 31 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028